

鴨川市障害者（児）福祉総合計画

令和6年3月

鴨川市



はじめに



鴨川市ではこれまで「障害のある人もない人も、ともに暮らせる地域をつくる」という考え方のもと、障害者に暮らしやすいまちづくりに向けて様々な障害福祉施策に取り組んでまいりました。

近年、障害者を取り巻く環境は令和3年に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（医療的ケア児支援法）をはじめとする法制度の整備が進み、福祉ニーズは多様化しております。

このため、本市では令和6年度から6年間を計画期間とする「障害者基本計画」と、3年間を計画期間とする障害者への必要なサービス量等を定める「第7期障害福祉計画」、さらには、障害児についてのサービスを定めた「第3期障害児福祉計画」を1本にまとめた「鴨川市障害者（児）福祉総合計画」を策定しました。

本計画では「手をとりあって ともに暮らし つながるかもがわ」を基本理念とし、障害のある人もない人も誰もが市民として、お互いに尊重しあい支えあい、地域の中でともに育ち生活を営み、社会的役割を担いながら地域とそこに暮らす人々がつながり、活躍することができるまちを目指します。

「障害者基本計画」では、相互理解と共感の促進や雇用・就業の促進、生活支援の充実等について、また、「障害福祉計画」では、地域共生社会の実現の取組や自己決定の尊重と意志決定の支援、障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの充実等について、「障害児福祉計画」では、専門性の高い療育の促進や家族支援の強化等を掲げています。

地域共生社会の実現を目指し本計画の実現には市民の皆様と行政が手を携えて福祉施策を展開する必要があると考えておりますので、今後とも御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに本計画の策定にあたり、貴重な御意見をいただきました鴨川市障害福祉計画等策定委員会委員の皆様並びに障害福祉アンケートに御協力いただきました市民の皆様に対しまして、心から御礼を申し上げます。

令和6年3月

鴨川市長 長谷川 孝夫

目次

| | |
|-------------------------------------|-----------|
| 第1編 総論 | 1 |
| 第1章 計画策定にあたって | 3 |
| 第1節 計画の目的 | 3 |
| 第2節 計画の位置づけと期間 | 3 |
| 第3節 計画の対象者 | 5 |
| 第4節 計画策定の方針と検討体制 | 6 |
| 第5節 近年の制度改正の動向 | 7 |
| 第2章 障害者数の推移と推計 | 15 |
| 第3章 アンケート調査等から見た現状 | 16 |
| 第1節 アンケート調査概要 | 16 |
| 第2節 福祉に関するアンケート調査結果 | 17 |
| 第3節 子ども用アンケート調査結果 | 28 |
| 第4節 事業所アンケート調査結果 | 33 |
| 第4章 計画の基本的方向 | 34 |
| 第1節 将来像 | 34 |
| 第2節 施策目標 | 35 |
| 1 相互理解と共感の促進 | 35 |
| 2 保健・医療の充実 | 35 |
| 3 教育・育成の充実 | 35 |
| 4 雇用・就業の促進 | 36 |
| 5 生活支援の充実 | 36 |
| 6 生活環境の整備 | 36 |
| 7 文化・スポーツ・まちづくり活動の促進 | 37 |
| 第3節 施策の体系 | 38 |
| 第2編 障害者基本計画 | 39 |

| | |
|---|-----------|
| 第1章 相互理解と共感の促進 | 41 |
| 第1節 啓発広報活動の推進 | 41 |
| 第2節 福祉教育の推進 | 43 |
| 第3節 ふれあいの促進 | 44 |
| 第4節 住民主体の活動の促進 | 45 |
| 第2章 保健・医療の充実 | 46 |
| 第1節 保健・療育の早期実施の推進 | 46 |
| 第2節 心と体の健康づくりの推進 | 47 |
| 第3節 地域医療・医学的リハビリテーションの充実促進 | 49 |
| 第3章 教育・育成の充実 | 51 |
| 第1節 特別支援教育の推進 | 51 |
| 第2節 保育・教育等の充実 | 54 |
| 第4章 雇用・就業の促進 | 56 |
| 第1節 一般就労の促進 | 56 |
| 第2節 行政自身の障害者雇用対策の強化 | 58 |
| 第3節 福祉的就労の促進 | 59 |
| 第5章 生活支援の充実 | 61 |
| 第1節 在宅生活への支援の充実 | 61 |
| 第2節 日中活動への支援の充実 | 67 |
| 第3節 居住の場への支援の充実 | 69 |
| 第4節 相談体制の充実 | 70 |
| 第5節 円滑なコミュニケーションの支援 | 72 |
| 第6節 権利擁護の推進 | 73 |
| 第6章 生活環境の整備 | 76 |
| 第1節 障害者にやさしい公共空間の確保 | 76 |
| 第2節 移動手段の確保 | 77 |
| 第3節 住宅環境の整備 | 78 |
| 第4節 生活安全の確保 | 79 |
| 第7章 学習・スポーツ、まちづくり活動の促進 | 81 |

| | | |
|------------|---------------------------------|-----------|
| 第1節 | 生涯学習の推進 | 81 |
| 第2節 | スポーツ・レクリエーションへの参加の促進 | 81 |
| 第3節 | 障害者団体・家族支援の推進 | 82 |
| 第4節 | 地域活動・まちづくり活動への参画の促進 | 83 |
| 第3編 | 障害福祉計画 | 85 |
| 第1章 | 基本目標 | 87 |
| 第1節 | 地域共生社会の実現に向けた取組 | 87 |
| 第2節 | 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 | 87 |
| 第3節 | 市を主体とした障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの充実 | 87 |
| 第4節 | 地域生活移行、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 | 87 |
| 第2章 | 成果目標 | 88 |
| 第1節 | 「福祉施設入所者の地域生活移行」の目標 | 88 |
| 第2節 | 「地域生活支援の充実」の目標 | 88 |
| 第3節 | 福祉施設から一般就労への移行等の目標 | 89 |
| 第4節 | 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の目標 | 92 |
| 第5節 | 相談支援体制の充実・強化等の目標 | 92 |
| 第6節 | 障害福祉サービス等の質向上に係る目標 | 93 |
| 第7節 | 発達障害者等に対する支援の目標 | 93 |
| 第3章 | サービス事業量の見込みと提供体制の確保策 | 95 |
| 第1節 | サービス事業量の見込みの全体像 | 95 |
| 1 | 障害福祉サービス | 97 |
| (1) | 訪問系サービス | 97 |
| (2) | 日中活動系サービス | 99 |
| (3) | 居住支援・施設系サービス | 102 |
| (4) | 在宅生活支援 | 104 |
| 2 | 相談支援 | 105 |
| (1) | 相談支援 | 105 |
| 3 | 地域生活支援事業 | 107 |

| | |
|---------------------------------------|------------|
| (1) 必須事業 | 107 |
| (2) 任意事業 | 119 |
| 第4章 その他の関連事業等 | 123 |
| 第1節 成年後見制度利用促進基本計画 | 123 |
| 第2節 障害者職員活躍推進計画 | 123 |
| 第3節 虐待防止連携協議会 | 125 |
| 第4節 災害等の非常事態に備える体制作り | 125 |
| 第4編 障害児福祉計画 | 127 |
| 第1章 基本目標 | 129 |
| 第1節 専門性の高い療育の促進、支援体制の整備 | 129 |
| 第2節 家族支援の強化と地域社会への参加、包容(インクルージョン)の推進 | 129 |
| 第2章 成果目標 | 130 |
| 第1節 児童発達支援センターの設置 | 130 |
| 第2節 障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制の構築 | 130 |
| 第3節 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保 | 130 |
| 第4節 医療的ケア児支援の協議の場の設置 | 131 |
| 第3章 サービス事業量の見込みと提供体制の確保策 | 132 |
| 第1節 サービス事業量の見込みの全体像 | 132 |
| (1) 障害児相談支援 | 133 |
| (2) 障害児通所支援 | 134 |
| 第5編 計画の推進体制 | 137 |
| 第1章 円滑な推進に向けた方策 | 139 |
| 第1節 適切なケアマネジメントの実施 | 139 |
| 第2節 地域自立支援協議会の円滑な運営 | 139 |
| 第2章 計画の進行管理 | 140 |

| | |
|---------------------|-----|
| 第3章 専門従事者の育成・確保 | 141 |
| 第4章 行政職員の資質向上 | 141 |
| 第5章 財源の確保 | 141 |
| 参考資料 | 143 |
| 鴨川市障害福祉計画等策定委員会設置要領 | 145 |
| 鴨川市障害福祉計画等策定委員会委員名簿 | 146 |
| 用語解説 | 147 |

第1編 総論

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画の目的

国では、令和3年に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下「医療的ケア児支援法」）が施行され、保育所、認定こども園や放課後児童健全育成事業、学校での医療的ケア児の受け入れに向けて支援体制が拡充されることになりました。また、令和4年に障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的とし、「障害者による情報の取得及び利用並びに意志疎通に係る施策の推進に関する法律」（以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」）が施行されました。次いで、令和5年には、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）を目指し、「障害者基本計画（第5次）」が施行され、地域共生社会の実現に向けた、障害者施策の基本的な方向が示されました。

千葉県では、令和3年度を初年度とした「第七次千葉県障害者計画」において「障害のある人が地域でその人らしく暮らせる共生社会の構築」を基本理念に定め、計画策定に係る基本的な考え方として、自己決定の尊重と意思決定の支援、あらゆる場面におけるアクセシビリティの向上等を示しています。

本市においては、平成30年3月に「鴨川市障害者（児）福祉総合計画」（平成30年度～令和5年度）を策定しました。この間、実施計画となる「第6期障害福祉計画」に加え、令和3年の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」）・児童福祉法の改正による「障害児福祉計画」を定めて「第2期障害児福祉計画」を策定し、障害者（児）福祉の一層の強化を図り総合的に推進してきました。

平成30年3月策定の「鴨川市障害者（児）福祉計画」は、計画期間が令和5年度で満了するため、令和6年度から新たな「鴨川市障害者（児）福祉計画」として、実施計画となる「鴨川市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を包含し、策定するものです。地域共生社会を目指す地域福祉の実現、また障害者自身による意思決定や社会参加の機会を拓げるための実施計画として、掲げた成果目標の達成を目指します。

第2節 計画の位置づけと期間

「鴨川市障害者基本計画」は、障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」として位置づけられるもので、障害のある人の生活全般にかかる幅広い分野の施策を総合的に推進するための基本的な計画です。

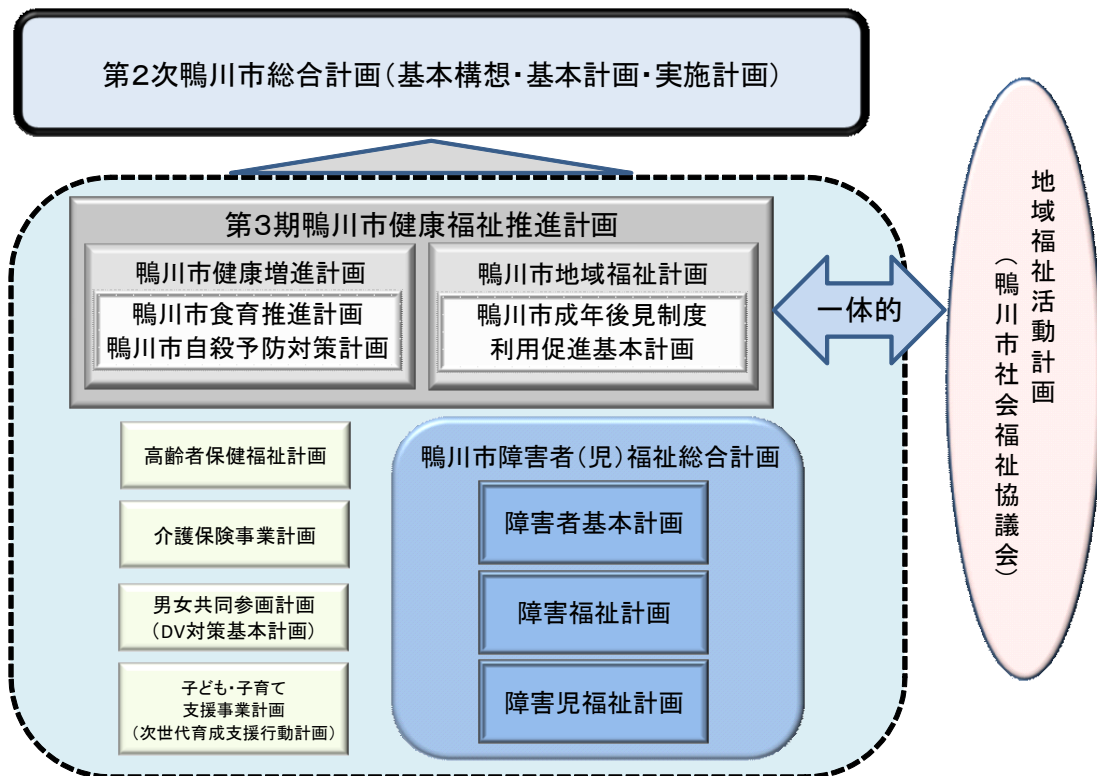
また、本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に定める「市町村障害福祉計画」

(障害福祉サービス量を定めた計画・本市においては「鴨川市障害福祉計画」)及び児童福祉法第33条の20第1項に定める「市町村障害児福祉計画」(障害児通所支援及び障害児相談支援のサービス量を定めた計画・本市においては「鴨川市障害児福祉計画」)の上位計画になります。

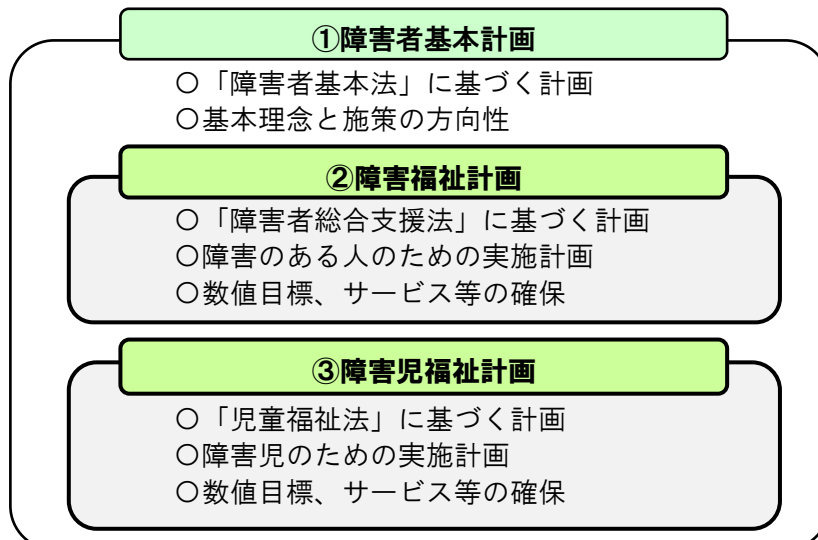
なお、本計画は、障害に関わる総合的な計画として、「障害者基本計画」及び「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」を一体化し、「鴨川市障害者(児)福祉総合計画」とします。

本計画の策定に当たっては「第3期鴨川市健康福祉推進計画」を上位計画と位置づけ、その計画を構成する「鴨川市地域福祉計画」との整合性を図りつつ、市の関連福祉計画との連携を取りながら推進します。

計画の位置づけ



障害者基本計画と障害福祉計画・障害児福祉計画の関係



計画期間は、「障害者基本計画」は令和6年度から令和11年度までの6年間、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

計画期間

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|--------------------------|---------------|---------------------------------|-------|-------|-------|-------|----------------------------------|-------|--------|--------|--------|
| 鴨川市健康福祉推進計画 鴨川市地域福祉計画 | | 第3期鴨川市健康福祉推進計画 (令和3年度～令和7年度) | | | | | 第4期鴨川市健康福祉推進計画 (令和8年度～令和12年度) | | | | |
| 福祉総合計画 鴨川市障害者(児) | 鴨川市障害者基本計画 | | | | → | | | | | | |
| | 鴨川市第7期障害福祉計画 | | | | → | | | | | | |
| | 鴨川市第3期障害児福祉計画 | | | | → | | | | | | |

第3節 計画の対象者

「障害者基本計画」は、障害者だけでなく、すべての市民を対象とした、すべての市民のための計画です。一方、「障害福祉計画」は、障害福祉サービスの利用者を対象とします。

「障害者」という言葉の定義は、障害者基本法第2条では「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とされています。これを基本とし、てんかんや難病などに起因する障害のある方などを含めて「障害者基本計画」の対象となります。

これに対して「障害福祉計画」は、障害者基本法及び障害者総合支援法などの以下の関連法に基づき、身体障害、知的障害、精神障害及び難病患者等を対象とします。

《 障害者の定義 》

【障害者基本法】

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

【障害者総合支援法】

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条第1項に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病そ

の他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。

「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児及び精神障害者のうち18歳未満である者をいう。

【児童福祉法】

第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいう。

2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童または精神に障害のある児童(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害児を含む。)をいう。

【発達障害者支援法】

第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活または社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは発達障害者のうち18歳未満のものをいう。

第4節 計画策定の方針と検討体制

計画の策定にあたっては、国が定める基本指針等を踏まえて、第7期計画等を策定します。また、「障害者等の当事者の参画」によりニーズの把握に努めるなど、障害者等の意見の反映に努めます。サービスの提供基盤整備には障害及び障害者等に対する「地域社会の理解促進」が欠かせず、障害者等をはじめ地域住民、企業など幅広く参加を求めます。

あわせて、障害者総合支援法及び児童福祉法の基本理念を踏まえ、保健、医療、介護、児童福祉、教育、文化芸術、雇用等の分野を超えた総合的な取組を推進するため、各種行政機関、企業、医療機関等の関連する機関の参加を求め、理念や目標の共有化、地域におけるネットワークの強化を進めます。

1. 協議体における検討

計画の策定においては、鴨川市障害福祉計画等策定委員会を設置し、広く市民等の意見を集め、必要な事項を協議します。鴨川市障害福祉計画等策定委員会の委員は、障害者団体、福祉関連団体、保健医療関係者、障害福祉事業関係者及び教育関係者から組織されます。

2. アンケート調査・ヒアリング等の実施

本計画の策定にあたって、施策、事業の評価、成果目標、障害福祉サービス等

の見込量の算定及び計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査等を実施しました。

- 『鴨川市福祉に関するアンケート調査』
- 『子どもの発育・発達に関するアンケート調査』
- 『事業所アンケート調査』

3. パブリックコメントの実施

障害者総合支援法第1条にある「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」のために、広く市民から本計画に対する意見を募集しました。

第5節 近年の制度改正の動向

〔地域の福祉を取り巻く関連法制度〕

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年6月2日公布）では、地域住民や福祉関係者が、(1)本人のみならず、その人が属する世帯全体に着目し、(2)福祉、介護、保健医療に限らない、様々な生活課題を把握するとともに、(3)行政などと協働し、課題を解決していくことが必要である旨を定め、「我が事・丸ごと」の包括的支援の理念を明確化しています。

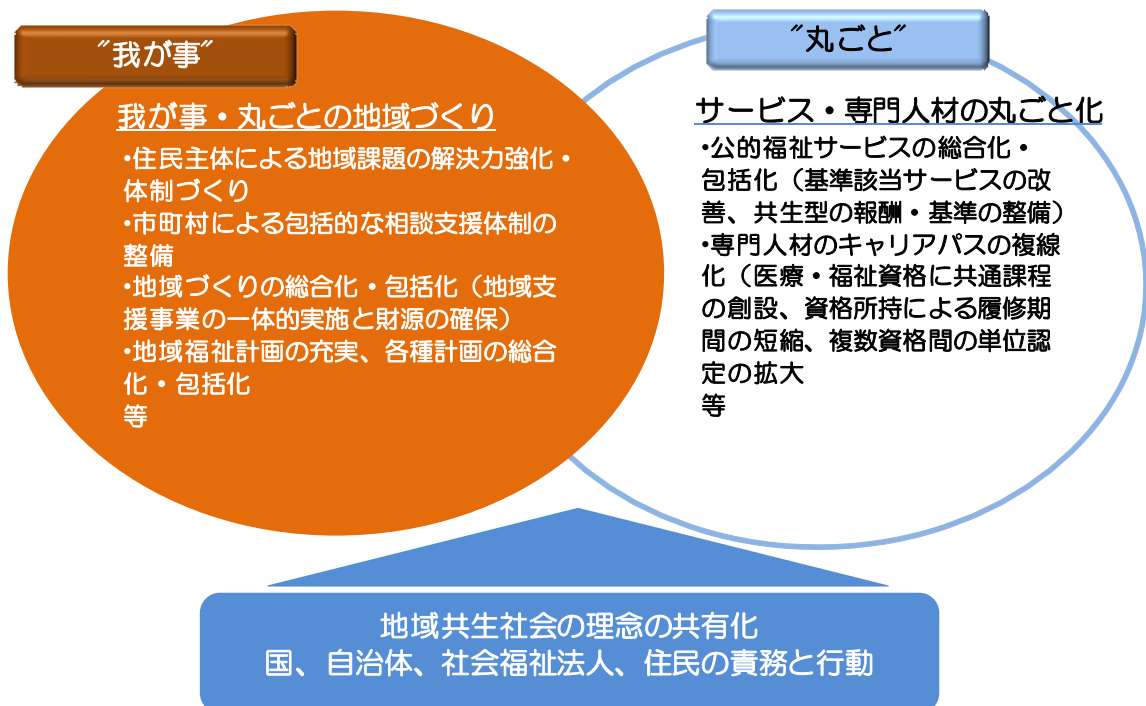
また、この上記の改正社会福祉法では、地域共生社会の実現に向けた取組として、下記のように示されています。

地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

- 地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記（「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定）【社会福祉法等の改正】

- 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を実現するため、市町村が次の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定【社会福祉法等の改正】
 - ・ 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 - ・ 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制（例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等）
 - ・ 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制
- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける（都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様）【社会福祉法等の改正】
- 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置づける【介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法等の改正】

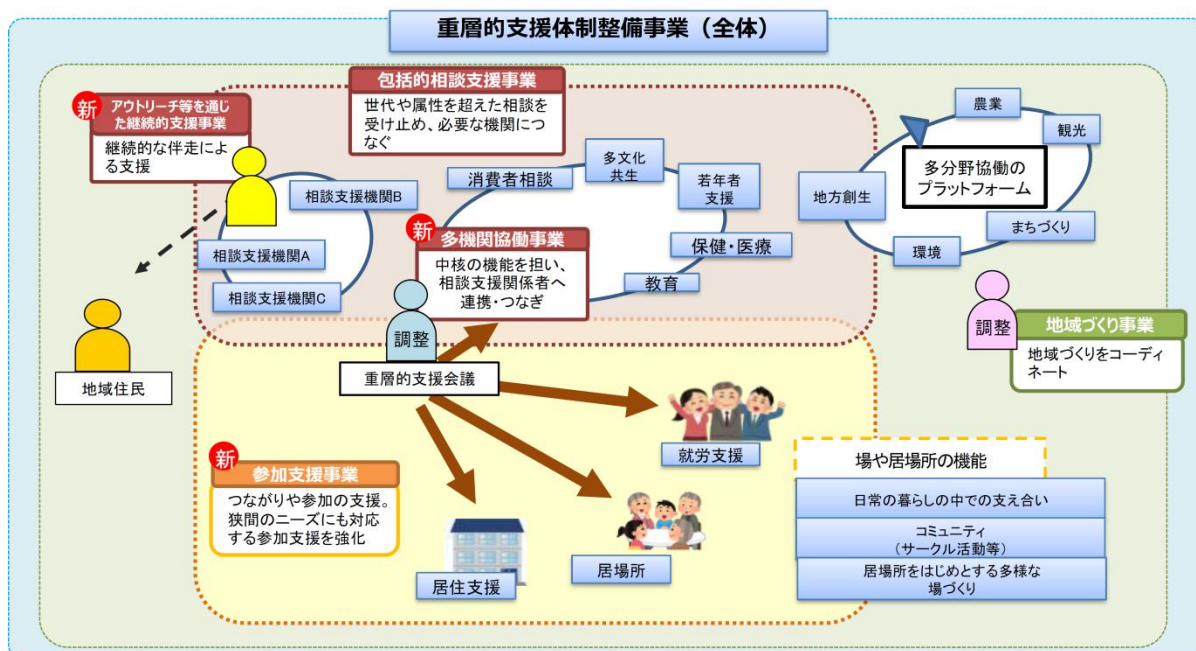
「地域共生社会」実現の全体像イメージ



出所：厚生労働省

さらに、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（以下「改正社会福祉法」という。）（令和2年6月5日成立、6月12日公布）では、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置について定められました。

改正社会福祉法の新たな事業の柱として、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する事業として、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。



出所：厚生労働省

〔障害者関連法制度〕

我が国の障害福祉制度は、平成15（2003）年の「支援費制度」の導入により、行政がサービスの利用先や内容等を決定する「措置制度」から、障害のある人自身がサービスを選択し契約する方式へと大きく転換されました。

平成18（2006）年には、それまで身体・知的・精神の障害種別によって異なっていたサービス体系を一元化し、利用者負担の定率化を規定した「障害者自立支援法」が施行されました。その後、応能負担原則による利用者負担額の見直しや、障害者の範囲の見直し等が行われ、平成25（2013）年には「障害者自立支援法」の改正により新たに「障害者総合支援法」が施行されました。

「障害者総合支援法」では、「地域における共生の実現」という理念の導入に加え、制度

の谷間を埋めるため難病等をサービスの対象に含めること等が新たに定められました。

また、平成24（2012）年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」）」が、平成28（2016）年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」）」が、同年5月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」）」が施行され、障害のある人に対する権利擁護が強く打ち出されました。

平成28（2016）年には、発達障害のある人への支援をより一層充実させることを目的に「発達障害者支援法」の改正法が施行されました。平成30（2018）年度からは「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正により、地方自治体において障害児福祉計画の策定が義務づけられるとともに、障害のある人の地域生活の維持・継続のための支援や就労定着に向けた支援の充実、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築、障害のある子どもに対するサービス提供体制の計画的な構築等が求められるようになりました。

平成30（2018）年の「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行、令和元（2019）年の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下「読書バリアフリー法」）」施行、令和2（2020）年4月「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」）」の改正法施行など、障害福祉の充実に向けた制度の創設、見直しが行われています。

令和3（2021）年には、医療的ケア児を子育てする家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止することを目的とし、「医療的ケア児支援法」が施行されました。また、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的とし、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が令和4（2022）年に施行されました。

次いで、令和5（2023）年には、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）を目指し、「障害者基本計画（第5次）」が施行され、地域共生社会の実現に向けた、障害者施策の基本的な方向が示されました。

また「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」（令和6（2024）年4月施行）では、グループホームの支援の追加、地域生活支援拠点等の機能の充実等、就労機会の拡大、精神保健に関する課題を抱える者の支援体制の整備などが示されています。

令和5（2023）年から、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けこども家庭庁が創設されました。障害児支援については、新たな推進体制のもと、切れ目ない包括的支援等を行うために、関係機関が連携し、一貫した支援を提供する体制の構築に取り組むものとされています。

近年の法制度整備の状況

| 年 | 障害者支援や障害福祉をめぐる動き |
|-------------|---|
| 平成18(2006)年 | 障害者自立支援法の施行(平成18年4月1日) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行 国連で障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)を採択 |
| 平成19(2007)年 | 障害者権利条約に署名(平成19年9月28日) |
| 平成21(2009)年 | 障害者制度改革推進会議 |
| 平成23(2011)年 | 改正障害者基本法の施行(平成23年8月5日) |
| 平成24(2012)年 | 改正児童福祉法の施行(平成24年4月1日) 障害者虐待防止法の施行(平成24年10月1日) |
| 平成25(2013)年 | 障害者総合支援法の施行(平成25年4月1日) 障害者優先調達推進法の施行(平成25年4月1日) |
| 平成26(2014)年 | 障害者権利条約の批准(平成26年1月20日) |
| 平成27(2015)年 | 難病の患者に対する医療等に関する法律の施行 |
| 平成28(2016)年 | 障害者差別解消法の施行(平成28年4月1日) 改正障害者雇用促進法施行(平成28年4月1日) 成年後見制度の利用の促進に関する法律施行(平成28年5月13日) 改正発達障害者支援法の施行(平成28年8月1日) |
| 平成30(2018)年 | 改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法施行(平成30年4月1日) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律施行(平成30年6月13日) 障害者基本計画(第4次計画) |
| 令和元(2019)年 | 視覚障害者等の読書環境整備の推進に関する法律施行 (令和元年6月28日) |
| 令和2(2020)年 | 改正障害者雇用促進法の施行(令和2年4月1日) 改正高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律一部施行 (令和2年6月19日) 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の公布(公布日令和2年6月12日から起算して9月を超えない範囲の政令で定める日から施行) |
| 令和3(2021)年 | 改正「障害者総合支援法」施行(令和3年4月1日) 改正「障害者雇用促進法」施行(令和3年4月1日) 「医療的ケア児支援法」施行(令和3年9月18日) |
| 令和4(2022)年 | 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」施行 (令和4年5月25日) |
| 令和5(2023)年 | 障害者基本計画(第5次計画)閣議決定(令和5年3月14日) |

〔障害者基本計画（第5次）の概要〕

国では、令和5年度～令和9年度の5年間の計画期間とする「障害者基本計画（第5次）」を策定しており、障害者施策の最も基本的な計画として位置付けています。本計画の策定においても、この基本計画を踏まえておく必要があります。

この基本計画を踏まえた内容となるように留意します。

○計画期間

令和5（2023）年度からの5年間

○基本理念

障害者施策は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すべきである。

本計画では、障害者を、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できる支援と、障害者の活動を制限する社会的な障壁を除去するために政府が取り組む基本的な方向を定める。

○各分野に共通する横断的視点

- （1）条約の理念の尊重および整合性の確保
- （2）共生社会の実現に資する取組の推進
- （3）当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- （4）障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- （5）障害のある女性、子どもおよび高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援
- （6）PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

○施策の円滑な推進

- （1）連携・協力の確保
- （2）理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

○各分野における障害者施策の基本的な方向

- （1）差別の解消、権利擁護の推進および虐待の防止
- （2）安全・安心な生活環境の整備
- （3）情報アクセシビリティ[※]の向上および意思疎通支援の充実
- （4）防災、防犯等の推進
- （5）行政等における配慮の充実
- （6）保健・医療の推進
- （7）自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- （8）教育の振興
- （9）雇用・就業、経済的自立の支援
- （10）文化芸術活動・スポーツ等の振興
- （11）国際社会での協力・連携の推進

※情報アクセシビリティ:年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること

また、国では、市町村の第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定に対して「基本指針」を定めており、これに沿った計画策定が求められます。

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の国の基本指針

○ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・ 重度障害者等への支援など、地域ニーズ対応
- ・ 強度行動障害者等への支援体制充実
- ・ 地域生活支援拠点等の整備努力義務化
- ・ 地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進
- ・ グループホームにおける一人暮らし等の希望実現に向けた支援

○ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障害者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性

○ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標を設定
- ・ 就労選択支援の創設への対応について活動目標を設定
- ・ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応
- ・ 地域における障害者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組

○ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・ 市町村における重層的な障害児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援
- ・ 地域におけるインクルージョンの推進
- ・ 地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定
- ・ 障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定

○ 発達障害者等支援の一層の充実

- ・ 市町村におけるペアレントトレーニングなどの家族に対する支援体制の充実
- ・ 市町村におけるペアレントトレーニングなどのプログラム実施者養成の推進
- ・ 強度行動障害やひきこもり等の困難事例に対する助言を推進

○ 地域における相談支援体制の充実・強化

- ・ 基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組推進
- ・ 地域づくりに向けた協議会の活性化

○ 障害者等に対する虐待の防止

- ・ 障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携推進

○ 地域共生社会の実現に向けた取組

- ・ 社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携並びに市町村による包括的な支援体制構築推進

○ 障害福祉サービス等の質の確保

- ・ 障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた取組
- ・ 都道府県による相談支援専門員等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施

○ 障害福祉人材の確保・定着

- ・ ICT の導入等による事務負担軽減の推進
- ・ 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

○ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・ 障害福祉 DB の活用等による計画策定推進
- ・ 市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等ニーズ把握の推進

○ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・ 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

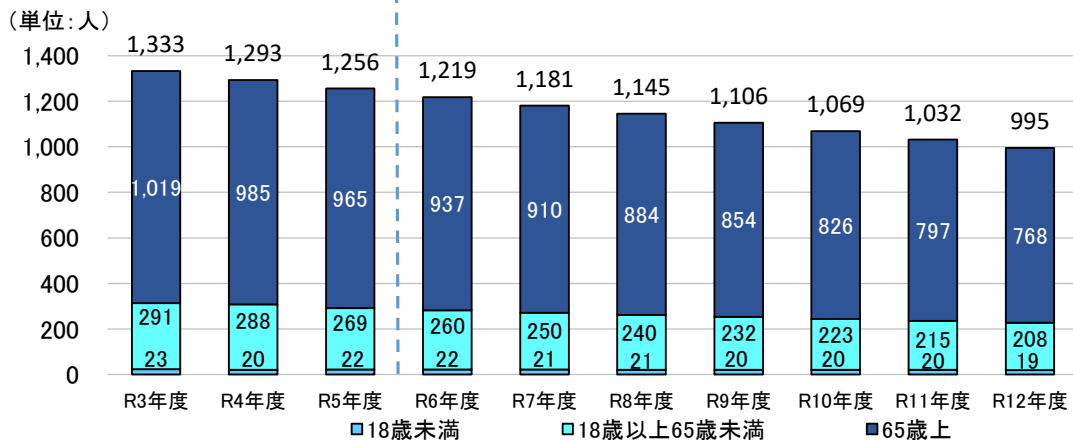
○ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・ 障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見尊重
- ・ 支援ニーズの把握及び特性に配慮した体制整備

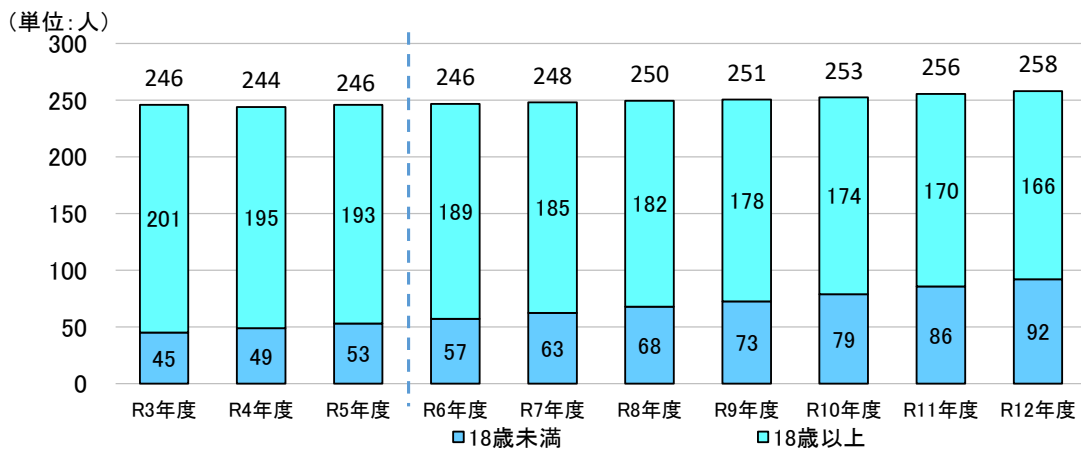
第2章 障害者数の推移と推計

令和5年4月1日現在の障害者手帳保持者数は、身体障害者手帳保持者が1,256人、療育手帳保持者が246人、精神保健福祉手帳保持者が203人です。過去の推移に基づき、令和12年度末時点の人数を推計※すると、身体障害者手帳保持者は995人、療育手帳保持者は258人、精神保健福祉手帳保持者は285人となります。

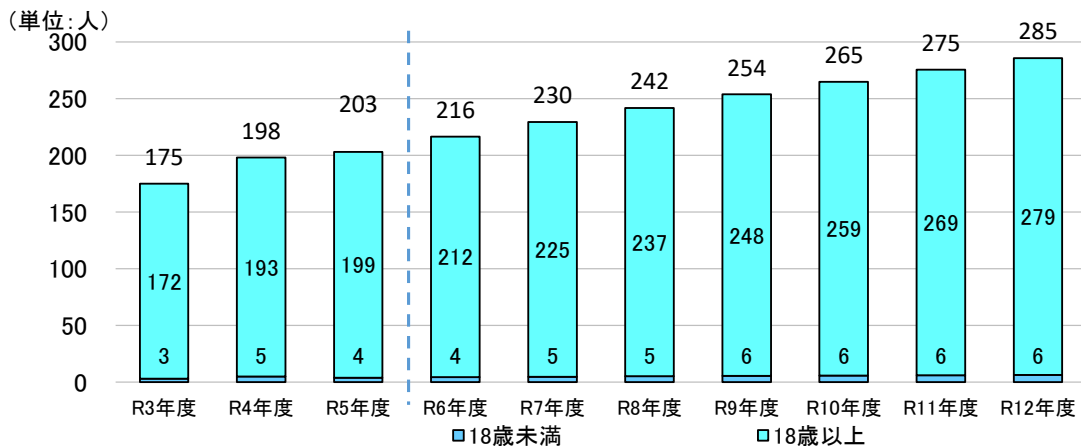
身体障害者手帳保持者の推移と推計



療育手帳保持者の推移と推計



精神障害者保健福祉手帳保持者の推移と推計



※推計値は、推計人口（令和3年～令和5年住民基本台帳人口によるコーホート変化率法により算出）各手帳所持者割合の増減率を乗じて算出した。

第3章 アンケート調査等から見た現状

第1節 アンケート調査概要

1 調査の概要

鴨川市では、令和6年度に、新しい障害福祉計画（障害児福祉計画を含む。）を策定します。

福祉に関するアンケート調査は、市内の障害者や発達・発育に不安のある子どもを対象に、生活状況や施策ニーズをお聞きし、これらの計画の策定にあたっての基礎資料とするために実施しました。

2 調査期間

| | 調査票発送（配布） | 投函締切 |
|-------------|------------|-------------|
| 障害者調査用 | ：令和5年8月22日 | ～ 令和5年9月4日 |
| 発育・発達に関する調査 | ：令和5年9月上旬 | ～ 令和5年9月15日 |
| 事業所アンケート | ：令和5年9月中旬 | ～ 令和5年9月30日 |

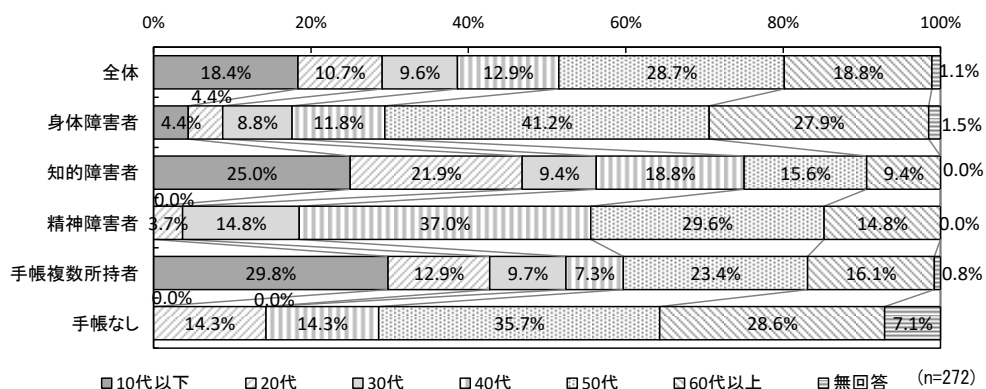
3 調査方法と配布・回収数

調査は、以下の3種類の調査票で郵送により実施しました。配布数・回収数・回収率は表のとおりです。

| 調査票の種類 | 対象 | 配布数 | 回収数 | 回収率 |
|------------------------------|---|-----|-----|-------|
| 福祉に関するアンケート調査（障害者用調査） | 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者及びサービス利用者 | 695 | 272 | 39.1% |
| 子どもの発育・発達に関するアンケート調査（子ども用調査） | 児童発達支援等受給者証を持っている児童及び特別支援学級または特別支援学校に在籍している児童 | 194 | 83 | 42.8% |
| 事業所アンケート調査 | 鴨川市内（一部市外）の障害福祉サービス事業所 | 15 | 6 | 40.0% |

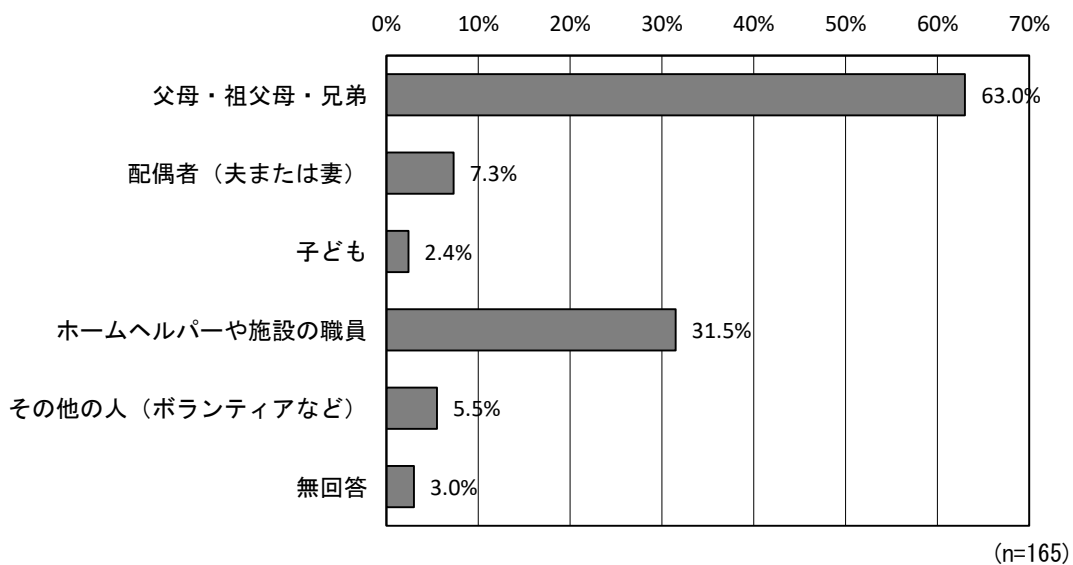
第2節 福祉に関するアンケート調査結果

(1) あなたの年齢をお答えください。(令和5年8月1日現在)



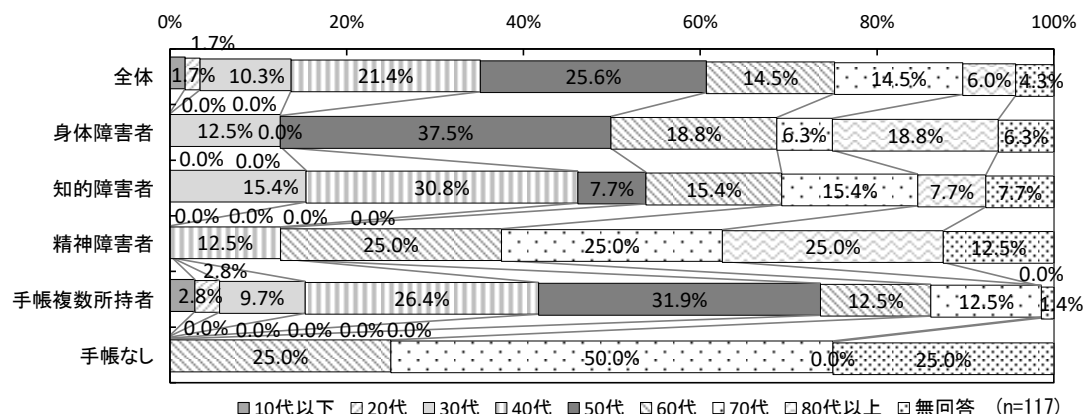
全体及び身体障害者では、50代の割合が最も多くなっています。
精神障害者では、40代以下の割合が最も多くなっています。
知的障害者では、10代以下の割合が最も多くなっています。

(2) あなたを介助してくれる方は主にどなたですか。(あてはまるものすべてに○)



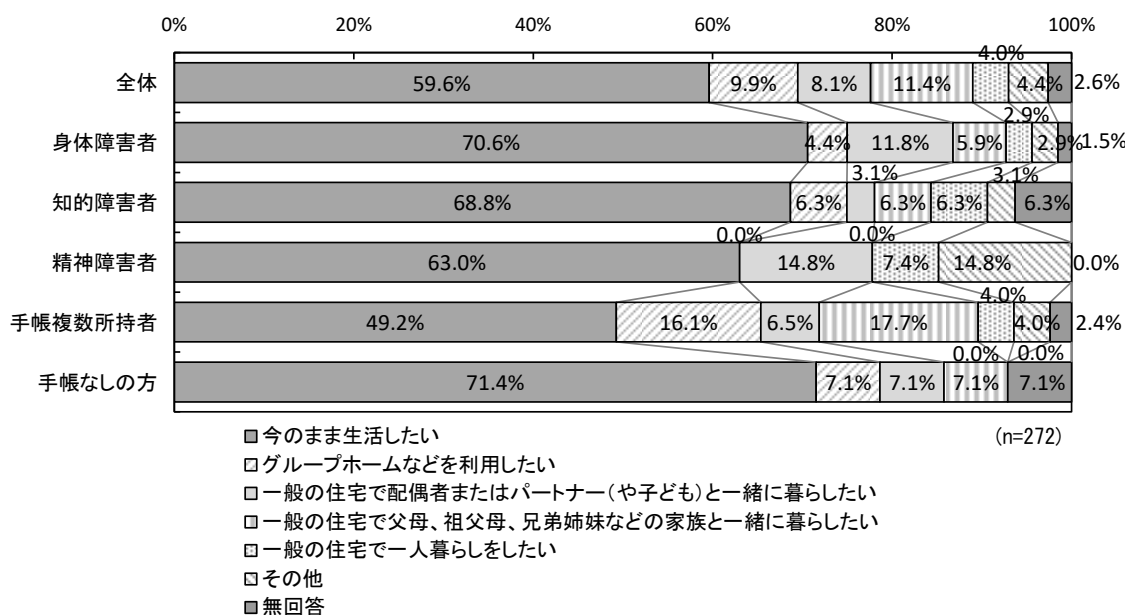
介助者は、「父母・祖父母・兄弟」が63.0%で最も多く、次いで「ホームヘルパーや施設の職員」(31.5%)、「配偶者(夫または妻)」(7.3%)となっています。

(3) あなたを介助してくれる家族で、特に中心となっている方の年齢をお答えください。



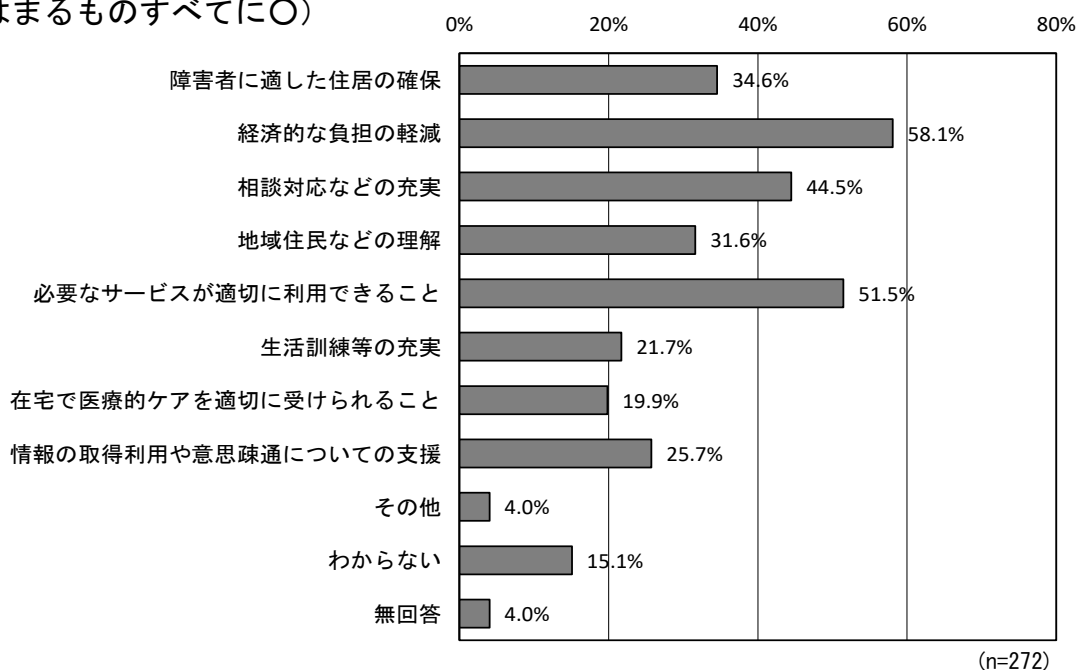
介助者の年齢は全体では、「50代」の割合が最も高く 25.6%となっています。手帳複数所持者では、50代が 31.9%で最も多く、精神障害者では、60代、70代、80代以上が 25.0%で最も多くなっており、高齢化が進んでいます。

(4) あなたは将来、どのように地域で生活したいと思いますか。(〇は1つだけ)



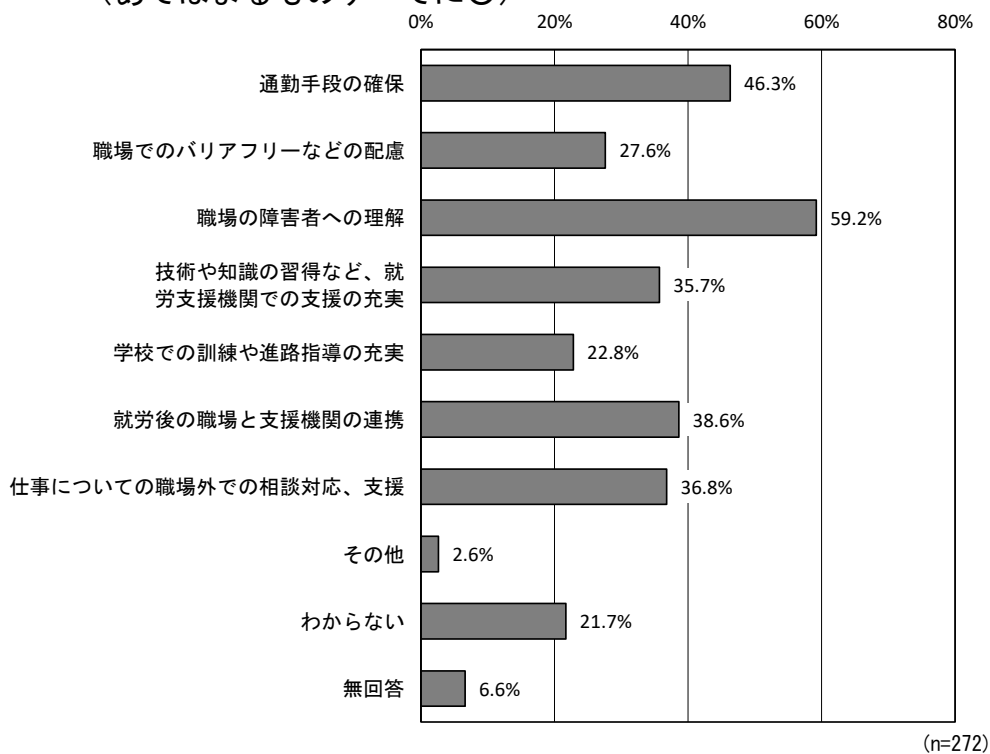
将来、暮らしたい場所については、総計では「今のまま生活したい」が 59.6%と最も多くなっています。障害者手帳の種別を問わず、「今のまま生活したい」が最も多くなっています。

(5) 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)



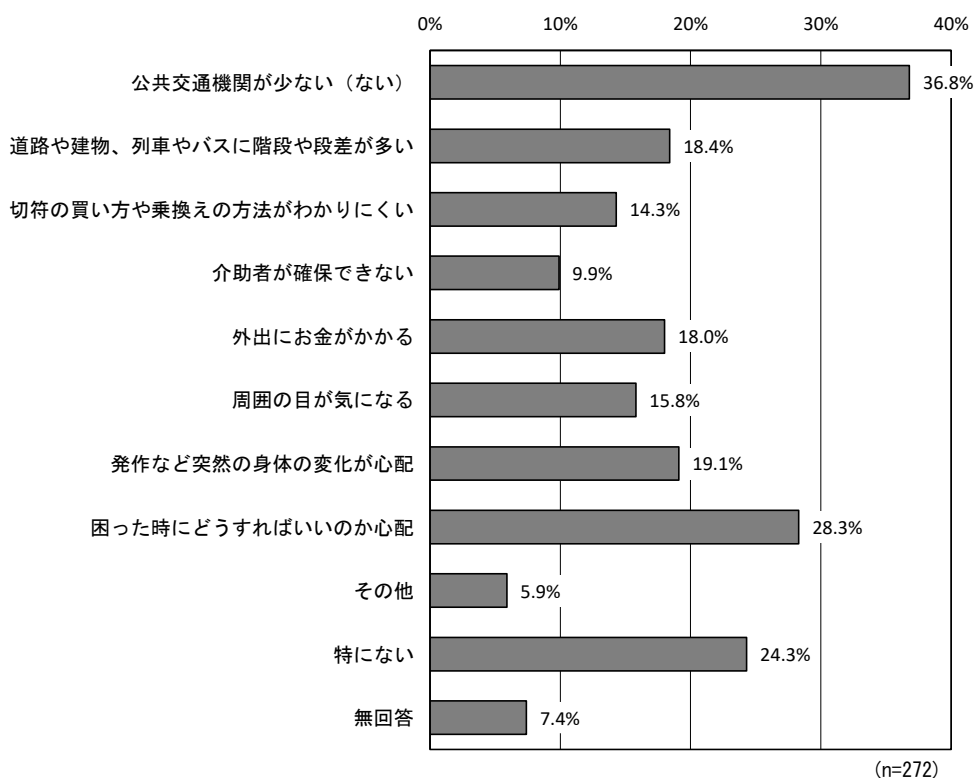
地域で生活するための支援については、「経済的な負担の軽減」が 58.1%で最も多く、次いで「必要なサービスが適切に利用できること」が 51.5%となっています。

(6) あなたは、障害者の就労支援として、どのようなことが重要だと思えますか。(あてはまるものすべてに○)



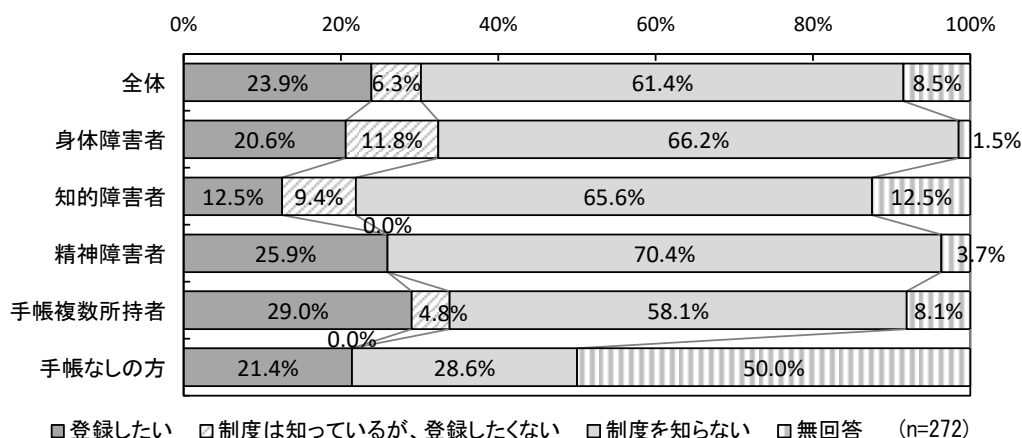
障害者の就労支援で重要なことについては、「職場の障害者への理解」が 59.2%で最も多く、次いで「通勤手段の確保」が 46.3%となっています。また「就労後の職場と支援機関の連携」、「仕事についての職場外での相談対応、支援」、「技術や知識の習得など、就労支援機関での支援の充実」なども 3 割以上となっています。

(7) 外出する時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)



外出する時に困ることは、「公共交通機関が少ない(ない)」が36.8%で最も多く、身体障害者、知的障害者、精神障害者でも最も多くなっています。次いで「困った時にどうすればいいのか心配」(28.3%)、「特にない」(24.3%)となっています。

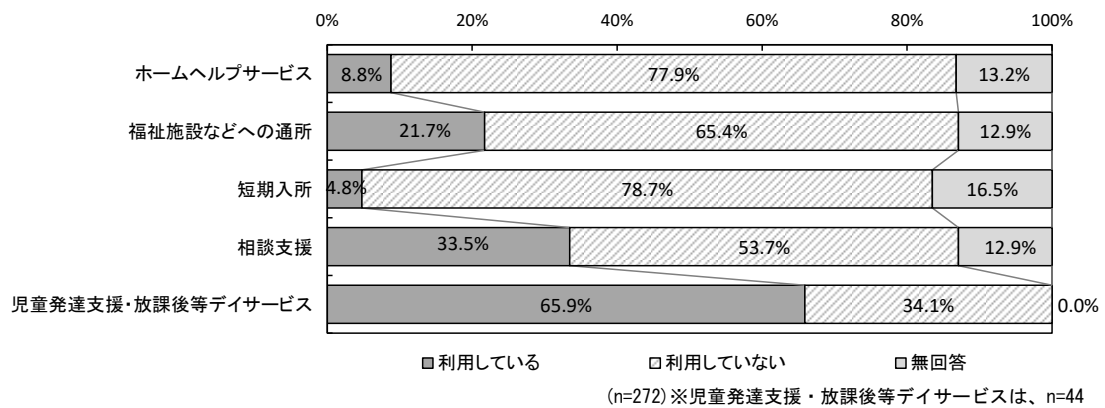
(8) あなたは、災害時要援護者避難支援登録制度に登録を希望しますか。(○は1つだけ)



災害時要援護者登録制度は、「制度を知らない」が61.4%で最も多く、次いで、「登録したい」が23.9%となっています。

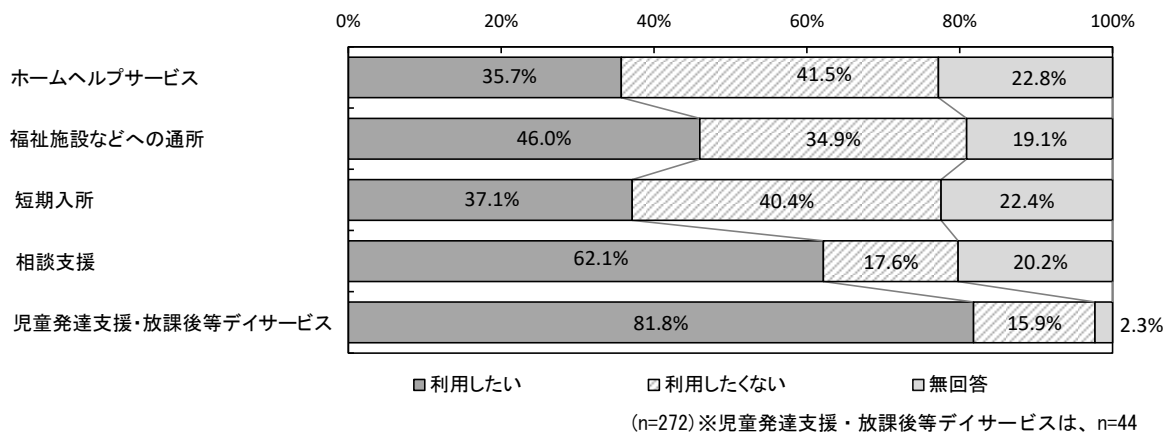
災害時要援護者登録制度：行政や防災機関等が災害時に避難支援が必要な方を把握するために、その方の情報を共有する制度。

(9) 現在、どのサービスを利用していますか。



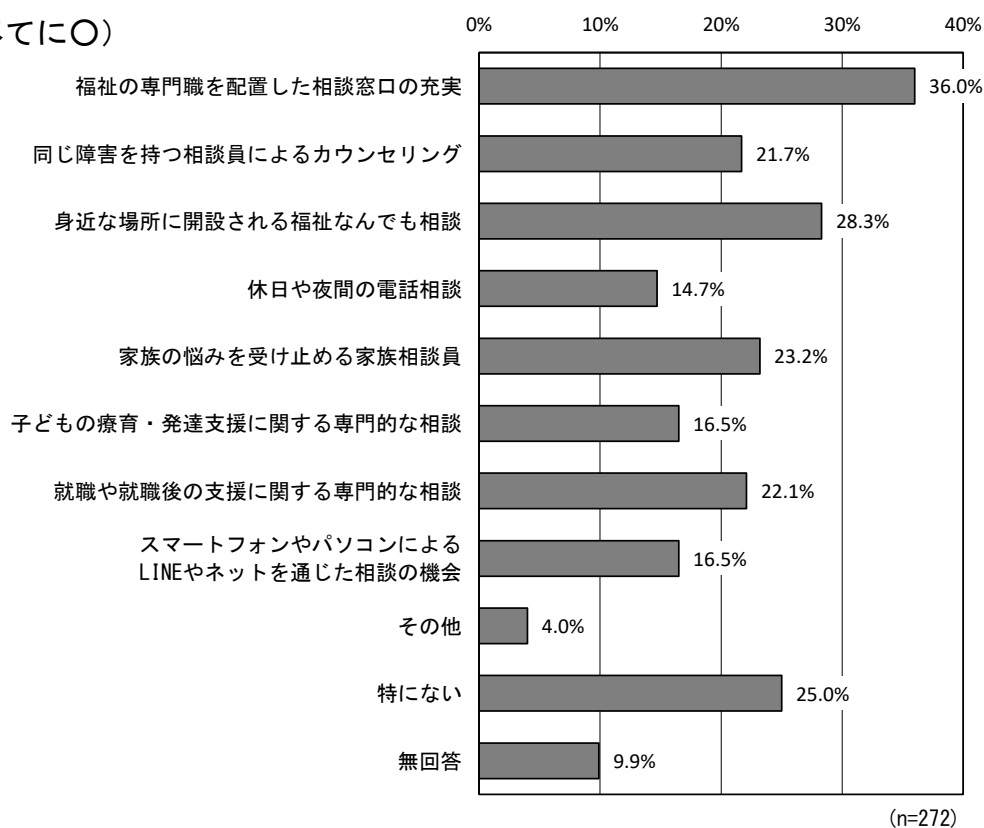
「利用している」は、児童発達支援・放課後等デイサービスで 65.9%、相談支援で 33.5%となっています。

(10) 今後、どのサービスを利用したいですか。



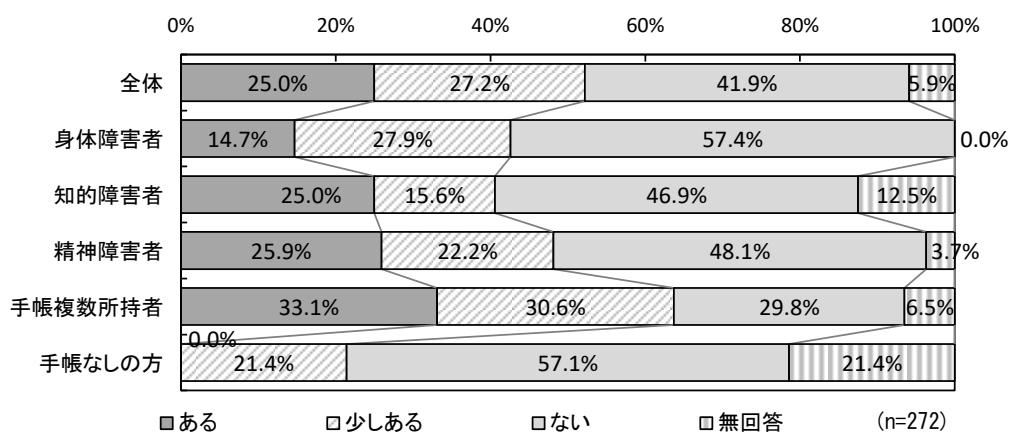
いずれのサービスも今後の利用意向では、現在よりも多くのニーズがみられます。

(11) 相談支援体制について、どのようなことの充実を望みますか。(あてはまるものすべてに○)



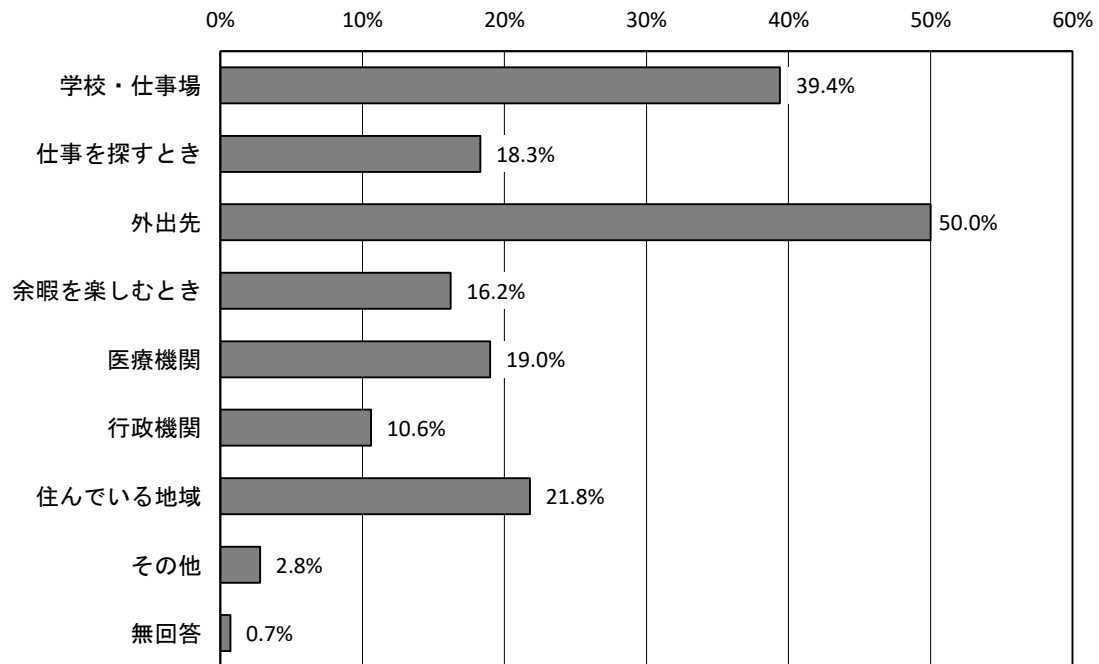
相談支援体制については、「福祉の専門職を配置した相談窓口の充実」が36.0%で最も多く、次いで「身近な場所に開設される福祉なんでも相談」が28.3%となっています。

(12) あなたは、障害があることで差別を感じたり嫌な思いをする(した)ことがありますか。(○は1つだけ)



障害があることで差別を感じたり嫌な思いをする(した)ことの有無については、「ない」の割合が最も高く41.9%となっています。次いで「少しある」(27.2%)、「ある」(25.0%)となっています。

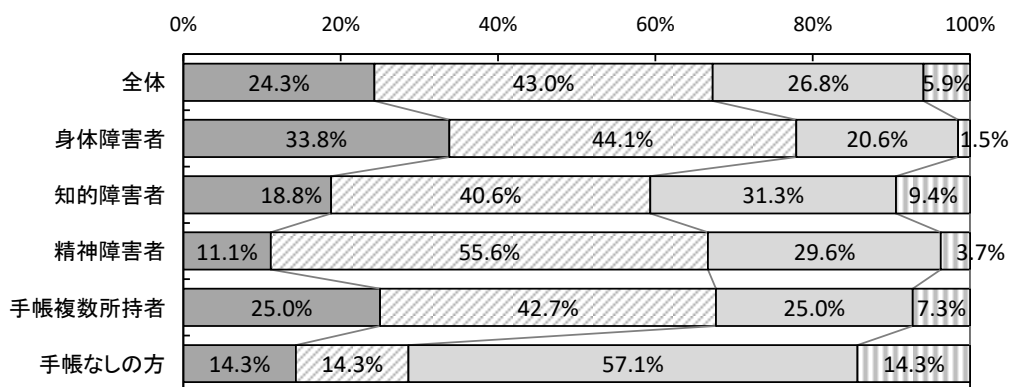
(13) どのような場所で差別を感じたり嫌な思いをしましたか。(あてはまるものすべてに○)



(n=142)

差別を感じたり嫌な思いをした場所については、「外出先」が50.0%で最も多く、次いで「学校・仕事場」が39.4%となっています。

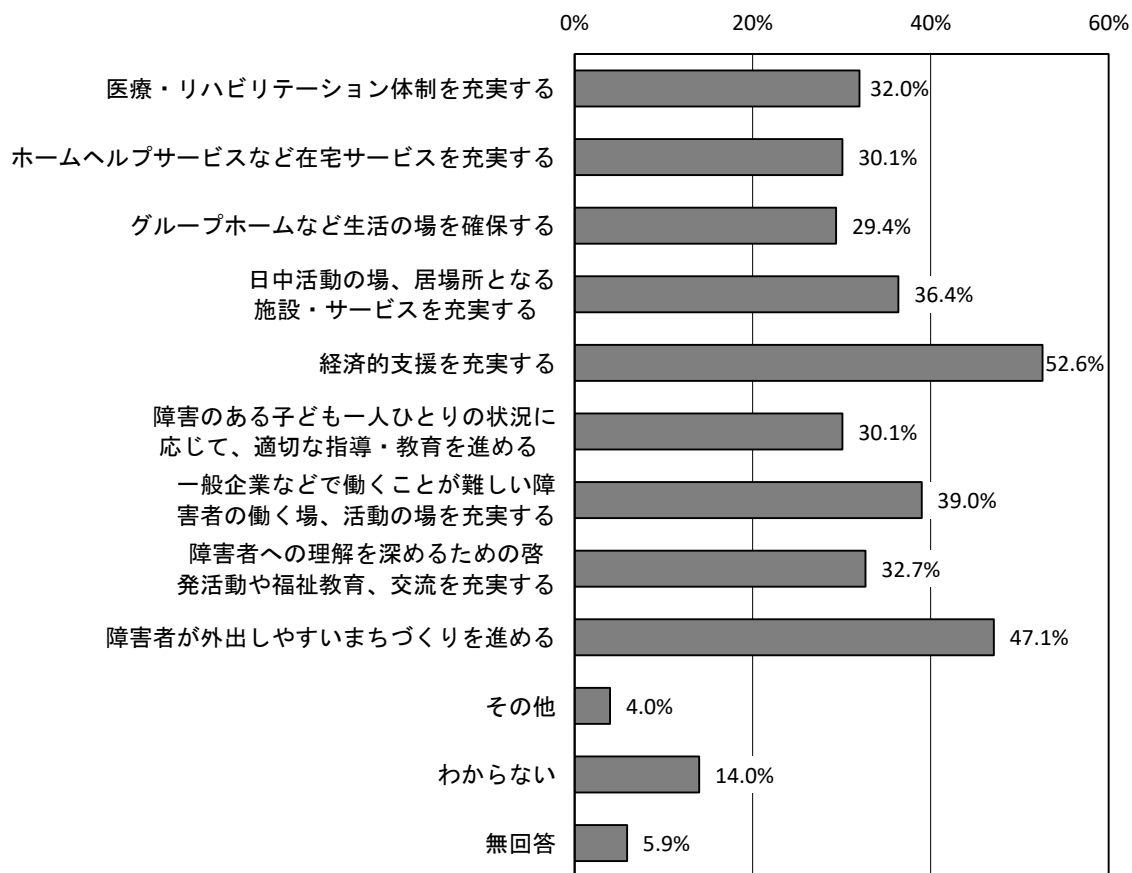
(14) 成年後見制度についてご存じですか。(○は1つだけ)



(n=272)

成年後見制度について「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」方が43.0%「名前も内容も知らない」方が26.8%となっており、一層の周知が求められます。

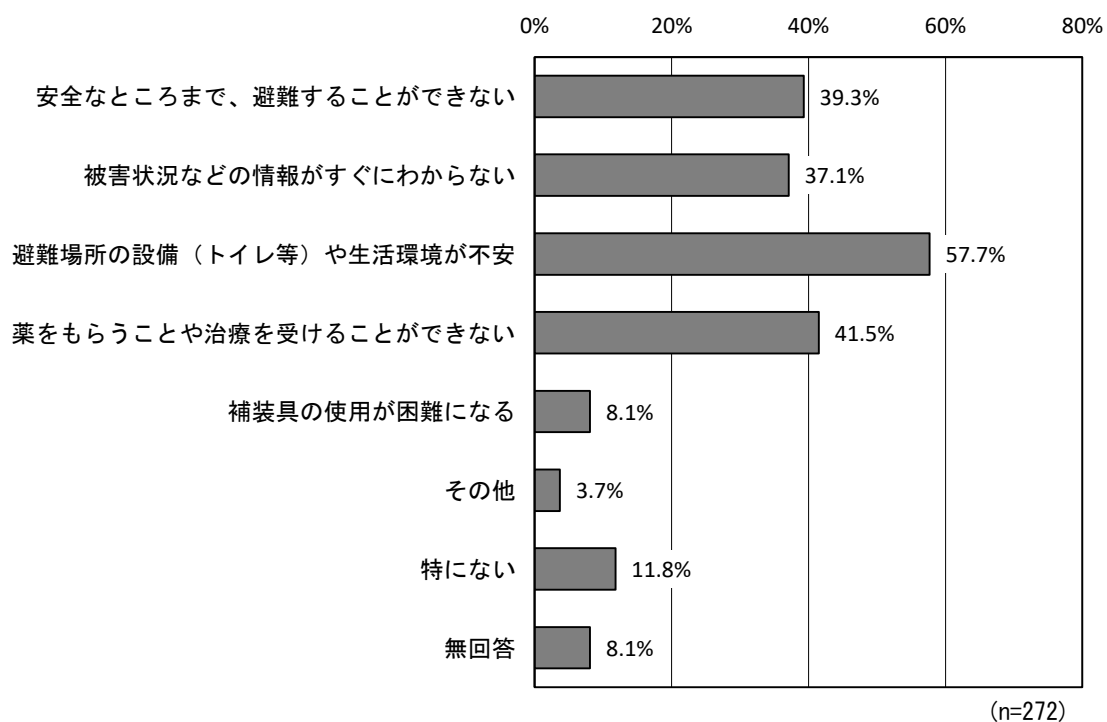
(15) 障害者が自立した生活を送るために、行政はどのようなことを充実させるべきだとお考えですか。(あてはまるものすべてに○)



(n=272)

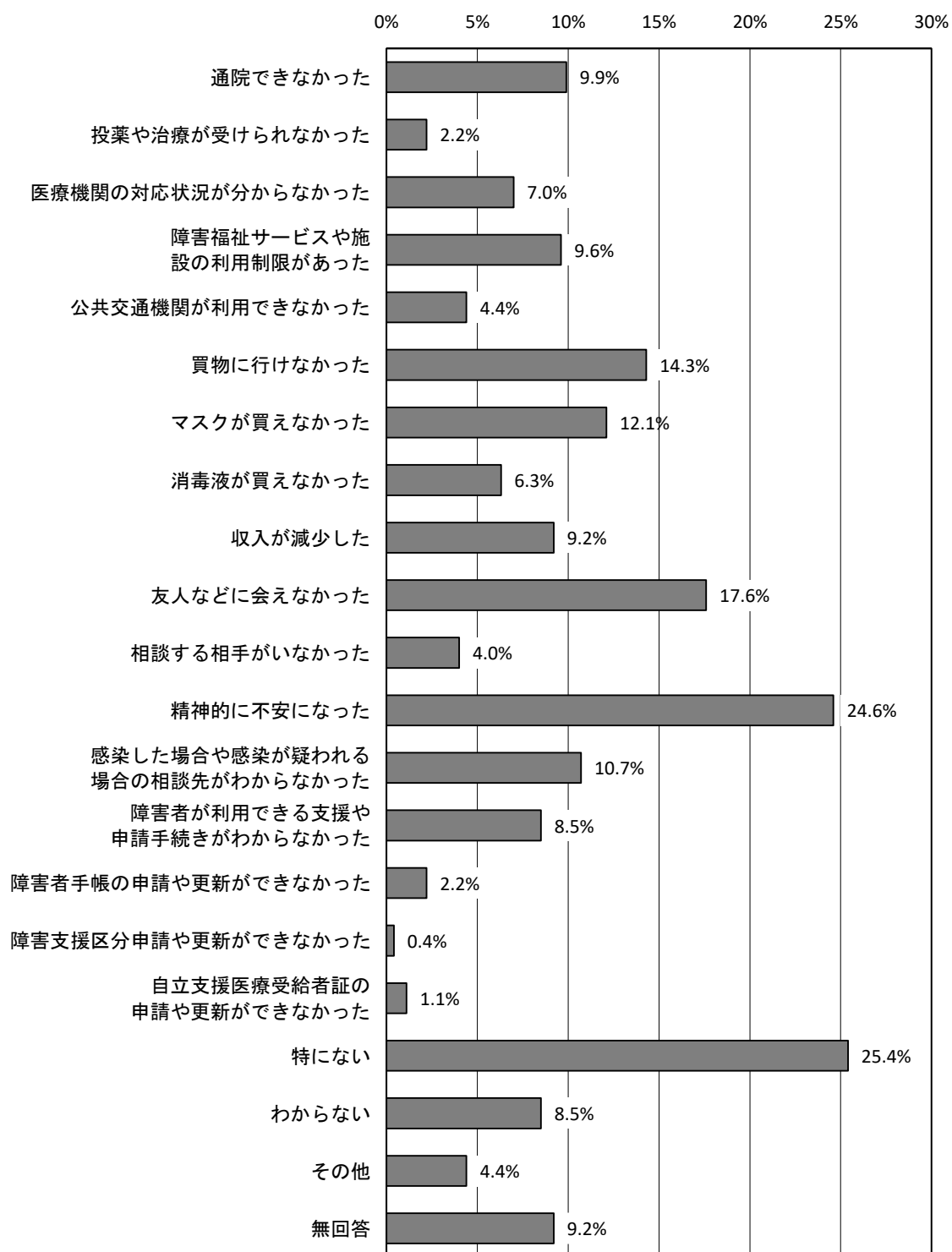
障害者施策全般に関するニーズについては、「経済的支援を充実する」が52.6%で最も多く、「障害者が外出しやすいまちづくりを進める」が47.1%、次いで「一般企業などで働くことが難しい障害者の働く場、活動の場を充実する」が39.0%となっています。

(16) 地震等の災害時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)



「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」の割合が最も高く 57.7%となっています。次いで「薬をもらうことや治療を受けることができない」(41.5%)、「安全なところまで、避難することができない」(39.3%)となっています。

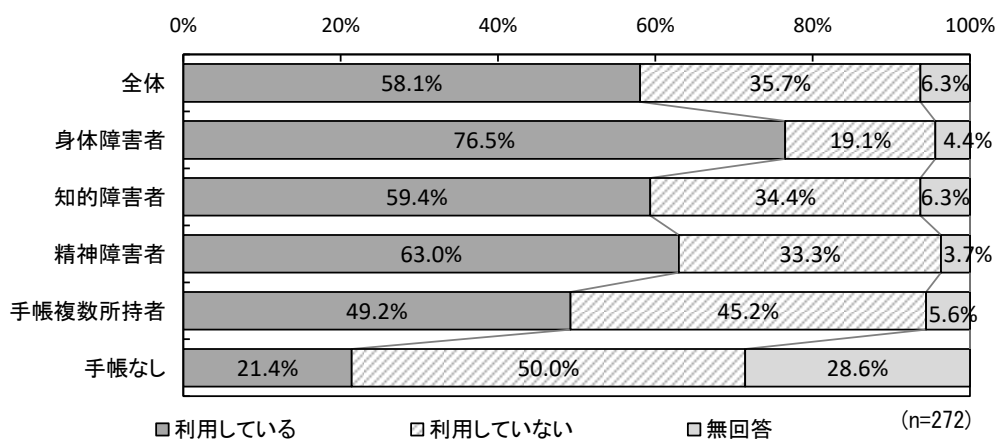
(17)新型コロナウイルス感染症による影響により、日常生活で困ったことはなんですか。
 (あてはまるものすべてに○)



(n=272)

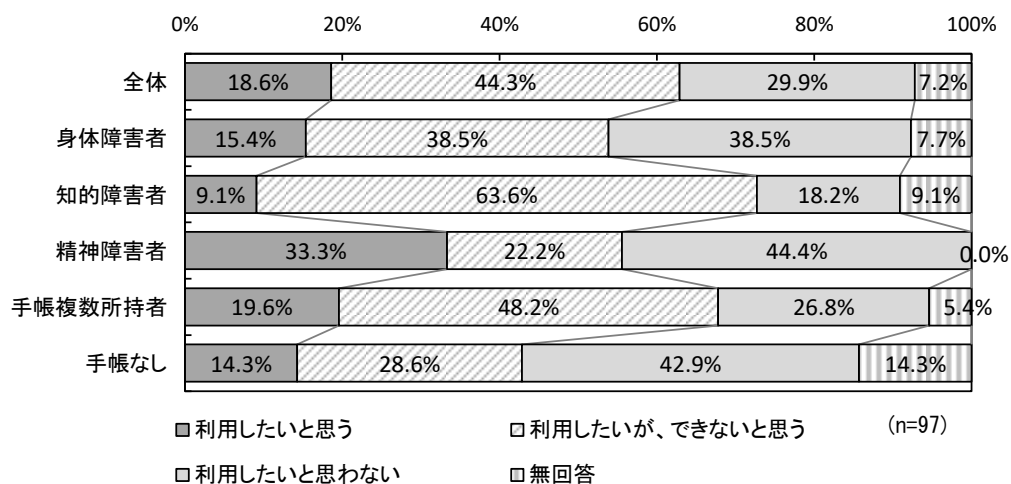
新型コロナウイルス感染症による影響で困ったことは、「特にない」の割合が最も高く 25.4%となっています。次いで「精神的に不安になった」が 24.6%、「友人などに会えなかった」が 17.6%となっています。

(18) あなたは、日常生活の中で、パソコン、タブレットやスマートフォンを利用していますか。(1つに○)



「全体」では「利用している」の割合が高く 58.1%となっています。次いで「利用していない」(35.7%) となっています。

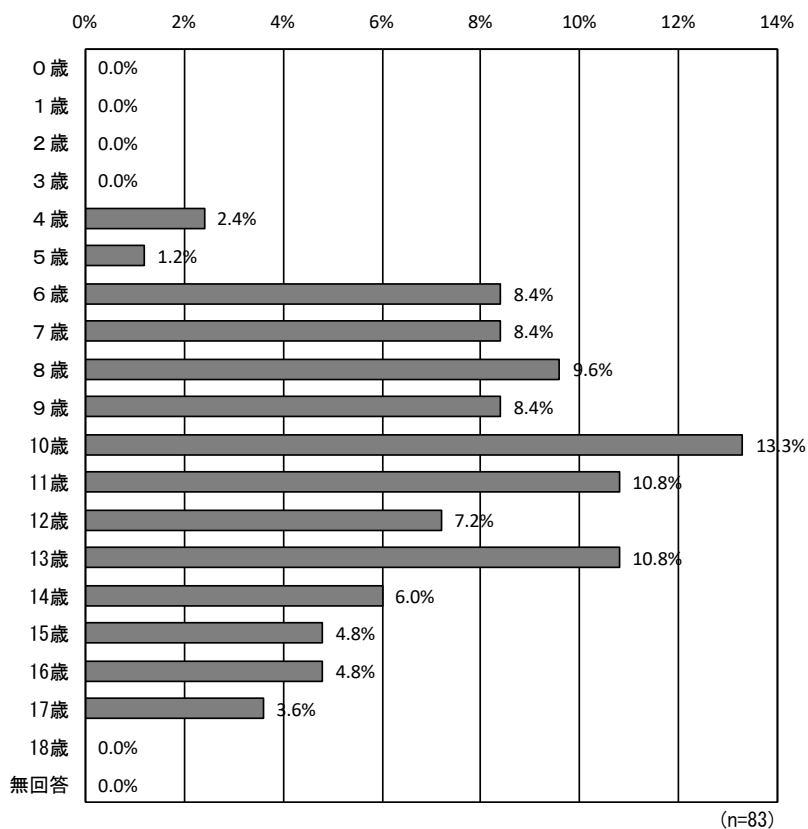
(19) (18) で「2. 利用していない」と答えた方にお伺いします。今後、利用したいと思いますか。



「全体」では「利用したいが、できないと思う」の割合が最も高く 44.3%となっています。次いで「利用したいと思わない」(29.9%)、「利用したいと思う」(18.6%) となっています。

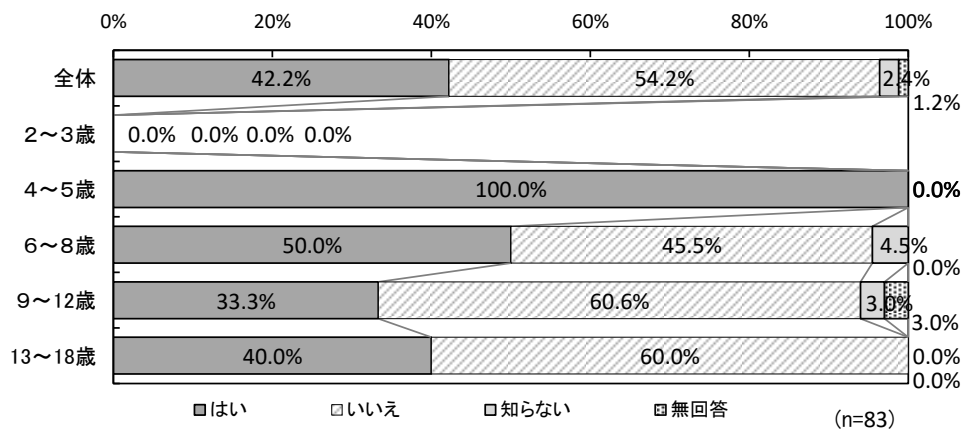
第3節 子ども用アンケート調査結果

(1) ご本人（お子さま）の年齢をお答えください。



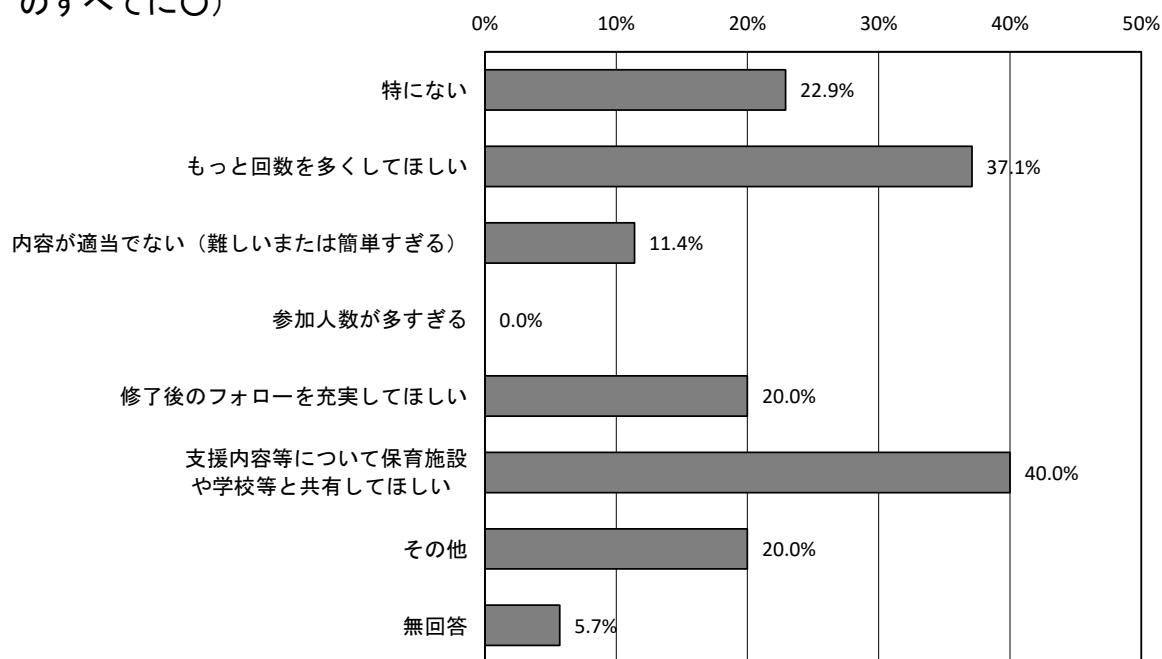
ご本人（お子さま）の年齢は「10歳」が多く11名（13.3%）となっています。0歳、1歳、2歳、3歳、18歳は、0人でした。（0～1歳は集計欄も割愛しています）

(2) 継続的な通所サービスとして、児童発達支援または放課後等デイサービスを利用されたことはありますか。（○は1つだけ）



全体では「いいえ」の割合が最も高く54.2%となっています。次いで「はい」（42.2%）となっています。

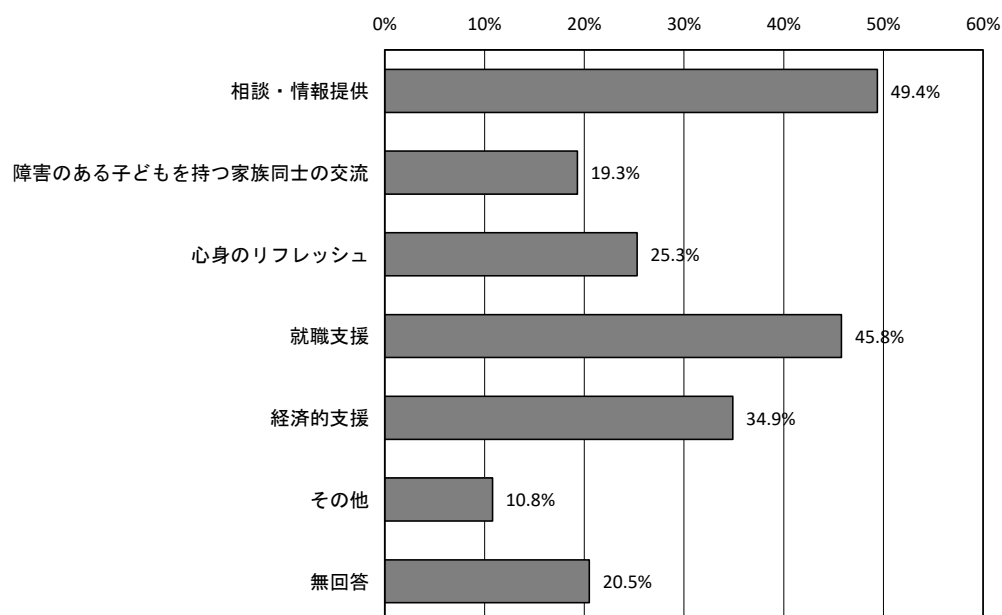
(3) サービスを利用した感想や、ご要望があれば、教えてください。(あてはまるものすべてに○)



(n=35)

「全体」では「支援内容等について、通所・通学中の保育施設や学校等の教育機関と共有してほしい」の割合が最も高く 40.0%となっています。次いで「もっと回数を多くしてほしい」(37.1%)、「特にない」(22.9%)となっています。

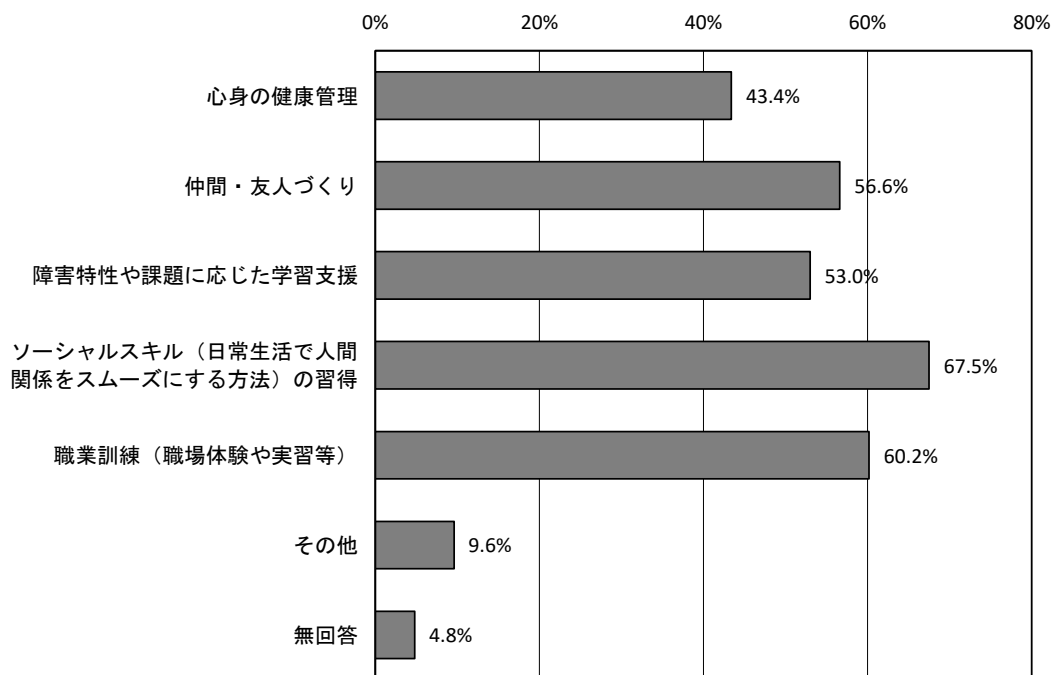
(4) ご本人を主にサポートしている保護者の方が支援してほしいことは何ですか。(あてはまるものすべてに○)



(n=83)

「全体」では「相談・情報提供」の割合が最も高く 49.4%となっています。次いで「就職支援」(45.8%)、「経済的支援」(34.9%)となっています。

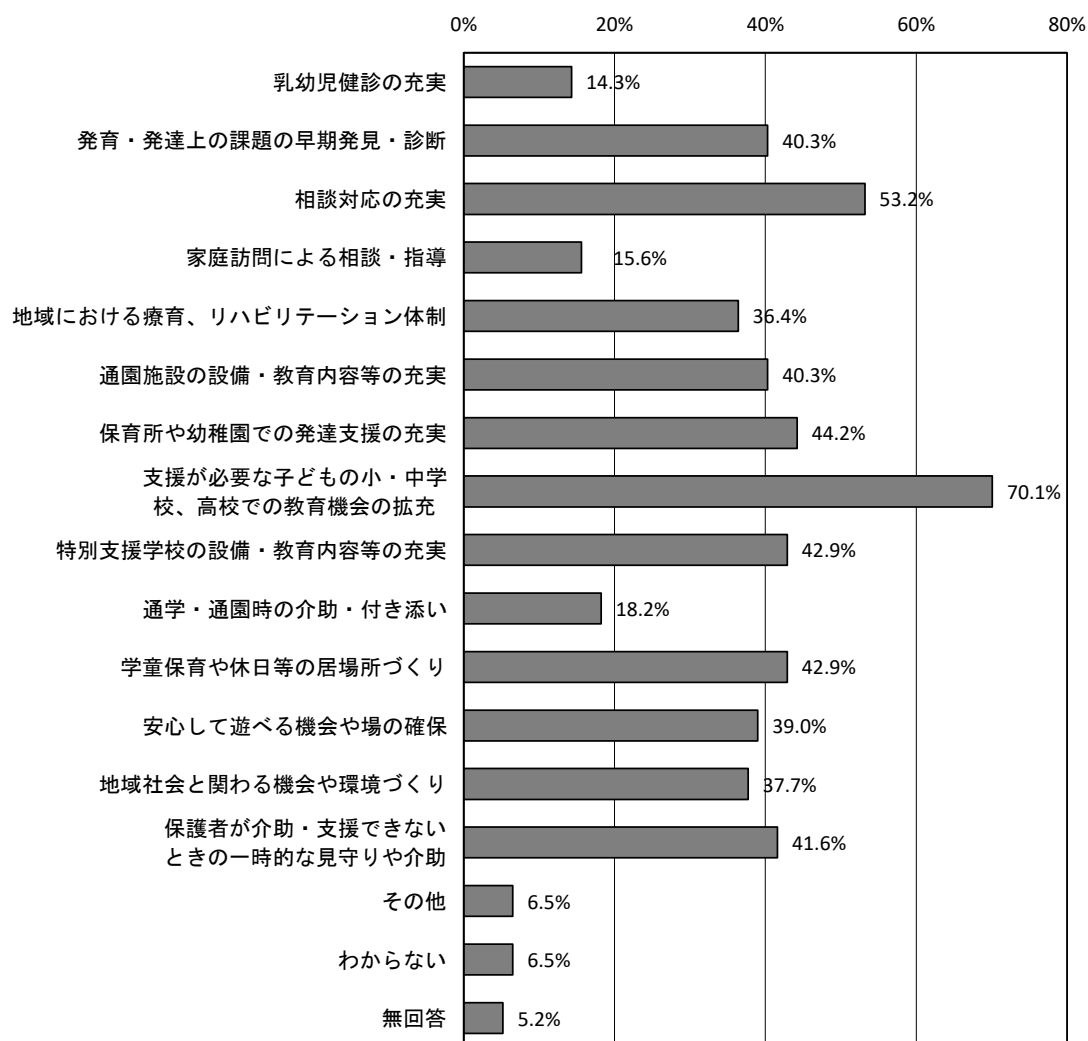
(5) ご本人が学校を卒業した後、円滑な日常生活や社会生活を送るために必要と思う支援は何ですか。(あてはまるものすべてに○)



(n=83)

「全体」では「ソーシャルスキルの習得」の割合が最も高く 67.5%となっています。次いで「職業訓練（職場体験や実習等）」(60.2%)、「仲間・友人づくり」(56.6%) となっています。

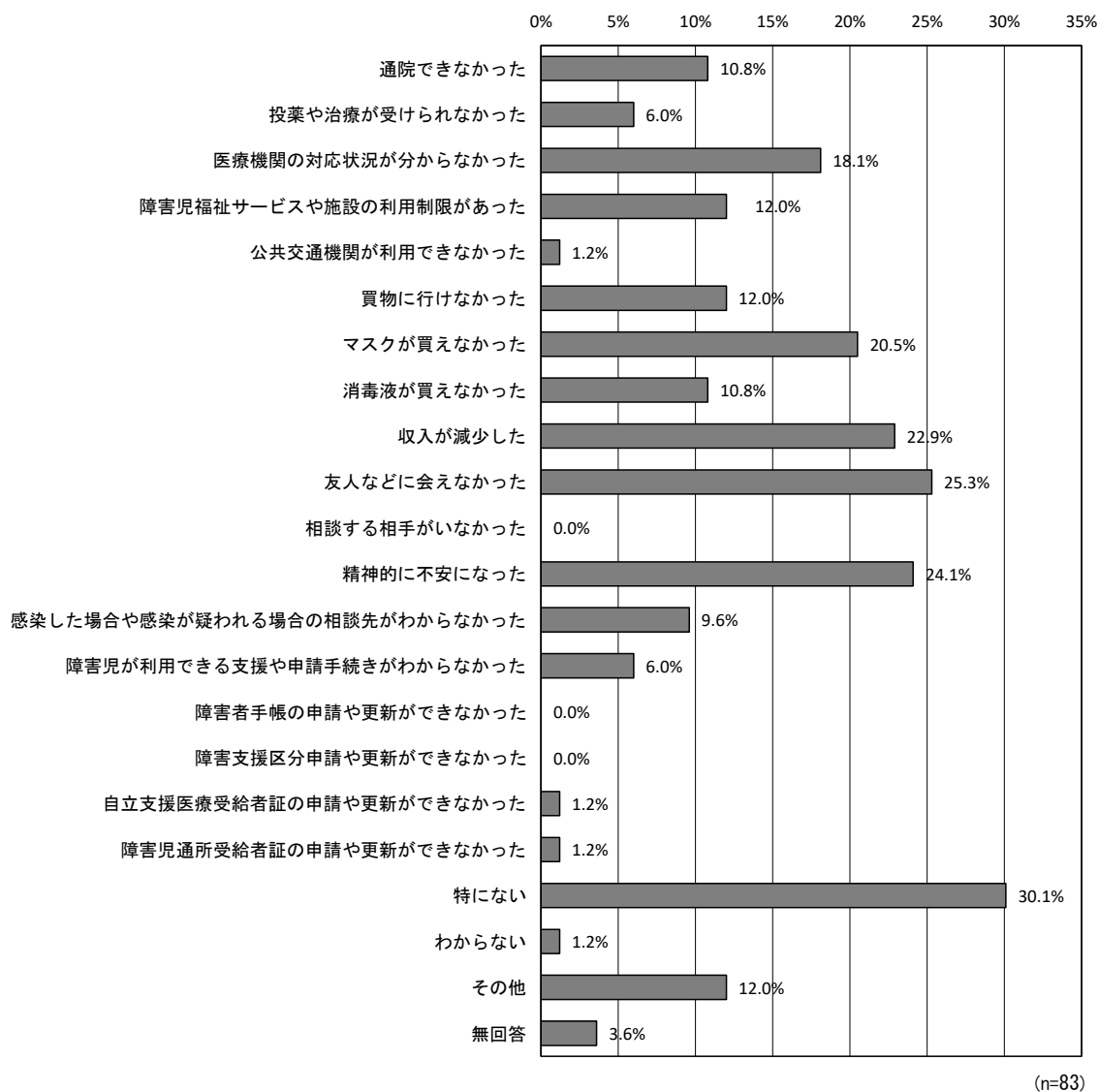
(6) 発育・発達上の支援が必要な子どものための施策で、特に重要と思うものは何ですか。(あてはまるものすべてに○)



(n=83)

「全体」では「支援が必要な子どもの小・中学校、高校での教育機会の拡充」の割合が最も高く61.4%となっています。次いで「相談対応の充実」(54.2%)、「地域における療育、リハビリテーション体制」(43.4%)となっています。幅広い対応が求められています。

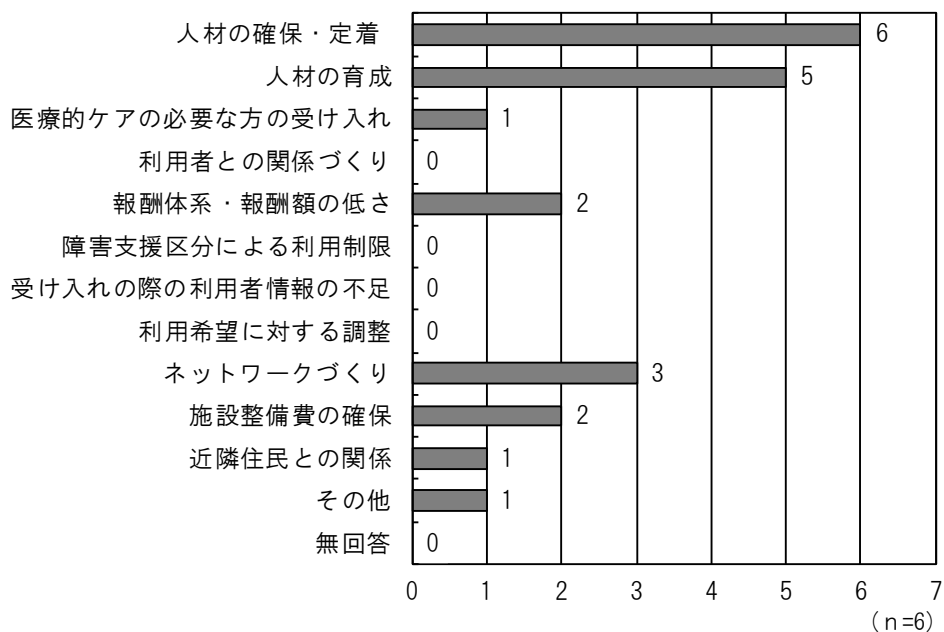
(7) 新型コロナウイルス感染症による影響により、日常生活で困ったことは何ですか。(あてはまるものすべてに○)



「全体」では「特にない」の割合が最も高く 30.1%となっています。次いで「友人などに会えなかった」(25.3%)、「精神的に不安になった」(24.1%)となっています。

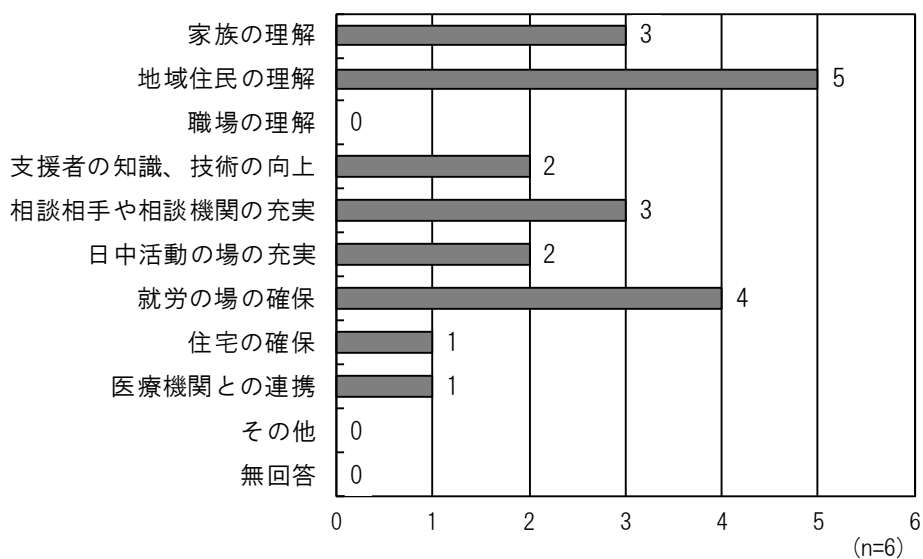
第4節 事業所アンケート調査結果

(1) 事業所の運営において、課題となっていること。(あてはまるものすべてに○)



「人材の確保・定着」(6件)が最も多く、次いで「人材の育成」(5件)となっています。

(2) 精神障害のある方の地域生活支援に関してどのようなことが課題であると思いますか。(主なものから4つに○)



「地域住民の理解」(5件)が最も多く、次いで「就労の場の確保」(4件)となっています。

第4章 計画の基本的方向

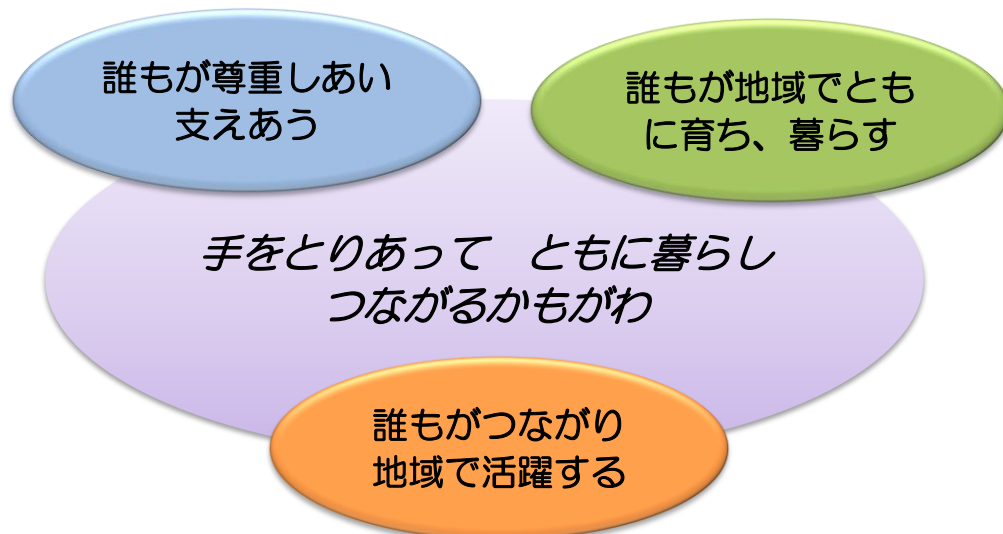
第1節 将来像

本計画の上位計画である「第3期鴨川市健康福祉推進計画」では、地域福祉計画の基本理念を「誰もがささえあい、安心・元気でつながるまちづくり」と決めました。この理念を反映し、本計画の基本理念は、「手をとりあって ともに暮らし つながるかもがわ」とします。

将来像

手をとりあって ともに暮らし つながるかもがわ

この基本理念は、地域共生社会の実現に向け「障害のある人もない人も、誰もが鴨川市民として、お互いに尊重しあい、支えあい、地域の中でともに育ち、生活を営み、社会的役割を担いながら、地域とそこに暮らす人々がつながり、活躍することができるまち」を意味します。



「手をとりあって」は、日々の絶え間ない啓発活動を通じてお互いが分かりあい、ボランティア活動などにより「誰もが尊重しあい、支えあう」まちづくりを示しています。

「ともに暮らす」は、一人ひとりの個性・能力を特別支援教育やきめ細かな生活支援サービスにより「地域の中でともに育ち、生活を営む」まちづくりを示しています。

「つながるかもがわ」は、地域とつながり、仲間とつながり、就業、生きがい活動などへの参加により「役割を担いながら社会参加し、地域で活躍する」まちづくりを示しています。

市民一人ひとりが、お互いに我が事のように思い、力をあわせ、みんなが住みやすい鴨川市を築きます。

第2節 施策目標

本計画では、施策分野別に7つの施策目標を掲げています。

1 相互理解と共感の促進

◇◇◇ ともにつながり分かりあうために ◇◇◇

障害の有無に関わらず、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域共生社会を目指すためには、障害者への差別や偏見は、例え一部の人の認識であっても、地域に見えない壁を作ることになりかねません。

家庭や地域、学校、会社などあらゆるところで、すべての市民が互いにつながり、分かりあい、また尊重しあい、障害への正しい理解を深め、広げていき、今後とも、様々な媒体を活用し、多様な機会を通じて、啓発活動を促進していきます。

2 保健・医療の充実

◇◇◇ 安心して保健・医療を受けられるために ◇◇◇

障害などの予防と早期発見、療育、治療、医学的リハビリテーションは、健やかな暮らしを支えます。

障害の原因ともなる疾病等の予防や、早期発見、早期療育・治療を図るとともに、障害者の心身の健康の維持・増進・回復を図るため、関係機関と密に連携しながら、乳幼児から高齢者まで、ライフステージや心身の状況に応じた保健・医療・医学的リハビリテーションの的確な提供に努めていきます。

また、早期発見、早期療育・治療につながるよう、いつでも相談ができる体制を構築していきます。

3 教育・育成の充実

◇◇◇ 一人ひとりの個性と可能性を伸ばすために ◇◇◇

障害のある子どもが地域で共に学び、育つことは、その子の将来の生活を豊かにするためにとても重要であり、障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を進めていきます。

そのため、特別支援学校と地域の学校・認定こども園が連携しながら、障害の状況や特性等に応じて、一人ひとりの個性や可能性を伸ばす教育の推進を図ります。

また、地域社会の一員として主体的に生活を営む力を育成するため、基本的な生活習慣の確立に努めるとともに、適切な進路相談・指導の実施に努めます。

また、障害のある子どもだけでなく、その保護者の心身の負担軽減につながるような支援のしくみづくりにも努めていきます。

4 雇用・就業の促進

◇◇◇ 誰もがはつらつと働き、活動するために ◇◇◇

障害者が地域でいきいきと働くことは、経済的自立のためだけでなく、主体的に生きがいある生活をおくるために重要です。また、働く姿が周りの人々や同じ障害をもつ人へも可能性や勇気を与えてくれます。

行政自らが障害者の雇用に努めるとともに、各種適応支援制度の活用を図りながら民間事業所での雇用に積極的に促進し、障害者の就業の拡大を図ります。新たに創設される、就労選択支援により、就労のミスマッチをなくし安定的な就業につなげます。また、一般企業などへの就職が困難な方への福祉的就労の場の確保・充実を図るとともに、労働部門と福祉部門が連携しながら、障害者が就業や通所を安定的に続けていくための生活支援に努めます。

さらに、就労支援系の事業所への作業の発注等も積極的に進め、就業に向けた安定的な訓練ができるような支援に努めます。

5 生活支援の充実

◇◇◇ 地域での自分らしい生活を支えるために ◇◇◇

障害者ができる限り住み慣れた地域で生活できるようにするためには、障害者の日々の生活を支援するとともに、介護者の負担軽減を図ることが重要です。

障害福祉サービスなどの公的な生活支援サービスと、地域での支え合いを組み合わせながら、障害者の心身の状況やニーズに応じた多様な支援を実施し、障害者一人ひとりの生活の質（ＱＯＬ）の向上を図っていきます。また、関係機関が相互に連携しながら、障害のある人の自分らしくありたい生活の実現に向けた重層的な支援体制の整備及び相談体制の充実に努めます。

6 生活環境の整備

◇◇◇ 人にやさしいまちづくりのために ◇◇◇

障害者が、地域で安全に安心して暮らしていくためには、防犯や交通安全、防災などの面での障害者への配慮や、バリアフリー、ユニバーサルデザインの生活空間づくりが欠かせません。

地域で障害者の安全を見守る支えあいのネットワークづくりを図るとともに、住宅や公共公益施設、道路などの環境整備に努めます。

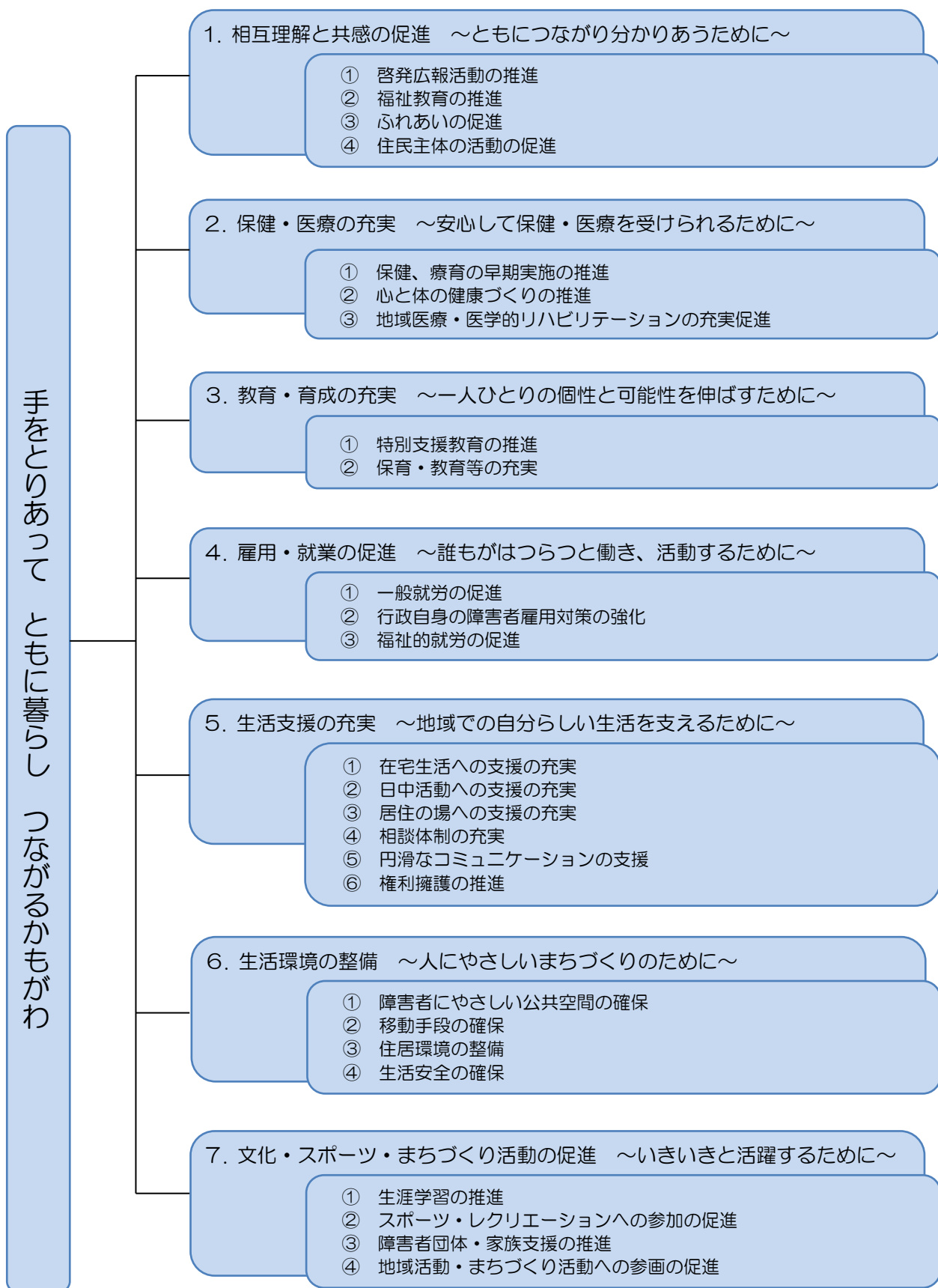
また、ＩＴ機器の普及によってこれまでより、情報へのアクセスが多様化する状況においても、希望する情報の入手や情報発信と利活用また、これらを用いた社会参加等ができるような環境を整備することが求められるため、それらの環境整備にも努めていきます。

7 文化・スポーツ・まちづくり活動の促進

◇◇◇ いきいきと活躍するために ◇◇◇

多様な場に社会参加し、障害のある人もない人もともに、活躍できるしくみづくりは、地域で暮らす障害者の大きな願いです。

生涯学習・スポーツ活動、地域活動、まちづくり活動など、幅広い活動に参加するための条件整備を進め、障害者一人ひとりの個性や能力をまちづくりに最大限に生かします。



第2編 障害者基本計画

第1章 相互理解と共感の促進

第1節 啓発広報活動の推進

〔現状と課題〕

障害者アンケートによると、差別を感じたり嫌な思いをする（した）ことの有無については、障害者全体で「ある」（25.0%）、「少しある」（27.2%）があわせて52.2%で、「ない」の41.9%を上回っています。また、「ある」との回答は、令和2年度のアンケート調査（30.0%）よりも減少していました。

差別や偏見、誤解により、障害を理由に不利な扱いを受けたり、障害に対する配慮が十分でないために日常生活の様々な場面で暮らしにくさを感じている障害者が少なくないことから、差別解消に向けた取組を一層推進していく必要があります。

〔施策展開の方向〕

令和3年には、障害のある人もない人も平等に生活できる社会の実現に向け、その障壁となるものを取り除くことの推進に向け「障害者差別解消法」が改正され、令和6年4月から、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されることになりました。このような制度への対応と併せ、「障害者への不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮の提供」について、民間事業者等に対し様々な機会を通じ啓発活動を進めるとともに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する鴨川市職員対応要領」に基づき、市役所の業務における差別解消に向けた取組を推進し、市のあらゆる施策において「合理的配慮」に努めます。

〔具体的な施策〕

| 施策項目 | 主な実施主体 | 施策内容 |
|----------------------|----------|--|
| 広報誌等による啓発活動の推進 | 市 | 広報かもがわや各種パンフレット、市のホームページなどを活用し、障害者福祉についての関心や理解の向上を図ります。 |
| マスメディアの活用 | 報道機関等 | 鴨川市の障害者福祉についての情報が新聞などのマスメディアで積極的に取り上げられるよう、働きかけていきます。 |
| 関係機関・団体や市民による広報活動の促進 | 関係機関・団体等 | 鴨川市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）や福祉事業所、医療機関、障害者団体、市民ボランティアが、各種パンフレット、ホームページなどを活用し、障害者福祉について積極的に広報していくことを、支援するため情報提供に努めます。 |

| 施策項目 | 主な実施主体 | 施策内容 |
|-----------------|--------|---|
| 広聴活動の充実 | 市 | 障害者や関係団体から意見や要望をお聞きする機会を定期的に設けるとともに、それらの意見・要望の関係職員、関係機関への周知を図り、施策やサービスの改善につながるよう努めます。 |
| 障害を理由とする差別解消の推進 | 市 | 市役所等で働く職員が障害者に適切に対応するために、不当な差別的取扱いや合理的配慮の具体例を盛り込んだ「対応要領」により業務を行います。 |

第2節 福祉教育の推進

〔現状と課題〕

小中学校や認定こども園、さらには各種の生涯学習の場においては、市内の障害者施設との交流などを通じて福祉教育が推進されており、その継続・拡大が求められます。本市における県立安房特別支援学校鴨川分教室は既存の小学校の教室を利用している点で、地域の児童やその保護者への福祉教育の機能も兼ねられています。

福祉教育は、福祉に対する基礎的な理解を図るだけでなく、将来、その分野で専門職として働く人の育成や、進路についての指導・相談などにも努めていくことが求められます。

〔施策展開の方向〕

家庭や学校、職場、地域などあらゆる場面において、子どもから大人に至るまで、すべての市民が互いに尊重しあい、障害への正しい理解を深めることができるよう、引き続き、様々な媒体を活用しながら、多様な機会を通じて、啓発活動を推進します。

さらに、地域資源を活用したまちぐるみでの福祉教育を推進することにより、「地域共生社会」の実現に向けて取り組みます。

〔具体的な施策〕

| 施策項目 | 主な実施主体 | 施策内容 |
|---------------------------------|---------|---|
| 学校等での福祉教育の推進 | 市 | 学校・園の各種行事や「道徳の時間」、「総合的な学習の時間」などを活用しながら、障害者がかかえる社会的な課題や、障害者福祉の理念、制度などの理解を深める福祉教育を推進します。 |
| 小中学校での福祉体験教室の開催 | 市社協 | ささえあいの意識醸成のため、福祉現場に携わる方、当事者による講話や、高齢者疑似体験や車いす介助、パラスポーツなどの体験の機会を提供します。 |
| 地域における福祉教育の推進 | 市・医療機関等 | 生涯学習の講座や市社協の事業などにより、子どもたちだけでなく、すべての市民を対象に、障害者福祉について学習する機会の拡充を図ります。 また、医療機関、安房健康福祉センターなど地域の専門機関による障害者福祉関連の公開講座等の実施と参加促進を図ります。 |
| 保健・医療・福祉分野をめざす児童・生徒への進路指導・相談の充実 | 市 | 将来、保健・医療・福祉分野で活躍する子どもたちの育成に向け、進路指導・相談の充実に努めます。 |

第3節 ふれあいの促進

〔現状と課題〕

障害者福祉への理解を深めるためには、広報媒体やマスメディア、本などによる間接的な体験もさることながら、障害者とふれあい、話し合うといった直接的な体験がより相手の立場や状況を理解し、共感することにつながります。

そのため、街中や駅などの公共の場などでのあいさつや手助け、行事・イベントでの交流、地域での見守り活動やボランティア活動など、様々な機会に、日常的に障害のある人とない人がともにふれあうことを一層拡大していくことが求められます。

〔施策展開の方向〕

様々な機会を活用し、障害のある人とない人のふれあいを拡大していきます。また、地域共生社会を目指す上でも、「支え手」、「受け手」の関係ではなく、子どもから高齢者まで、年齢を越えた交流ができる機会を推進していきます。

〔具体的な施策〕

| 施策項目 | 主な実施主体 | 施策内容 |
|------------------|-------------------|--|
| あいさつ・声かけ運動の展開 | 市・ 関係機関・ 市民 | 市役所や市社協、学校・認定こども園、保健・医療・福祉施設が率先しながら、市民あいさつ・声かけ運動を展開します。 |
| 行事・イベントでのふれあいの拡大 | 市・ 関係機関・ 市民 | 市内の各種行事・イベントについて、障害のある人とない人がともに参画し、楽しめる企画・実施に努めます。 また、障害者を対象にした行事・イベントへの障害のない人の参加を促進していきます。 |
| セルフショップでの交流の促進 | 市社協・ 関係団体 | 福祉作業所のセルフショップ（障害当事者が就業・活動する授産製品販売店）などへの支援に努め、市民と障害者との交流を促進します。 |
| サロン活動の推進 | 市・市社協 | 各地区で公民館、コミュニティセンターまたは、ボランティア会員自宅等を開放したサロン活動を推進します。体操やイベントの実施を通じて、交流の機会、情報交換、閉じこもり防止等の地域がつながるきっかけになることを支援します。 |

第4節 住民主体の活動の促進

〔現状と課題〕

障害者が地域で安心して暮らせるためには、地域住民が日頃から障害者を理解し、支えていくことが重要です。

本市では、自治会、民生委員・児童委員、身体・知的障害者相談員、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）による地域ボランティアをはじめ、老人クラブなどの各種団体や隣近所の住民により、支えが必要な方への地域見守り活動が展開されています。特に、地区社協は、13の地区ごとに組織され、「自分達の地域は自分達で守る」ことを目標に、積極的な見守り・支えあい活動を展開しています。

東日本大震災で、地域での日頃からの災害時要援護者の見守りの重要性が再認識された中で、既存の活動を基軸に、地域の見守り・支え合いのネットワークを一層強化していくことが求められます。

〔施策展開の方向〕

今後も、市社協などと連携しながら、地域福祉活動の一層の活性化・ネットワーク化を図るとともに、ボランティア養成講座などを通じて、これまで活動に参加したことのない市民のボランティアへの参画を促進していきます。

また、ボランティア活動を推進するコーディネート役となるコミュニティソーシャルワーカーの育成を含め、実効性のある推進体制の構築を支援していきます。

〔具体的な施策〕

| 施策項目 | 主な実施主体 | 施策内容 |
|-------------------------|--------------|---|
| 地区の支えあい・見守りネットワークづくりの促進 | 市社協・ 各種団体 | 民生委員・児童委員等による友愛訪問、地域住民によるサロン活動などを促進し、地域の支えあい・見守りネットワークづくりを図ります。 |
| 障害者支援ボランティアの育成 | 市社協・ 各種団体 | 市社協によるボランティア養成講座やワークキャンプなどの展開により、障害者の生活を支援するボランティアの育成を図ります。 また、市ボランティア連絡協議会の活動を支援し、ボランティア相互の連携強化を図ります。 |
| 地域住民のリーダーの育成 | 市社協 | 地域活動をコーディネートするコミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域住民のリーダー育成を推進します。新規サロン活動やボランティアグループの立ち上げ支援も行います。 |

第2章 保健・医療の充実

第1節 保健・療育の早期実施の推進

〔現状と課題〕

乳幼児期における疾病や障害の早期発見や早期療育は、機能の改善に効果があるだけでなく、子どもたちのコミュニケーションや社会性などの発達を促すためにも重要です。

本市では、妊婦や新生児、乳幼児への健康診査や家庭訪問、健康教育・相談など、母子保健事業を実施するとともに、発育の遅れや障害などの心配がある方については、鴨川市総合保健福祉会館（ふれあいセンター）内に障害児親子通所支援センター（簡易マザーズホーム）を設置し、療育や相談支援を進めています。自閉症など発達障害児が増加傾向にある中、こうした取組の一層の充実を図っていくことが求められます。

子育て支援については、江見、長狭、天津小湊の3か所の市立認定こども園及び私立認定こども園（OURS 子育て支援室）に1か所、地域子育て支援拠点事業により子育て支援室を設け、保育士等専門職が相談に応じる体制を整えています。

〔施策展開の方向〕

早期療育は、機能の改善及び子どもたちのコミュニケーションや社会性などの発達を促すために重要であり、療育機関を中心に家庭及び関係機関が連携し効果的な実施に努めます。

また、保育・教育機関の職員の研修受講支援による発達支援の向上及び保護者理解の促進を通して、早期療育をはたらきかけていきます。発達支援の必要性を認識できていない保護者については、家庭訪問や医療機関の健診受診状況の確認など、母子保健施策による保護者支援を行い理解を促進します。

児童福祉法の改正により、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの相談支援機能の一体化として子ども家庭センターを設置します。支援を要する子ども・妊産婦等への対応が位置付けられますが、基幹相談支援センター等との連携により地域資源と一体となった支援体制の構築を目指します。

〔具体的な施策〕

| 施策項目 | 主な実施主体 | 施策内容 |
|-------------------------------|--------|--|
| 障害児親子通所支援センター（簡易マザーズホーム）事業の推進 | 市 | 心身の発達につまずきをもつお子さんが就学までの間、保護者と一緒に通所し療育指導を行います。併せて保護者への相談支援を行います。 |
| 母子保健の推進 | 市 | 妊婦や新生児、乳幼児への健康診査や家庭訪問、健康教育・相談などの母子保健事業を推進し、発育の遅れや障害などの予防と早期発見に努めるとともに、関係機関との連携のもと、早期対応を図ります。 |
| 基幹相談支援センターと子ども家庭センターの連携推進 | 市 | 支援を要する子どもに対し、発達や障害の視点からの支援、対応を早期に実施できる相談支援、連携体制を構築します。 |

第2節 心と体の健康づくりの推進

〔現状と課題〕

障害者施策としての地域保健には、障害の原因となる病気を予防すること、障害を早期に発見して早期治療やリハビリテーションにつなげること、障害者自身の健康づくりを支援することなどの役割があります。いずれも、様々な障害や病気の特徴、状況に対応し、きめ細かな支援を行っていくことが大切です。

市では、疾病予防については、「自らの健康は自らつくる」を合言葉に、疾病等による中途障害を予防するため、健康診査や家庭訪問、健康教室等、健康増進事業・介護予防事業を実施しながら、市民の主体的な健康づくり活動を支援しており、これらを継続し、疾病・障害の予防、早期発見、早期治療・リハビリテーションを図る必要があります。

〔施策展開の方向〕

市民の主体的な健康づくりを支援し、疾病や障害の予防と心身機能の維持・増進を図るため、健康増進事業及び介護予防事業を推進します。特に、生活習慣病予防対策や重症化予防、不安、ストレスなどのメンタルヘルス対策に重点的に取り組んでいきます。

〔具体的な施策〕

| 施策項目 | 主な実施主体 | 施策内容 |
|------------------|---------------|---|
| 疾病や障害の予防対策の充実 | 市・市民 | メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査をはじめとする各種健（検）診の充実を図るとともに、健康教育・相談、訪問指導などの生活習慣病予防対策を推進し、疾病や障害の予防に努めます。 |
| 心身機能の維持・増進・回復の促進 | 市・ 介護保険事業所 | 心身機能の維持・増進・回復を促進するため、障害福祉サービスの機能訓練、介護保険要介護認定者を対象とした通所リハビリテーション、要介護認定外の高齢者を対象とした通所型介護予防事業などにより、必要な方が必要な支援を受けられる体制の確保に努めます。 |
| メンタルヘルス対策の推進 | 県・市等 | 講座・教室の開催や相談対応などを通じて、うつ予防や閉じこもり予防など、メンタルヘルス対策の推進を図ります。 また、メンタルヘルス対策や精神疾患に関する啓発を行うとともに、医療機関を退院した後の生活を支援していく体制を整備していきます。 |

第3節 地域医療・医学的リハビリテーションの充実促進

〔現状と課題〕

本市の地域医療体制は、病院が7か所、一般診療所が11か所、歯科診療所が10か所あります〔日本医師会地域医療情報システム：令和4年11月〕。国保病院は、長狭地区の拠点病院であり、在宅医療（訪問診療、訪問看護等）を含む地域包括医療・ケアに力を入れています。

障害者の地域医療・医学的リハビリテーションについては、妊娠・出産期の母子の障害の防止・軽減に向けた周産期医療や乳幼児医療、様々な症状の障害児・者へのきめ細かい治療・リハビリテーション、交通事故等による中途障害の軽減のための高次救急医療などを充実していくことが求められます。

また、「重度心身障害者(児)医療給付制度」や、障害者総合支援法に基づく「自立支援医療（更生医療の給付、育成医療の給付、精神通院）」の適切な利用を図っていくことが求められます。

〔施策展開の方向〕

関係機関と協力しながら、障害の予防医療の充実や、障害のある人がいつでも安心して受けられる医療体制づくりに努めます。また、医療費負担の軽減を図る事業を推進します。

また、医療的ケア児・者への支援の強化に向けては、障害の程度に関わらず必要とするサービスを利用しながら、地域で安心して暮らせるよう、専門的支援の提供体制整備について、保健・医療・福祉の連携強化を図る「医療的ケア児者支援の協議」を行い、医療機関に入院している医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者の、円滑な在宅への移行や早期療育支援等、地域の受け入れ体制の整備に努めます。

〔具体的な施策〕

| 施策項目 | 主な実施主体 | 施策内容 |
|---------------|-----------|--|
| 「かかりつけ医」の普及 | 市・各医療機関 | 病院と診療所の役割分担のもと、患者一人ひとりの症状にあった最適な医療が提供されるよう、「かかりつけ医」の普及に努めます。 |
| 医療機関での障害者への配慮 | 市・各医療機関 | 障害者一人ひとりの障害特性や人権、プライバシーなどに配慮された、患者本位の医療が常に提供されるよう、啓発に努めます。 |
| 難病医療体制の充実促進 | 県・市・各医療機関 | 地域の医療機関と県・市が協力しながら、早期発見や、継続的治療、在宅支援など、適切な難病医療体制の確立に努めていきます。 |

| 施策項目 | 主な実施主体 | 施策内容 |
|-----------------------|--------------------------|--|
| 国保病院の充実 | 市 | <p>国保病院については、医療従事者への障害者医療の知識・技術の普及に努めるとともに、在宅医療の一層の展開による地域包括ケアシステムの構築に向けて、医療の提供体制の充実に努めていきます。</p> |
| 救急・休日・夜間医療の充実促進 | 県・市・安房郡市広域市町村圏事務組合・各医療機関 | <p>救急告示病院等及び消防機関との連携のもと、広域的な救急・休日・夜間医療体制の充実に努めます。</p> |
| 医学的リハビリテーションの充実促進 | 市・各医療機関 | <p>脳血管疾患や骨関節疾患、内部疾患、小児疾患、精神疾患などの疾病や障害から心身機能の維持・増進・回復を図るため、通院だけでなく在宅での専門職からの訪問指導による医学的リハビリテーションの充実に市内関係医療機関に要望していきます。</p> <p>また、医学的リハビリテーションのみならず、一人ひとりの心身の状態にあわせて生活の質（QOL）の向上を図る地域リハビリテーションの推進に努めます。そのために、地域リハビリテーション支援センターの機能強化を県に要望していきます。</p> |
| 経済的負担の軽減 | 県・市 | <p>障害の軽減や機能の改善、医療にかかる経済的負担の軽減を図るため、重度心身障害者(児)医療給付制度や自立支援医療等の適切な利用を促進していきます。</p> <p>また、各制度の手続きが滞ることがなく、円滑に利用できるよう手続きの時期の案内や手続きの方法を支援します。</p> |
| 医療的ケア児等支援ワーキンググループ | 自立支援協議会 | <p>安房圏域自立支援協議会の子ども部会内に設置されており、医療的ケアを必要とする児童とその家族が身近な地域で支援が受けられるように、医療や福祉、教育、行政機関等が集まり、課題を共有して方策を検討します。</p> |
| 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業 | 市 | <p>在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、電動式たん吸引器、ネブライザー（吸入器）、入浴補助用具等を給付します。</p> |

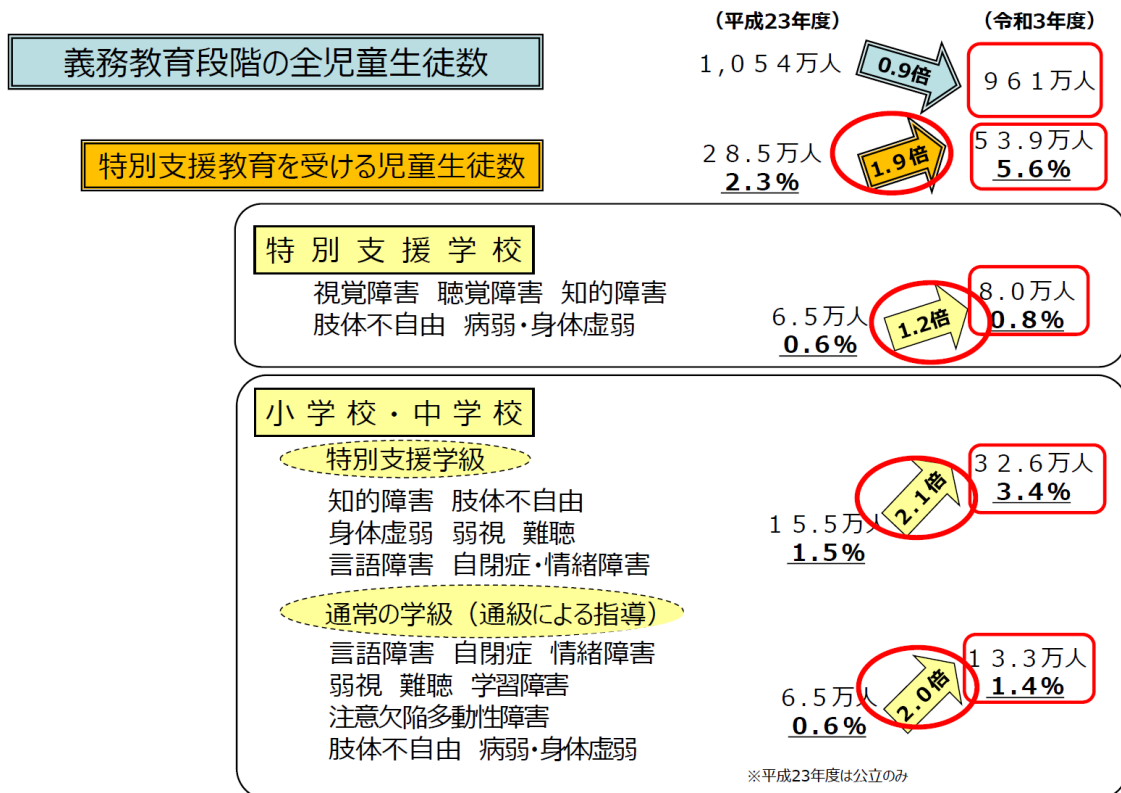
第3章 教育・育成の充実

第1節 特別支援教育の推進

〔現状と課題〕

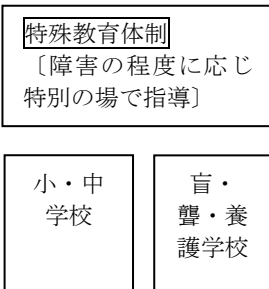
学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）など、発達障害をもつ子どもたちの増加を受け、平成19年度から、盲・聾・養護学校と小中学校の特殊学級というそれまでの障害児教育のあり方が根本的に見直され、教育や療育に特別のニーズのある子を含めた「特別支援教育」が本格実施されました。

【特別支援学校等の児童生徒の増加状況】（文部科学省）

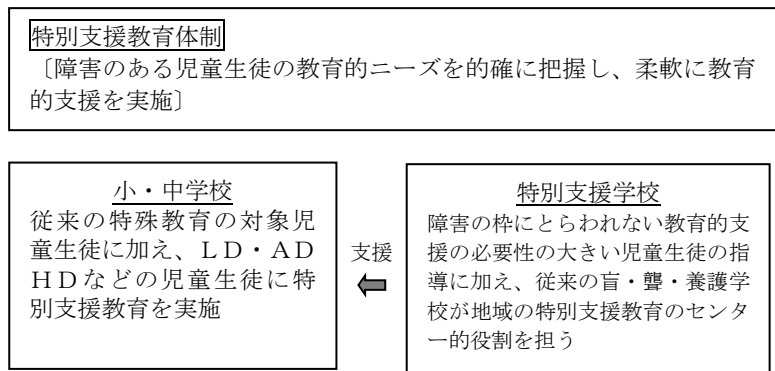


特別支援教育の考え方

〔従来の考え方〕



〔特別支援教育の考え方〕



資料：特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（平成15年3月）より作成

各小中学校では、障害や発達の違いのある児童・生徒を可能な限り受け入れ、一人ひとりに対する「個別の教育支援計画」を作成し、教職員、特別支援教育支援員などがチームを組んで教育を推進しています。

また、障害児の保護者に対するアンケートでは、子どもの卒業後に求められる支援として「ソーシャルスキル（日常生活で人間関係をスムーズにする方法）の習得」（67.5%）の割合が最も高くなっており、学習や能力開発等の専門的な分野だけでなく、広い視野での取組が求められています。

本市では、特別支援教育の体制整備を進め、教育・福祉・医療等の関係機関の連携協力を確保するために「特別支援教育連携協議会」を設置しました。そして、そのもとに「専門家チーム」「巡回相談員」を組織し、認定こども園・小学校・中学校に在籍する発達障害及びその疑いのある幼児・児童・生徒への望ましい教育的対応について、専門的な意見の提示や助言を行うことのできる体制を整えました。

また、鴨川小学校内に併設されている、県立安房特別支援学校鴨川分教室では、身近な地域で特別支援学校の教育も可能となりました。特別支援学校は、地域の小中学校での特別支援教育を支援していく役割も担っています。

今後も、これらの体制のもとに、特別な支援が必要な児童・生徒一人ひとりに対し、きめ細かな教育支援を行っていくことが求められます。

〔施策展開の方向〕

特別支援学校と地域の小中学校が連携しながら、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズにきめ細かく対応した特別支援教育を推進していきます。さらに、学校が主体となって児童・生徒一人ひとりの指導を行うためのきめ細かい計画である「個別の指導計画」や、学校、保護者と保健、福祉の各関係機関が連携しながら、中・長期的視点で一貫して的確な支援を行うための「個別の教育支援計画」に基づき、多面的なチームケアによる特別支援教育を推進していきます。そのため、教職員等の特別支援教育に関する知識・技術の向上を図り、発達に関する相談・支援の充実に努めます。

また、今後も引き続き、学校施設のバリアフリー化や安全対策、情報学習機材の充実などに努めていきます。

〔具体的な施策〕

| 施策項目 | 主な実施主体 | 施策内容 |
|-----------------------|--------|--|
| 特別支援教育の推進 | 小・中学校 | 「特別支援教育コーディネーター」を中心に、教職員、特別支援教育支援員などがチームを組み、児童・生徒一人ひとりの能力や個性に応じた特別支援教育を推進していきます。 |
| 「個別の教育支援計画」等に基づく支援の推進 | 小・中学校 | 支援が必要な児童・生徒に対して、教育指導面の「個別の指導計画」、福祉、医療などとの連携計画である「個別の教育支援計画」を作成し、多面的な支援にあたります。 |
| 特別支援教育体制の整備 | 市 | 教育・福祉・医療等の関係機関の連携協力を確保するため「特別支援教育連携協議会」を設置し、そのもとに「専門家チーム」「巡回相談員」を組織し、認定こども園・小・中学校に在籍する発達障害及びその疑いのある幼児・児童・生徒への望ましい教育的対応について、専門的な意見の提示や助言を行っていきます。 |
| 地域支援の強化 | 県 | 「巡回相談」等による地域の発達障害児の保護者へのアドバイスの実施など、特別支援学校や南房総教育事務所による幅広い地域支援を実施していきます。 |
| 学校の施設・設備の充実 | 市 | 学校施設のバリアフリー化や安全対策、情報学習機材の充実などに努めます。 |
| 適切な就学指導・相談の確保 | 市 | 保健部門と福祉部局及び教育部門が密接に連携しながら、一人ひとりの心身の状況に応じた適切な就学指導・相談の実施に努めます。 |
| 高校や大学の受け入れ体制の充実促進 | 高校・大学 | 公立高校では受け入れ体制も整いつつあるため、私立高校等についても、市立中学校生徒が進学を希望する場合にバリアフリーの状況などで確認・調整を図るなど、障害児（者）の積極的な受け入れを促進していきます。 |

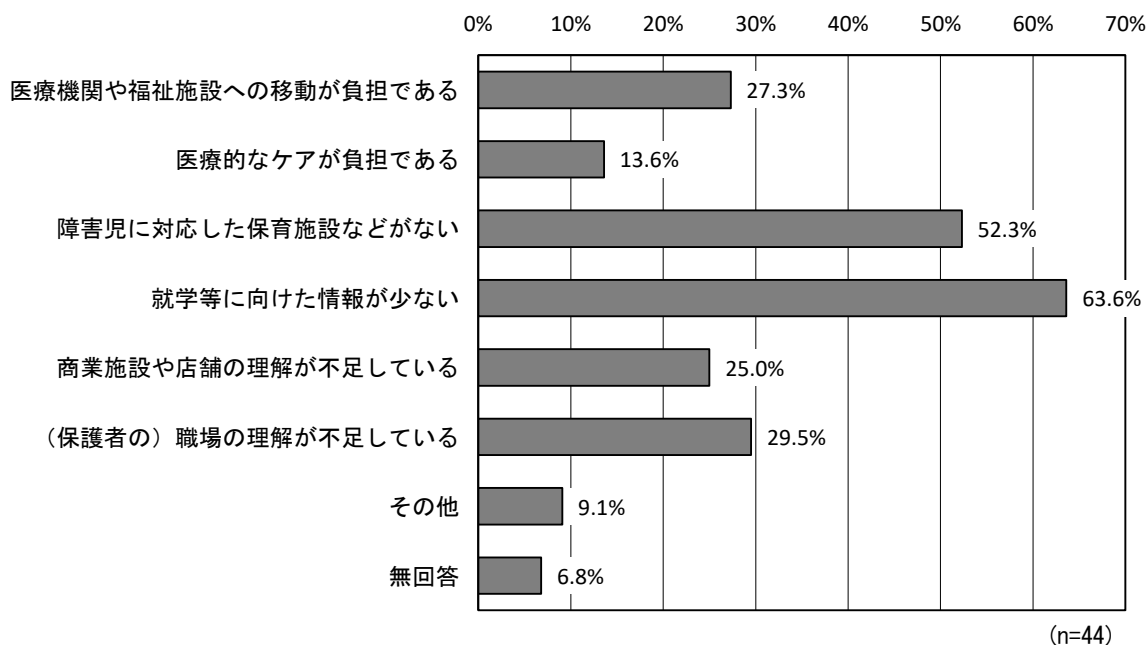
第2節 保育・教育等の充実

〔現状と課題〕

認定こども園、放課後児童クラブにおいても、小中学校と同様に、障害や発達の遅れのある児童を可能な限り受け入れ、障害のある子もいない子とともに地域で育てる環境づくりに努めています。

アンケート結果では、就学前の困ったことや不便なこととして、「就学等に向けた情報が少ない」（63.6%）という意見が最も多く挙がっていました。多くの関連機関や窓口からの情報は多様にあるにも関わらず、適した情報にアクセスしにくい、たどり着けないという状況になっています。

小学校に上がる前に困ったことや不便に感じたりしたことがあるか（18歳未満）



〔施策展開の方向〕

保育所巡回相談事業や保育所等訪問支援を引き続き推進しながら、障害のある子もいない子とともに地域で育てる保育・教育を推進します。

また、放課後児童クラブでの障害児の受け入れの継続や、放課後等デイサービスの専門性の向上を図っていきます。

さらに、情報の提供にあたっては、利用目的や対象者が迷うことなくアクセス、入手できるようしくみとなるよう改善を進めていきます。

〔具体的な施策〕

| 施策項目 | 主な実施主体 | 施策内容 |
|--------------|--------|---|
| 就学前の保育・教育の充実 | 認定こども園 | 支援が必要な乳幼児・児童の受け入れを図るため、保育教諭、支援員などの人員の充実や、研修等による教育・保育内容の充実を図ります。 |
| 障害児の放課後対策の推進 | 市 | 特別支援学校在籍児の放課後、特別支援学校在籍児及び市内の小中学校在籍児の長期休み期間について、放課後等デイサービスの実施に向け検討を進めます。 |

第4章 雇用・就業の促進

第1節 一般就労の促進

〔現状と課題〕

障害者の一般雇用については、働く意欲や能力がありながら就業になかなか結びつかないことが多く、ハローワークや、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構「千葉障害者職業センター」、障害者就業・生活支援センター中里などが主体となり、雇用の底上げや職場適応への支援などが行われています。

職場適応への支援については、障害者総合支援法による「就労移行支援」のほか、「職場適応訓練」（訓練を事業主（職親）に委託）、「トライアル雇用」（奨励金の支給）、「職場適応援助者（ジョブコーチ）制度」、「特定求職者雇用開発助成金」等の支給などがあります。こうした制度の活用を促進し、障害者雇用を一層拡大していくことが求められます。

また、就労支援に関するアンケートの設問に対しては、重要だと思うこととして、「職場の障害者への理解」（59.2%）が最も多く挙げられています。就労に向けた障害者本人の訓練や技術、知識の習得はもちろんですが、就労移行を進めていく上で、受け入れる側の事業所の理解や認識を改める取組も求められます。次いでアンケート結果で多く挙げられている「通勤手段の確保」（46.3%）も公共交通手段が少ない地域としては、就労に向けた課題になっています。

法定雇用率が段階的に引き上げられ、令和6年4月には、2.3%から2.5%（民間企業）、令和8年4月には2.7%になります。さらに対象となる規模が令和6年4月には、従業員43.5人から40人、令和8年7月には37.5人に範囲が拡大されます。これにとともに、障害者の一般就労や社会参加の機会が広がるとともに、就労移行に向けた支援や就労定着に向けた取組の充実が求められます。

障害者の法定雇用率の引き上げ

| 事業主区分 | 法定雇用率 | |
|-------------|-------|------------|
| | 現行 | 令和8年4月1日以降 |
| 民間企業 | 2.3% | 2.7% |
| 国、地方公共団体等 | 2.6% | 3.0% |
| 都道府県等の教育委員会 | 2.5% | 2.9% |

〔施策展開の方向〕

企業に対して障害者雇用に関する理解と協力を求めるとともに、障害の特性に応じた支援の提供及び、障害者雇用に対する企業の不安を解消するため、企業と障害者のマッチングや、支援者のスキルアップの向上を図るなど、引き続き、就労支援や就労定着支援の充実を図ります。令和6年4月からは、就労選択支援事業が創設されるため、ミスマッチを防ぐ、職業の選択や技術の習得により、安定した就労定着を目指します。

また、「通勤手段の確保」として、勤務先への送迎を行うグループホームの事例もあります。このような取組に対する支援や複数の事業所で共同で行うようなしくみ作りの検討を進めます。

〔具体的な施策〕

| 施策項目 | 主な実施主体 | 施策内容 |
|-------------------|----------------|--|
| 障害者雇用への理解と協力の促進 | 県・企業・市・ハローワーク等 | <p>県やハローワークなどと連携し、「障害者雇用促進月間(9月)」を中心に、障害者雇用に関わる制度・施策の周知徹底を図るとともに、各種雇用促進制度を活用して、事業者には雇用や就労移行支援への積極的な協力を要請していきます。</p> <p>また、障害者が就業している事業所に対しては、従業員の意識の啓発や、働きやすい施設・設備など、受け入れ体制の向上を促進していきます。</p> |
| 就労・生活支援体制の強化促進 | 県・社会福祉法人等 | <p>障害者就業・生活支援センター中里などと連携しながら、就業面と生活面の一体的な支援に努めます。</p> |
| 自営業や在宅就労の支援、起業の促進 | 商工会等 | <p>商工会や「社団法人 千葉県雇用開発協会」などと連携しながら、相談や情報提供などを通じて、自営業や在宅就労の支援や、起業の促進を図ります。</p> |

第2節 行政自身の障害者雇用対策の強化

〔現状と課題〕

市役所をはじめとする公的機関は、障害者の雇用について、先導的役割を果たすことが求められます。

職員数43.5人以上の地方公共団体の障害者法定雇用率は、2.6%以上（重度者は週20時間以上の就業で1人分と算定。30時間以上で2人分と算定）となっていますが、令和5年6月現在、市役所で就業する障害者数は19人で、雇用率は3.51%、教育委員会では2.84%となっており、いずれも法定雇用率以上となっています。

市役所における障害者の在職状況

| | 算定の基礎となる職員数(人) | 障害者数(人) | 実雇用率(%) | 不足数(人) |
|----------|----------------|---------|---------|--------|
| 鴨川市 | 541.5 | 19 | 3.51 | 0 |
| 鴨川市教育委員会 | 70.5 | 2 | 2.84 | 0 |

資料：厚生労働省千葉労働局（令和5年6月現在）

※不足数とは、職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から障害者の数を減じて得た数であり、実雇用率が、法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、法定雇用率達成となる。

〔施策展開の方向〕

市では令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間とし、障害者職員活躍推進計画を策定し、障害者職員の職業生活における活躍の推進に取り組んでいます。

〔具体的な施策〕

| 施策項目 | 主な実施主体 | 施策内容 |
|----------------|--------|---|
| 市役所の法定雇用率の遵守 | 市 | 障害者を積極的に採用するため、障害者を対象とした職員採用試験を引き続き実施し、市役所の法定雇用率を遵守します。 |
| 障害者が働きやすい環境の整備 | 市 | 障害者が働きやすいよう、職員意識の啓発や、施設・設備等の環境整備を図ります。 |

第3節 福祉的就労の促進

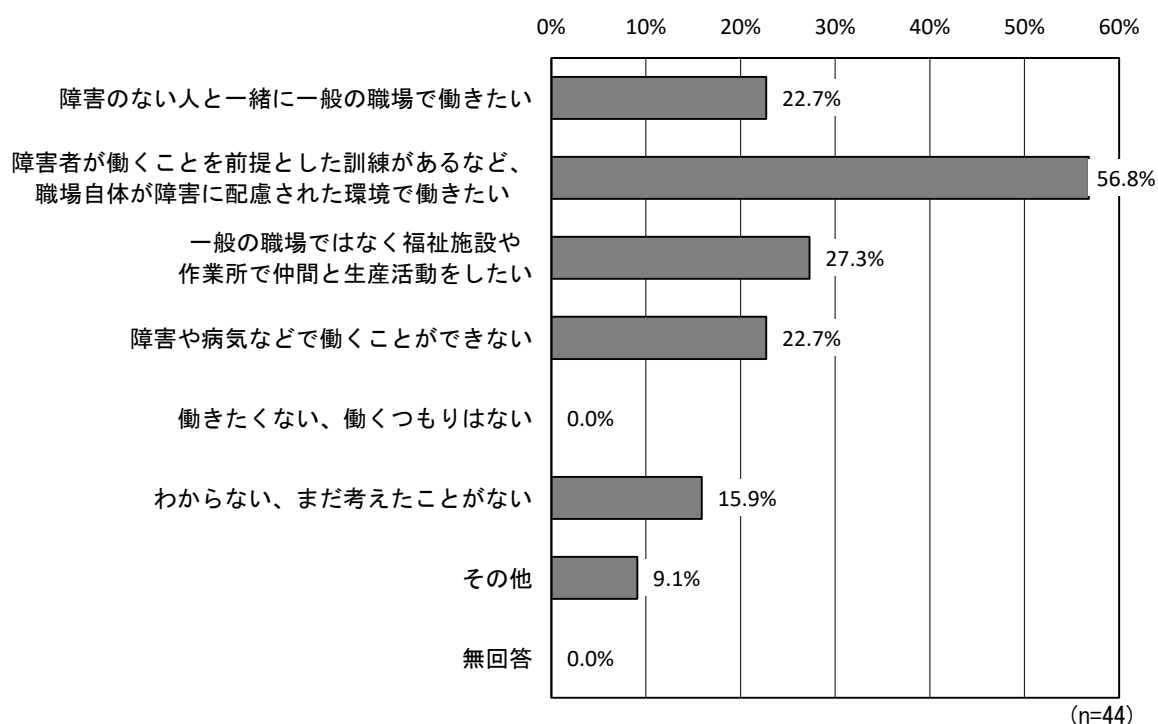
〔現状と課題〕

本市には、福祉的就労の場として、鴨川市福祉作業所（就労継続支援B型）や、地域活動支援センターオレンジハウス（地域活動支援センター機能強化事業Ⅲ型）、障害福祉サービス事業所「らんまん」（就労継続支援B型・自立訓練・日中一時支援の多機能型事業所）、アイル鴨川（就労継続支援B型）があります。また、安房圏域には、障害福祉サービス事業所「中里ワークホーム」（就労移行支援・就労継続支援B型・生活介護・日中一時支援の多機能型事業所）などがあります。障害者が意欲的に福祉的就労を行い、事業所が安定した経営を行えるよう、一層の支援を行っていくことが求められます。

就労に対する意向に関するアンケートの設問では、「障害者が働くことを前提とした訓練があるなど、職場自体が障害に配慮された環境で働きたい」（56.8%）が最も多く、次いで「一般の職場ではなく福祉施設や作業所で仲間と生産活動をしたい」（27.3%）と訓練できる環境や福祉的就労への意向が多く挙がっています。

一方、事業所アンケートでは、コロナ禍の影響等により、廃業や事業縮小となる就労支援事業所の取引先も出てきており、利用者への訓練や支援プログラムの一環となる、請負作業が少なくなってきた状況で、新規の取引先の開拓も困難な状況あり、経営的な課題になっているとの意見もありました。

働くことについてどのように考えているか



〔施策展開の方向〕

障害者が、心身の状況や力量、希望に応じた働き方を選択できる福祉的就労の展開のため、各事業所における取組を促進し、就労関係事業所及び相談支援事業所の連携を強化します。

また、障害者優先調達推進法による障害者就労施設等からの物品等の調達を推進し、障害者の自立と社会参画につながるよう支援に努めていきます。

障害者職員活躍推進計画では、優先調達に関して、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等も定めています。

〔具体的な施策〕

| 施策項目 | 主な実施主体 | 施策内容 |
|-----------------|------------|---|
| 福祉的就労の場への積極的な支援 | 市・就労支援事業所等 | <p>各施設において、障害者本人の心身の状況や希望に沿った福祉的就労が今後も展開され、障害者の自立と社会参画につながっていくよう、支援に努めていきます。そのために、市民・企業・行政による授産品の活用を積極的に促進します。</p> <p>また、障害者の就労を支援するため、就労支援事業所や法人等と就労支援事業所の新規開設や事業の拡大について協議してまいります。</p> |
| 農福連携による就労支援の推進 | 市 | <p>農業分野での障害者の就労支援に向けて、障害者就労施設への農業の専門家の派遣による農業技術に係る指導・助言等により推進します。</p> <p>また社会福祉法人やNPO法人等の協力のもと、農業を通じた、障害者の日常生活及び社会生活の自立に向け就労支援を促進します。</p> |

第5章 生活支援の充実

第1節 在宅生活への支援の充実

〔現状と課題〕

住み慣れた地域で暮らしを継続していくにあたって、在宅生活を支援するサービスの拡充が欠かせません。障害者本人の生活の質（QOL）を高めるとともに、家族などの介護負担の軽減を図るため、ホームヘルプサービスやショートステイなど、在宅生活支援サービスの拡充に努めています。また、生活支援・介護予防サポーターなど、地域住民の助け合いを展開している地区もあります。

今後も、障害福祉サービスなど公的福祉サービスとインフォーマルサービスを組み合わせながら、ニーズに応じた支援の充実を図っていくことが求められます。

また、サービス利用に関するアンケート結果では、各種別に「i）現在の利用状況」と「ii）今後の利用意向」を確認しました。

一方で、障害福祉サービスを提供する施設、事業所において、職員の確保、定着が大きな課題となっていることが示されています。

〔施策展開の方向〕

障害者総合支援法に基づく在宅生活支援の充実に努めながら、特別障害者手当をはじめとする各種手当・年金、税や利用料の特別措置など、経済的支援制度の周知と利用促進に努めます。

また、障害者の金銭管理を支援するため、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用を推進してまいります。

特に、緊急時や家族等の介護負担の軽減を図るため、必要とする時、容易に利用できる短期入所（ショートステイ）の拡充をはたらきかけ、積極的に利用を促進します。

障害福祉サービスを提供する施設、事業所における、職員の確保、定着に対しては、資格取得の補助金交付等により、サービスの質の向上と併せた支援を検討していきます。

〔具体的な施策〕

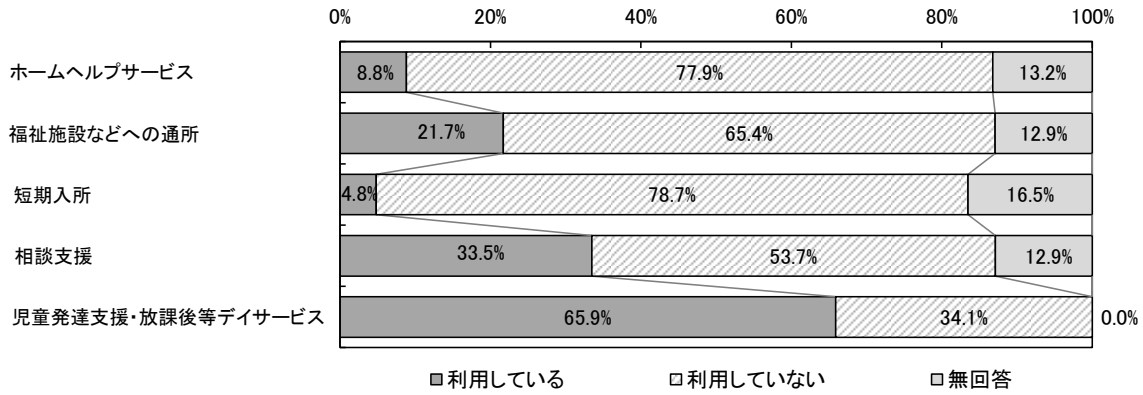
| 施策項目 | 主な実施主体 | 施策内容 |
|------------|--------|--|
| 訪問系サービスの充実 | 事業所 | 自立支援給付の居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援、地域生活支援事業の訪問入浴の各サービスの充実に努めます。 |

| 施策項目 | 主な実施主体 | 施策内容 |
|-------------------------------|--------|---|
| ショートステイ（短期入所）の推進 | 事業所 | ショートステイ（短期入所）の充実に努めます。新規事業所の整備や施設職員の確保を促進します。 |
| 資格取得費用補助金 | 市 | 市内の障害福祉サービス事業所の職員の資格取得に対する補助金制度の導入の検討を進めます。 |
| 補装具費の支給 | 市 | 補装具の購入・修理費用を引き続き支給します。 |
| 日常生活用具の給付・貸与 | 市 | 日常生活を支援する用具の支給・貸与を引き続き実施します。 |
| 地域住民による生活支援サービスの展開 | 市民 | 生活支援・介護予防サポーターをはじめ、地域住民が地区内の困っている人を支援する活動を拡充していきます。 |
| 障害年金の支給 | 国 | 国民年金の障害基礎年金、厚生年金の障害厚生年金など、国の制度に基づく年金を支給します。 |
| 特別障害者手当等の支給 | 国・市 | 国の法制度に基づき、所得保障として年金制度を補完する特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当（経過措置分）、特別児童扶養手当を支給します。 |
| 「ねたきり身体障害者及び在宅重度知的障害者福祉手当」の支給 | 市 | 「ねたきり身体障害者及び在宅重度知的障害者福祉手当」を引き続き実施します。 |
| 重度心身障害者（児）医療給付制度 | 市 | 「重度心身障害者（児）医療給付」を引き続き実施します。 |
| 県心身障害者扶養年金の利用促進 | 県 | 保護者が亡くなった後の障害者に年金を終身支給する心身障害者扶養年金制度の利用促進を図ります。 |
| 税制上の特別措置の実施 | 国・市 | 国等の法制度に基づき、所得税、住民税の障害者控除等を実施します。 |
| 利用料等の特別措置 | 民間企業等 | 公共施設等の入園料、携帯電話利用料等の割引制度の利用促進に努めます。 |
| 福祉タクシー利用助成 | 市 | 重度身体・知的障害者へのタクシー利用券の助成を引き続き実施します。 |

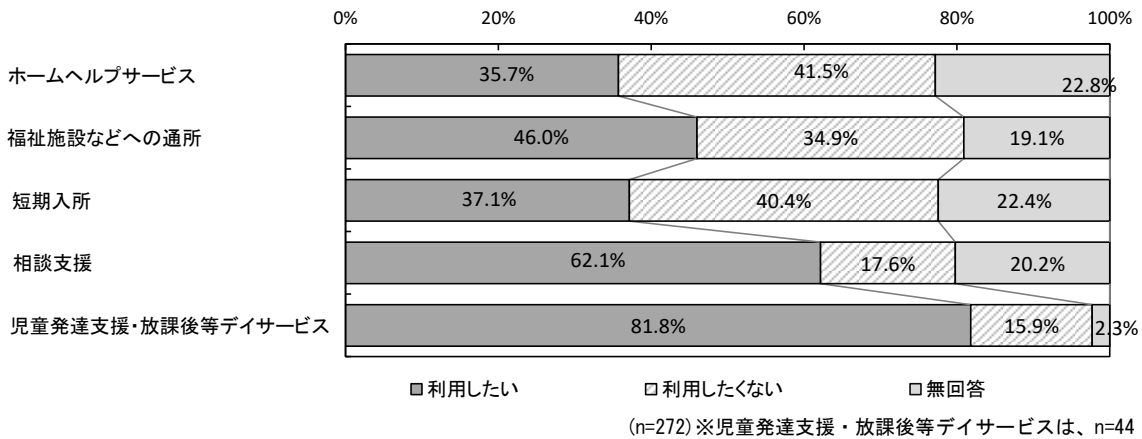
生活支援サービスの利用状況と利用意向

【1 総計（全体）】

i) 現在の利用状況

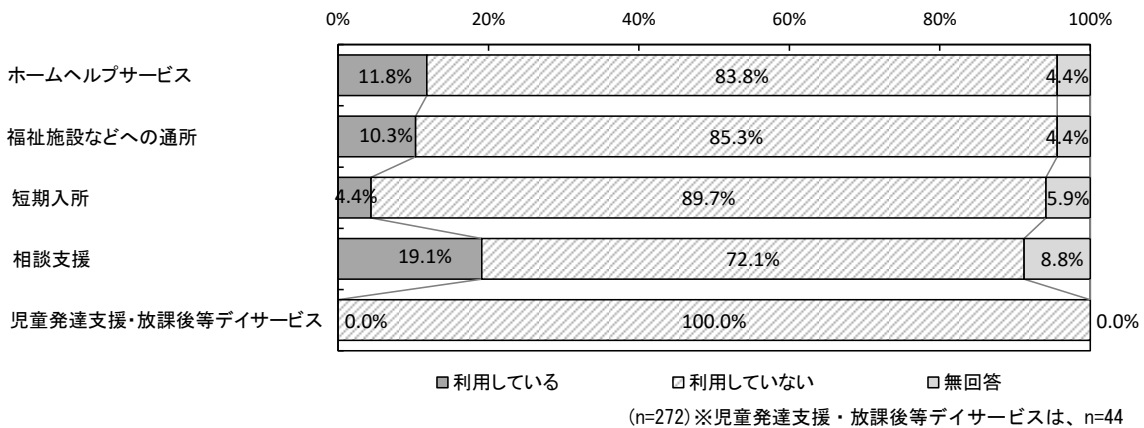


ii) 今後の利用意向

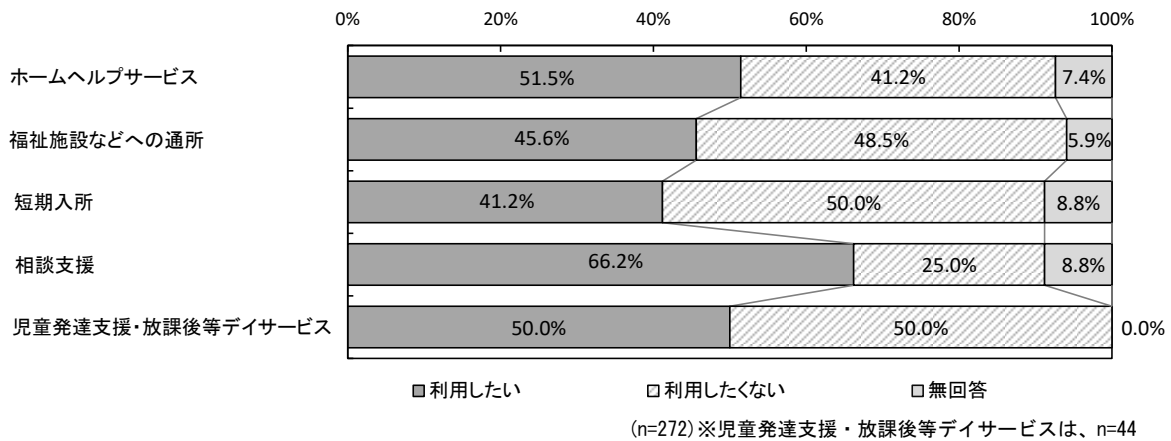


【2 身体障害者】

i) 現在の利用状況

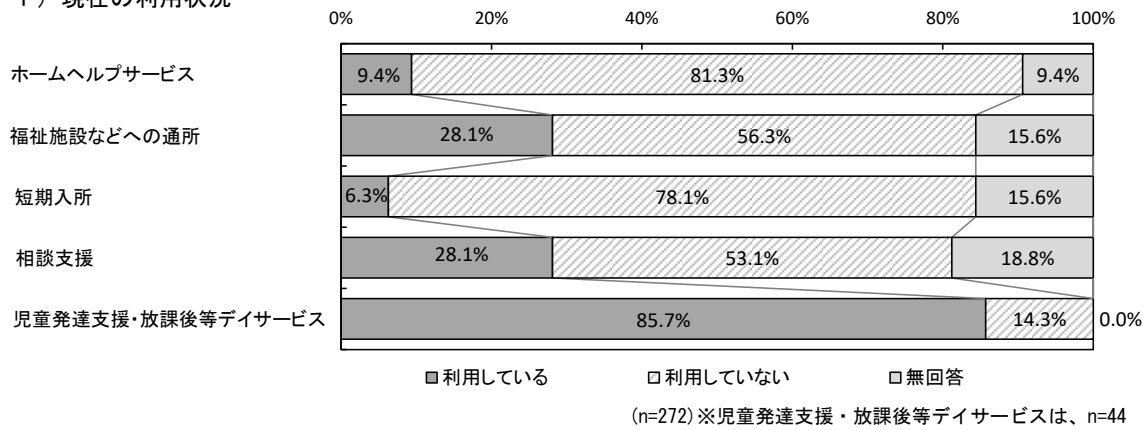


ii) 今後の利用意向

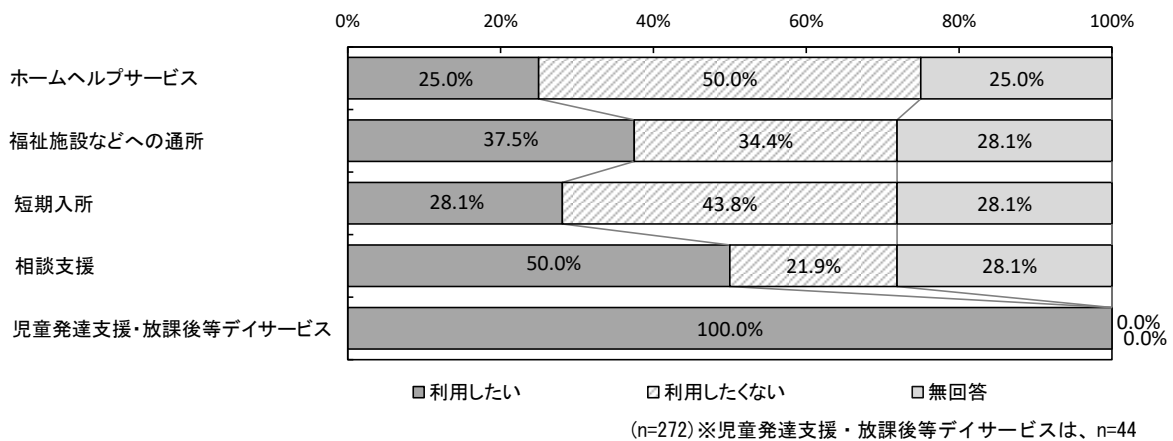


【3 知的障害者】

i) 現在の利用状況

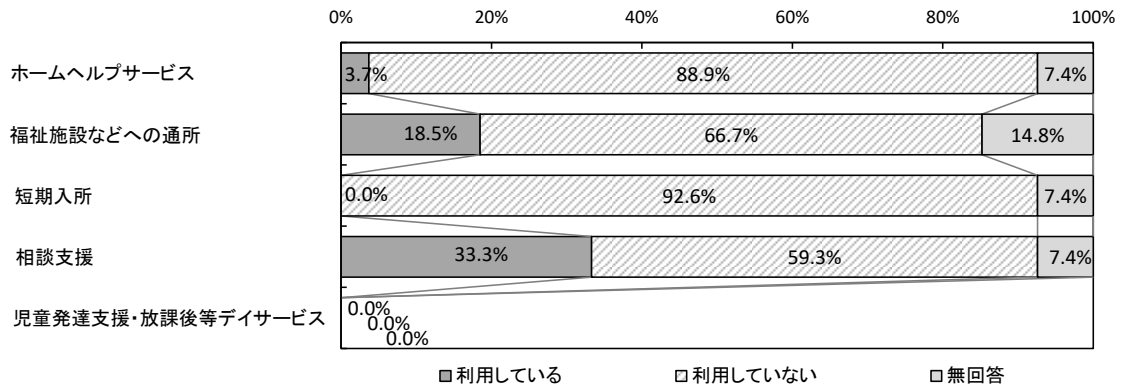


ii) 今後の利用意向



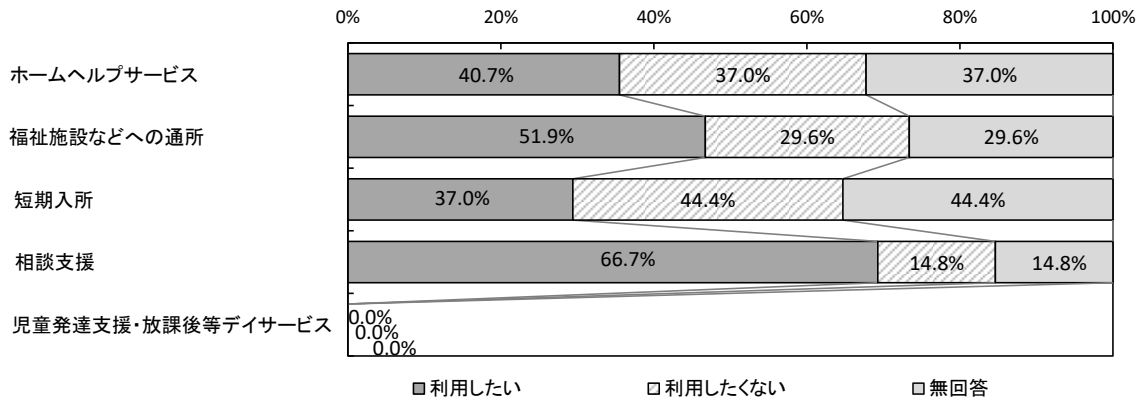
【4 精神障害者】

i) 現在の利用状況



(n=272) ※児童発達支援・放課後等デイサービスは、n=44

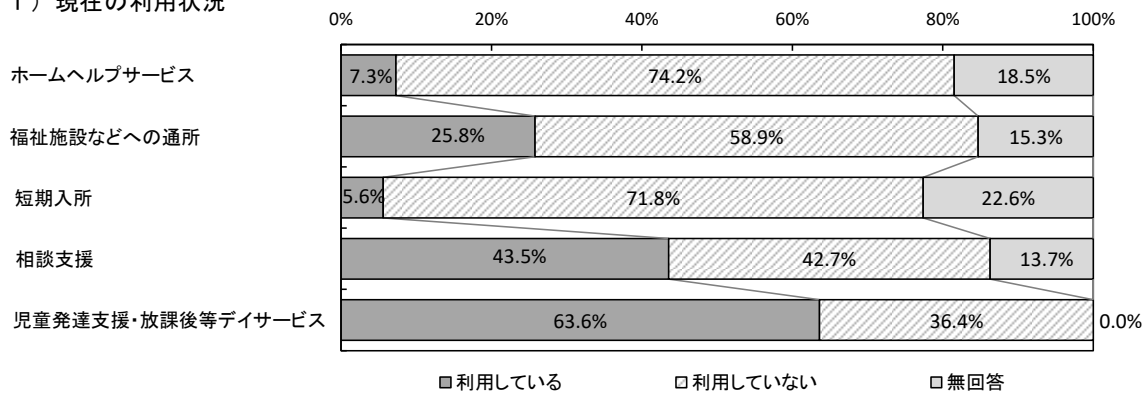
ii) 今後の利用意向



(n=272) ※児童発達支援・放課後等デイサービスは、n=44

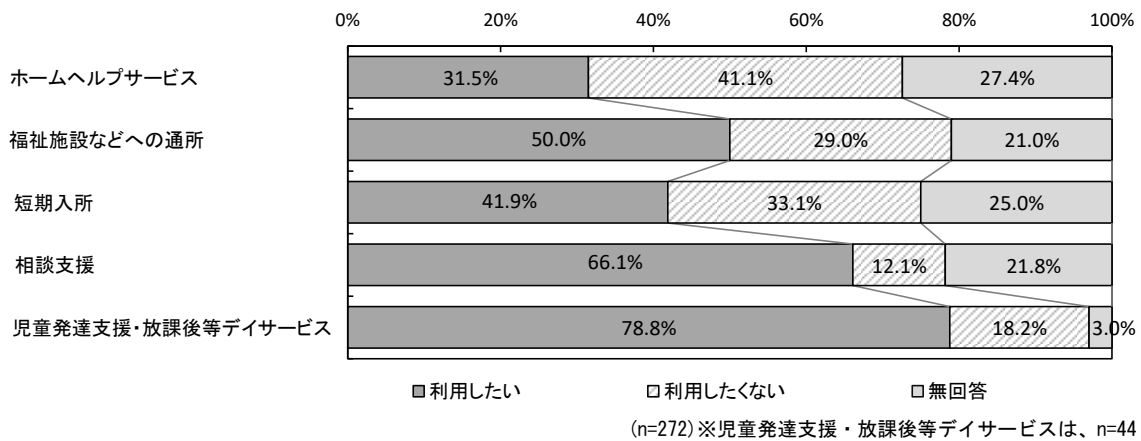
【5 手帳複数所持者】

i) 現在の利用状況



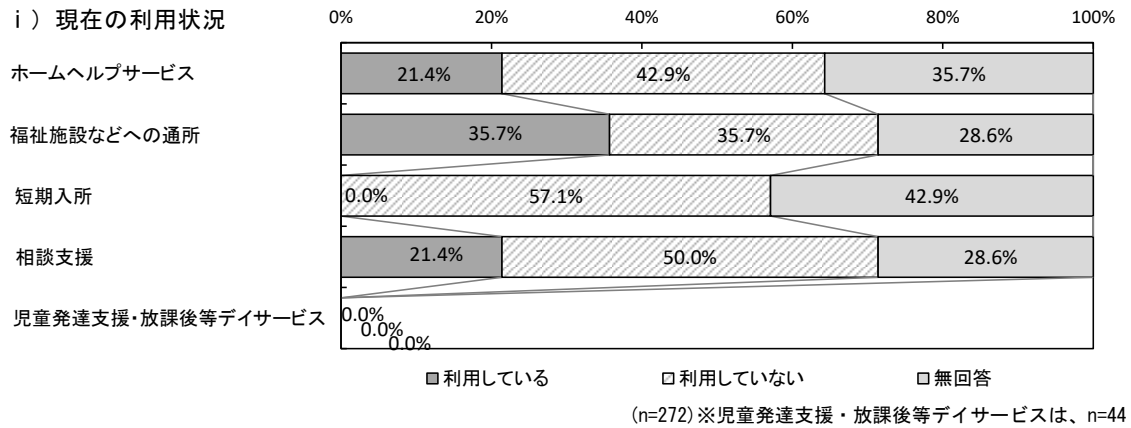
(n=272) ※児童発達支援・放課後等デイサービスは、n=44

ii) 今後の利用意向

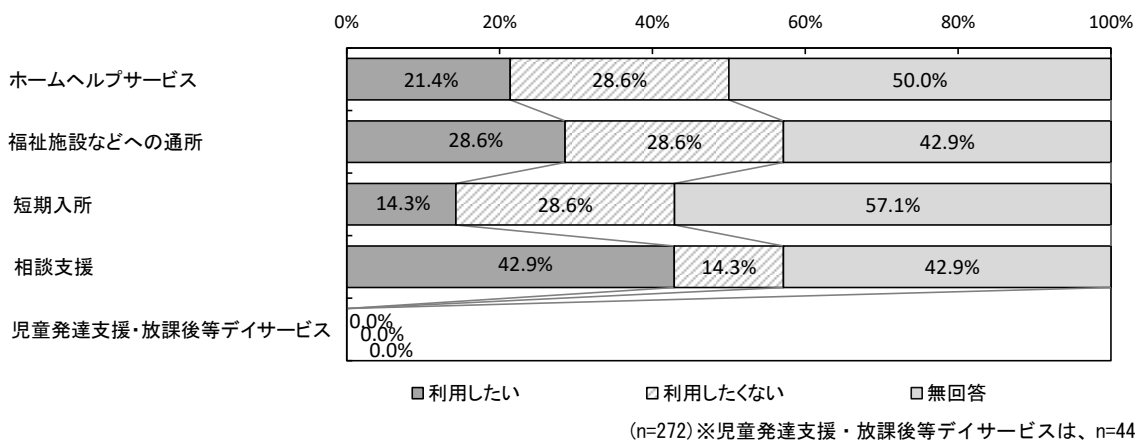


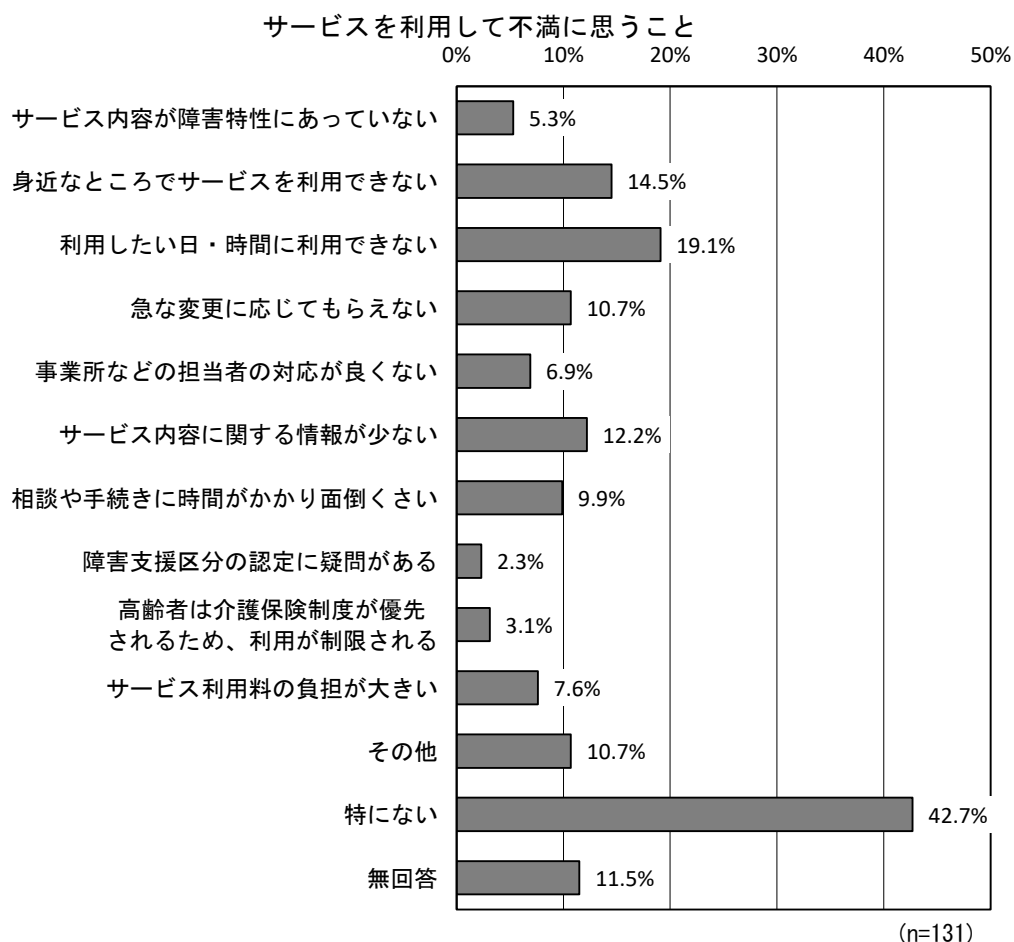
【6 手帳なしの方】

i) 現在の利用状況



ii) 今後の利用意向





第2節 日中活動への支援の充実

〔現状と課題〕

日中活動の場は、障害者が地域で自立した生活をしていくため、また地域活動への参加、そして家族等の介護負担の軽減のために重要です。

本市の障害者が福祉的就労や訓練、作業、交流などを行う日中活動の場として、「福祉的就労の促進」の項で記した事業所のほか、生活介護事業所「嶺岡園」と、生活介護・日中一時支援事業所の「鴨川ひかり学園」、「しあわせの里」があります。地域活動支援センターである「安房地域生活支援センター」（南房総市）は、安房郡市内において、精神障害者が自由にゆったり過ごすサロンの役割を担っていますが、距離が遠いため、市内からの利用はあまりみられない状況です。

また、地域住民が気軽に集い、お茶を飲んだり、レクリエーションをするなど、楽しく過ごす場として各地区ではサロン活動が展開され、障害者や高齢者の生きがいがづくりにつながっています。

日中活動の場については、今後、特別支援学校卒業生や、地域移行に伴う精神障害者が増えることが想定されます。さらに、家族介助者の高齢化に伴い、これまで自宅

で過ごしていた障害のある人が、日中の支援が必要になることが見込まれます。このような需要に対し、公的福祉サービスとインフォーマルサービスを組み合わせながら、一層充実を図っていくことが求められます。

〔施策展開の方向〕

より対象者に応じた支援を提供するため、サービス提供事業所と関係機関との連携の強化や多様な事業所の参入促進など、サービス提供体制の充実に努めます。

また、市内における外出時の交通手段の確保への課題が、日中活動の参加に対しても課題となると考えられるため、参加促進のひとつとして移動手段の確保も併せて検討を進めます。

〔具体的な施策〕

| 施策項目 | 主な実施主体 | 施策内容 |
|---------------------------|-------------|--|
| 日中活動の場の充実促進 | 市・福祉施設・作業所等 | 利用者ニーズを尊重しながら、障害者総合支援法による日中活動の場の充実と利用の促進を図ります。また、地域住民や福祉施設等による、障害者が身近で気軽に通えるサロン活動の立ち上げや活性化を促進していきます。 |
| 「基準該当サービス」の指定によるサービス展開の促進 | 福祉施設等 | 高齢者施設（デイサービスセンターなど）を活用することは、地域資源の有効活用につながることから、「基準該当サービス」の指定などを活用し、ニーズに沿った障害者の利用を促進していきます。 |
| 「共生型サービス」の促進 | 福祉施設等 | 高齢者と障害者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険事業所とも連携しながら、介護保険と障害福祉両方の制度にも対応した「共生型サービス」を促進します。 |

第3節 居住の場への支援の充実

〔現状と課題〕

居住の場への支援には、「施設入所支援」、「共同生活援助（グループホーム）」、「福祉ホーム」と一般住宅施策があります。市内には、障害者入所支援施設「嶺岡園」、「しあわせの里」とグループホーム5か所（「うれし荘・たのし荘・やさし荘」、「めだかの家」、「星の砂」）があります。また、障害者入所支援施設は、安房圏域には「中里の家」、「中里ワークホーム」、「ふる里学舎和田浦」、があるほか、宿泊型自立訓練事業所として「まほろば」、「生活訓練施設ばんびーはうす」があります。

今後も、施設の充実を促進するとともに、施設入所支援利用から在宅やグループホームでの生活への移行を図っていくことが求められます。

〔施策展開の方向〕

障害福祉サービスの居住系サービスは、障害者が地域で安心して生活していくために重要であり、ニーズに応じた確保を図り、地域生活への移行を支援していきます。

特に、事業所アンケートでは、今後、グループホームの利用者の増加が見込まれるという意見があることから、その拡充についてはたらきかけるとともに、サービスの提供体制の確保に努めます。

また、「親亡き後」の障害のある人を支える場として、重度の障害者の受け入れだけでなく、夜間の介助も提供できるグループホームのニーズが増えることが、想定されるため、今後はグループホームの役割や機能も地域のニーズに合うように確保を推進していきます。

〔具体的な施策〕

| 施策項目 | 主な実施主体 | 施策内容 |
|-----------|------------|---|
| 居住の場の充実促進 | 福祉施設・生活施設等 | 利用者ニーズと施設の意向を尊重しながら、居住の場の充実と利用の促進を図ります。地域移行を進めるための重要な施策になります。 |

第4節 相談体制の充実

〔現状と課題〕

障害者や家族、介助者等が、身近な地域で気軽に悩みや生活課題を相談し、障害者施策やサービスの情報をよく理解し、適切な支援を受けることは、自立生活のための基本です。

本市では、地域包括ケアシステムの中心的な役割を担う福祉総合相談センターを「総合保健福祉会館（ふれあいセンター）」に設置しています。ここでは、対象者を問わない包括的・総合的な相談支援に24時間365日対応しています。主な機能は、総合相談支援として、児童、障害者、高齢者などの生活の困りごとや虐待、多問題ケースへの対応と適切な保健福祉サービス提供のための横断的な総合調整を行っています。また、地域支援として、住民主体の支え合いのある地域づくりを実践（コーディネート）しています。また、広域でより専門的な相談を行う機関として「千葉県安房健康福祉センター（安房保健所）」や「千葉県君津児童相談所」、「中核地域生活支援センターひだまり」、「安房地域生活支援センター」（南房総市）などがあるほか、「身体障害者相談員」、「知的障害者相談員」、「民生・児童委員」なども個別に相談を受け、適切な支援につながるよう努めています。

各相談機関が密接に連携しながら、利用者本位の相談を実施していくことが求められます。

〔施策展開の方向〕

障害者の相談については、障害者の主体性と自己決定を尊重しながら、ニーズに応じたサービス等の利用や地域生活の実現につながるよう、相談支援の質の向上が必要とされます。様々な状況の障害者が気軽に相談や情報提供が受けられるよう、各相談場所における体制を充実するとともに、必要に応じ、関係機関と連携する体制を整備します。

とりわけ、施設入所者及び入院中の精神障害者の地域生活への移行を促進するため、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の充実を図ります。

また、複雑な家庭事情のある対象者にも十分な対応とするため、困難事例等に関する協議、地域の関係機関へのフィードバックなど、地域課題を共有し関係機関の連携強化に取り組む「福祉総合相談センター」の機能を活用し、相談支援体制の充実を図ります。

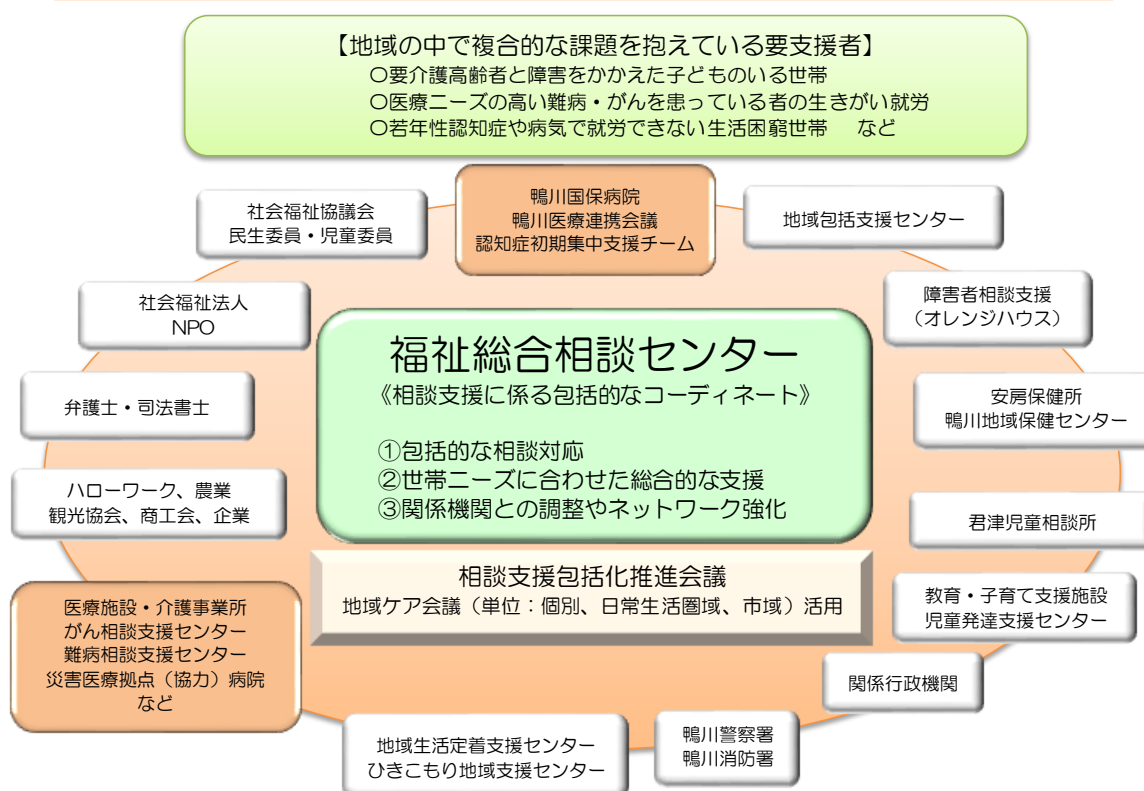
このような、複雑な事情や困難事例等、複数の制度を跨いだり、どの相談窓口にも相談すべきか不明確な場合などでも、誰ひとり取り残すことなく支援につなぐしくみとして、重層的支援体制が求められます。重層的支援体制整備事業は、第3期鴨川市健康福祉推進計画の重点的取組に位置付けられ、「福祉総合相談センター」を中心とし、様々な主体がつながり、支え合いながら、支援のしくみを作っています。重層的支援体制は、地域共生社会の実現にもかかせない重要な施策となっています。

また、「基幹相談支援センター」では、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、精神障害者が地域の一員として自分らしい暮らしをすることができるよう、県と精神科病院などとの連携による相談支援体制の構築を推進します。このような、相談支援体制を市内に拡充していくために、鴨川地区、長狭地区、江見地区、小湊地区において、福祉総合相談センターを設置しています。

〔具体的な施策〕

| 施策項目 | 主な実施主体 | 施策内容 |
|---------------------|---------|---|
| 市による相談の適切な実施 | 市 | 福祉課が障害者支援の第一義的な窓口となり、庁内各部局や地域の関係機関の相談ネットワークの構築に努めていきます。 |
| 各相談機関の充実とネットワーク化の促進 | 市・各相談機関 | 各相談場所では、様々な状況の障害者が気軽に相談や情報提供が受けられるよう体制の充実を促進するとともに、障害者自立支援協議会の開催等を通じて、ネットワーク化を図ります。 |
| 重層的支援体制整備事業 | 市 | 介護、障害、子ども、貧困等の分野を跨ぐ相談支援を一体として実施し、相談支援、参加支援、地域づくり事業を推進します。 |

鴨川市福祉総合相談センターによる新たな地域包括支援体制



第5節 円滑なコミュニケーションの支援

〔現状と課題〕

視覚障害者、聴覚障害者や知的障害者等、情報を得ることが困難な人に対しては情報保証の観点から、それぞれの障害特性に応じた多様な情報提供及びコミュニケーション手段の確保が不可欠です。また、情報の内容を理解することが困難な人については、必要な情報をより分かりやすく提供することも重要です。

最近では、パソコン、タブレット、スマートフォンをはじめ多種多様なデジタル機器が容易に入手でき、情報の入手、意思表示への壁が低くなりつつあります。一方で、デジタル機器の操作方法を知っている場合と知らない場合の入手、発信の情報量の差が大きいことも懸念されます。障害者アンケート結果では、3割以上の方が「パソコン、タブレット、スマートフォン」を使っておらず、その4割以上が「利用したいが、できないと思う」と回答しています。

〔施策展開の方向〕

手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者・代読代筆者の利用促進と手話奉仕員の養成を図るとともに、市役所での手話通訳者の設置を検討します。また、障害者総合支援法に基づく日常生活用具（情報・意思疎通支援用具）の給付を継続し、県及び市の事業として、軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成を実施します。

行政情報の提供については、声の広報の利用推進の他、多様な情報提供手段により容易に入手できるよう環境整備を図ります。

また、国の障害者基本計画（第5次）においても、障害者施策の基本的な方向として、「情報アクセシビリティの向上および意思疎通支援の充実」が示されており、今後も継続して新たな関連情報の収集や使用事例や習得の機会等の拡大について検討を進めます。

〔具体的な施策〕

| 施策項目 | 主な実施主体 | 施策内容 |
|----------------------|------------------|--|
| 情報・意思疎通支援用具の給付・貸与の実施 | 市 | 「日常生活用具給付等事業」による情報・意思疎通支援用具の給付・貸与を実施します。 |
| 手話通訳者・奉仕員・要約筆記者の活用促進 | 社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会 | 社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会と連携しながら、手話通訳者・奉仕員・要約筆記者の派遣を行い、会議や行事、イベントなどでの活用を図ります。 |
| 手話通訳者・奉仕員・要約筆記者の養成 | 社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会 | 社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会と連携しながら、手話奉仕員の養成に努めます。 |

| 施策項目 | 主な実施主体 | 施策内容 |
|---------------|--------|---|
| 手話通訳者の設置の検討 | 市 | 総合保健福祉会館（ふれあいセンター）への手話通訳者の設置を検討します。 |
| 情報アクセシビリティの推進 | 市 | 障害者による情報の取得利用・意志疎通に係る施策を総合的に推進します。 また、それぞれの障害の状態に応じた情報の取得や利用ができるよう支援してまいります。 |

第6節 権利擁護の推進

〔現状と課題〕

障害特性により支援サービスが容易に利用できない、身の回りのことや金銭管理ができない、といったケースへの対応や、虐待や金銭詐取といった悪質な権利侵害の防止・救済など、障害者の権利擁護の強化が求められています。

障害者の権利を擁護するしくみには、福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理などを援助する「日常生活自立支援事業」と、後見人などが法律行為を代理する「成年後見制度」があります。一方、「成年後見制度」は、家庭裁判所に申し立てをし、手続きをするものですが、市ではその普及や利用支援に努めています。

成年後見制度の利用推進については、第3期鴨川市健康福祉推進計画の地域福祉計画と一体的に成年後見制度利用促進基本計画を策定し、成年後見制度の施策を推進しています。

また、虐待防止については、本市では、「鴨川市障害者虐待防止センター」を設置し、虐待防止連携協議会による障害者虐待相談等、障害者虐待防止法に基づく虐待防止ネットワークづくりに努めていますが、全国的に虐待事案が依然、発生していることから、関係機関が密に連携し、取組を強化していくことが求められます。

こうした制度の活用を促進しながら、障害者の権利擁護に向けた体制づくりを一層進めていくことが求められます。

日常生活自立支援事業・成年後見制度

| 区分 | 内容 | |
|---------------------------------|-------------------------------------|---|
| 1 日常生活自立支援事業 (旧称：地域福祉権利擁護事業) | ・福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理などの援助 | |
| 2 成年後見制度 | (1)法定後見 (判断能力が衰えた後) | ①後見 ：ほとんど判断出来ない人が対象 ②保佐 ：判断能力が著しく不十分な人が対象 ③補助 ：判断能力が不十分な人が対象 |
| | (2)任意後見 (判断能力が衰える前に、将来のことを決めておく) | |

〔施策展開の方向〕

成年後見制度利用促進基本計画における取組では、中核機関を安房3市1町共同で鴨川市社会福祉協議会に委託し、安房地域権利擁護推進センターを設置しています。ここを拠点に成年後見制度の利用促進に向けて機能強化を図ります。具体的な利用に際しては、各種制度・事業を活用し、障害者の権利擁護に努めます。

虐待については、「鴨川市障害者虐待防止センター」の取組を中心に、介護者の障害理解の促進や過重な介護負担の軽減により未然防止を図るとともに、通報義務等障害者虐待防止について周知徹底し、早期発見・早期対応について関係機関との連携を強化します。

また、鴨川市虐待防止連絡協議会では、障害者虐待、児童虐待、高齢者虐待の3分野について、理解促進等に向けたイベント、専門職スキルアップ研修、一般向け講演等を通じて、地域における虐待防止に向けた取組を推進します。

〔具体的な施策〕

| 施策項目 | 主な実施主体 | 施策内容 |
|-----------------|----------------------|---|
| 日常生活自立支援事業の活用促進 | 市社協等 | 福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理などを援助する「日常生活自立支援事業」の利用促進を図ります。市民後見人候補者を日常生活自立支援事業の生活支援員として活用する取組を強化していきます。 |
| 成年後見制度の活用促進 | 市・市社協 | 地域生活支援事業での「成年後見制度利用支援事業」を通じて、制度の周知や「市長による家庭裁判所への手続き申し立て制度」の利用促進などを図ります。また、安房地域権利擁護推進センターによる法人後見の普及を図っていきます。市民後見人候補者を日常生活自立支援事業の履行補助者として活用する取組を強化していきます。 |
| 市民後見人養成講座の開催 | 市社協・権利擁護推進センター | 成年後見制度の担い手となる、権利擁護支援員（市民後見人）養成のため、基礎研修・実践研修を開催します。講座受講修了者を市民後見人として活動してもらうためのマッチングも進めていきます。 |
| サービス実施の際の権利擁護 | 各第三者評価機関、千葉県運営適正化委員会 | 第三者評価の実施促進などにより、福祉施設・学校・医療機関等での権利侵害の未然防止を図るとともに、福祉サービス等に関する苦情については、千葉県運営適正化委員会などと連携しながら相談・対応を強化します。 |

| 施策項目 | 主な実施主体 | 施策内容 |
|----------------------|----------------------|--|
| 虐待等の防止ネットワークの強化 | 障害者虐待防止センター・相談支援事業所等 | 障害者虐待防止センターを中心に相談支援事業者等関係団体とのネットワーク強化を図ることにより、家庭・事業所（保健医療福祉機関・施設等を含む）・地域での虐待などに対して、早期対応・再発防止に努めます。 |
| 虐待防止連携協議会によるネットワーク活動 | 虐待防止連携協議会 | 虐待防止連携協議会では、障害者虐待、児童虐待及び高齢者虐待の3分野に係る関係機関等の連携強化を図り、虐待の予防に努めます。 |

第6章 生活環境の整備

第1節 障害者にやさしい公共空間の確保

〔現状と課題〕

ユニバーサルデザインに関する理念や法制度が社会に浸透し、道路や公園、公共公益施設の段差解消、障害者用トイレ、障害者用駐車場、エレベーター、手すりの設置などが進みました。今後も順次整備していきます。

障害者が安心して外出し、身近な場所で憩い、ふれあうことができるまちづくりを一層進めることが求められます。

〔施策展開の方向〕

公共施設については、バリアフリーやユニバーサルデザイン化に配慮しながら、整備等を進めます。

また、公共施設のみならず、駅や商店など、民間公益施設についても、ユニバーサルデザイン化に向けた施設整備を進めるよう、協力を依頼していきます。

さらに、特定の色が認知しづらい人のため、色覚の状況に関係なく正しく情報が読み取れるよう配色を工夫したカラーユニバーサルデザインの推進に努めていきます。

〔具体的な施策〕

| 施策項目 | 主な実施主体 | 施策内容 |
|------------------------------|--------|---|
| 公共施設のバリアフリー、ユニバーサルデザイン化の推進 | 国・県・市 | 公共施設などについて、障害者にやさしい公共空間づくりに努めます。 |
| 民間公益施設のバリアフリー、ユニバーサルデザイン化の促進 | 企業・市民等 | 駅や商店など、民間公益施設についても、バリアフリー、ユニバーサルデザイン化により障害者にやさしい空間を確保するよう協力を依頼していきます。 |

第2節 移動手段の確保

〔現状と課題〕

JR線や路線バス、高速バスなど、公共交通機関は、障害者の日常生活のための重要な交通手段であり、施設面や運行面での一層の障害者への配慮が求められます。

市では、公共交通の不便な地域を中心に、日常的な交通手段の確保、公共施設等へのアクセス性を高めるため、廃止路線代替バスを再編し、乗り降りにやさしい低床型で、車いすの利用にも対応したコミュニティバスを運行しています。なお、このコミュニティバスは、令和6年4月から市街地部ではコミュニティバス循環線に再編し、曾呂地区・小湊地区・清澄四方木地区ではチョイソコかもがわ（令和6年度は実証運行。令和7年度からの本格運行を目指している。）に再編するとともに、江見地域全域・天津小湊地域全域を運行区域とします。これによって、チョイソコかもがわの運行区域にお住まいの方で、一人であるいは介助者の介助で乗降が可能な方は、自宅から共通乗降場所まで等を予約に応じてドア・ツー・ドアで移動することが可能となります。

一方、障害者の外出支援策については、ホームヘルプサービス（居宅介護）での通院介護事業や、地域生活支援事業の「移動支援事業」、市社協による移送サービスなどがあります。

さらに、経済的支援として、福祉タクシー利用助成や自動車運転免許取得助成、自動車改造助成、コミュニティバス循環線への割引制度の導入等を行うとともに、国や県及び業界団体の制度として、鉄道・バス・タクシーの運賃、有料道路通行料金の割引制度などがあります。障害者の社会参加を促進するため、こうした制度の一層の活用が求められます。

移動手段については、アンケートや事業所ヒアリングでも多くの意見があり、障害のある人の生活の場と活動の場をつなぐ手段が要望されていました。

〔施策展開の方向〕

公共交通機関については、路線の確保や利便性の向上、バリアフリー化、安全対策の充実などを要請していきます。

歩行者空間の確保や、障害者を含む市民への交通安全教育等により交通安全に関する意識啓発に努めます。

外出支援策については、障害者総合支援法等に基づく既存のサービスの充実に努め、国や業界団体による経済的支援制度の一層の充実を要望していきます。

また、公共交通機関が少ない地域性において、日中活動系事業所の送迎、就労移行に向けた通勤手段等、多くのニーズがあるため、関係する事業所が協力し合って、送迎の機能を共有する等の新たなしくみ作りへの支援も進めていきます。

今後は、ライドシェア等国の制度整備等を踏まえ、新たな交通手段の導入も検討し、移動手段が確保できないことが、社会参加や活動の妨げにならないような整備を進めていきます。

〔具体的な施策〕

| 施策項目 | 主な実施主体 | 施策内容 |
|--------------------|------------|--|
| 公共交通機関の充実促進 | 市 | 公共交通機関については、路線の確保・充実や利便性の向上、バリアフリー化、安全対策の充実などを要請していきます。 |
| 交通安全対策の推進 | 市・警察・関係団体等 | 歩行者空間の確保に努めるとともに、交通安全教室等により交通安全に関する意識啓発に努めます。 |
| 各種外出支援サービスの充実 | 市・事業所等 | 外出支援策については、障害者の状況や外出目的などに応じて、自立支援給付の居宅介護における「通院介護」や、地域生活支援事業の「移動支援」、その他の事業を重層的に提供していきます。 |
| 外出に関する経済的支援制度の活用促進 | 国・県・市 | 外出に関する経済的支援制度として、福祉タクシー利用助成や自動車運転免許取得助成、自動車改造助成等を実施するとともに、国や県及び業界団体の制度として、鉄道・バス・タクシーの運賃、有料道路通行料金の割引制度の利用を促進していきます。 |

第3節 住宅環境の整備

〔現状と課題〕

暮らしやすい住宅は、在宅の障害者にとって地域で安心して暮らしていくために最も大切なものです。今後も、障害者が生活する住宅をより安全で快適な場所に改善していくことが求められます。また、障害者が住宅賃貸に際して、関わる人の理解不足から困難をきたすことがないように、支援していくことも重要です。

〔施策展開の方向〕

地域で安心して暮らしていくために、住宅環境の整備に努めます。

〔具体的な施策〕

| 施策項目 | 主な実施主体 | 施策内容 |
|----------------------|----------------|--|
| 住宅改造の促進 | 建築事業者・障害当事者 | 「日常生活用具給付等事業による住宅改修」などの利用を促進し、民間住宅のバリアフリー、ユニバーサルデザイン化を図っていきます。 |
| 公営住宅のバリアフリー化の推進 | 市 | 公営住宅については、改修の際に国の補助金を活用しながらバリアフリーの適用に努めます。 |
| 地域移行支援事業による居住サポートの推進 | 不動産会社・相談支援事業所等 | 地域移行支援事業により、障害者の住宅賃貸契約を支援する「居住サポート事業」を推進していきます。 |

第4節 生活安全の確保

〔現状と課題〕

本市では、鴨川市地域防災計画の中で避難行動要支援者への支援のあり方について検討を進めています。また、「第3期鴨川市健康福祉推進計画」でも重点項目として挙げられています。災害発生時に支援を必要とする要支援者に対し適切な支援体制が取れるよう、避難行動要支援者登録制度を実施し、希望者を避難行動要支援者登録台帳に登録しています。登録者に対しては、民生委員・児童委員と情報を共有しています。一方で、個人情報保護等による制約があり、個人情報保護に配慮しながら運用する必要があります。

障害福祉サービス事業所等に対しても、自然災害発生時の業務継続ガイドライン等として業務継続計画（BCP）の作成が義務付けられており、災害時の対応だけでなく、災害後も安心して障害福祉サービスが利用できる体制にあることを示すことが求められています。

障害者アンケートによると、災害時に困ることとして、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」（57.7%）、「薬をもらうことや治療を受けることができない」（41.5%）、「安全なところまで、避難することができない」（39.3%）、「被害状況などの情報がすぐにわからない」（37.1%）といった声が上がっており、生活環境の変化に対する不安が大きく反映されています。障害者に配慮した避難所運営や、避難支援、医療との連携強化など、障害者への防災対策が一層求められます。

また、障害者の犯罪被害を防止するため、地域ぐるみで防犯対策を推進していくことが求められます。

〔施策展開の方向〕

障害者が地域で安心して暮らせるよう、災害時などの緊急時に備えて、地域ぐるみで安心・安全のネットワークづくりを推進します。

そのために、避難行動要支援者登録台帳への登録を引き続き推進するほか、障害者の特性や個別のニーズに配慮した避難・避難所運営の訓練の実施など、自主防災活動の一層の活性化に努めます。

また、災害情報の多様な伝達手段の確保を図るとともに、福祉避難所内への要支援者の受け入れ体制の充実に努めます。

さらに、業務継続計画（BCP）に基づき、水道などのライフラインの早期復旧や福祉サービスの継続・再開が可能となるよう取り組み、民間の要配慮者利用施設の迅速な避難・応急活動・業務継続のため必要な支援に努めます。

また、障害福祉サービス事業所等の業務継続計画（BCP）の作成についても、整備が進んでいない場合は、必要な情報提供等を行い、災害後も継続したサービス提供ができるような体制の促進を図ります。

防犯については、防犯知識の周知徹底や悪質商法等の消費者被害防止に向けた情報提供に努めるとともに、地域における防犯活動を促進し、犯罪被害の発生を未然に防ぐまちづくりを進めます。

〔具体的な施策〕

| 施策項目 | 主な実施主体 | 施策内容 |
|--------------------|-------------------------------|---|
| 安心・安全のネットワークづくりの推進 | 市・各種団体等 | 障害者が地域で安心して暮らせるよう、災害時などの緊急時に備えて、身近な地域での安心・安全のネットワークづくりを推進します。 |
| 地域防災体制の充実 | 市・安房郡市広域市町村圏事務組合・市消防団・自主防災組織等 | 地域住民や関係機関が連携しながら、緊急時の情報伝達や避難誘導、救助体制の確立に努めます。 |
| 地域防犯体制の充実 | 市・警察・町内会・各種団体等 | 防犯知識の周知徹底や悪質商法等の消費者被害防止に向けた情報提供に努めるとともに、地域における防犯活動を促進し、犯罪被害の発生を未然に防ぐまちづくりを進めます。 |
| 緊急通報システムの活用促進 | 市 | 緊急時の通報手段の確保を図るため、緊急通報システムの利用を促進します。 |
| 避難行動要支援者情報の整備 | 市 | 避難行動要支援者情報を収集・共有し、避難行動要支援者名簿を更新するとともに、名簿の提供について関係機関・組織を協議及び提供し災害に備えます。 |

第7章 学習・スポーツ、まちづくり活動の促進

第1節 生涯学習の推進

〔現状と課題〕

障害者が学齢期に充実した特別支援教育を受けるのみならず、その一生を通じて、地域の生涯学習活動やスポーツ活動、芸術・文化活動に参加し、充実した生活や自らの可能性を追求できる環境を整えるため、教育、福祉、就労等の各分野の関係機関と連携し、多様な学習活動の支援を進めることが求められています。

〔施策展開の方向〕

市内社会教育施設において誰もが利用しやすい学習環境の整備を進めるとともに、各分野の関係機関と連携しながら、多様な学習ニーズに応じた講座等の開設、情報提供や技術支援、意思疎通支援を積極的に行うことにより、障害のある人もない人も全ての人が生きがいをもち、心豊かで活力ある生活を築くことができる「生涯学習社会」の実現をめざします。

〔具体的な施策〕

| 施策項目 | 主な実施主体 | 施策内容 |
|------------------|--------------|--|
| 施設・設備等の整備・改善 | 市 | 地域における多様な学習機会に障害者が気軽に参加できるよう、障害者に配慮した学習施設・設備等の整備・改善に努めます。 |
| 生涯学習の各種事業への参加の促進 | 市・各種団体・民間事業所 | 市においては、障害者の学習ニーズに応じた講座の開設などに努めるとともに、情報提供や技術支援などを通じて、民間における学習の場への障害者の参加を促進していきます。 |

第2節 スポーツ・レクリエーションへの参加の促進

〔現状と課題〕

本市では、公民館講座や自主グループ活動などで、障害の有無を問わず楽しめるスポーツ・レクリエーション活動が行われるとともに、市内のスポーツ施設のバリアフリー化に努めています。

こうした取組を一層推進し、障害者のスポーツ・レクリエーションへの参加を拡大していくことが求められます。

〔施策展開の方向〕

2021年の東京オリンピック・パラリンピックを受けて、障害者のスポーツへの参加及び多くの活動へ参加する契機となりました。障害者が、より気軽に、スポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう、スポーツ施設の整備・改善、障害者のスポーツ・レクリエーション活動を支える指導者・ボランティアの育成に努めます。

また、障害のある人もない人もともに参加できるスポーツ・レクリエーションイベントやサークル活動の実施を促進し、障害の有無に関わらず市民が多様なスポーツ・レクリエーションを楽しめるまちづくりを推進します。

〔具体的な施策〕

| 施策項目 | 主な実施主体 | 施策内容 |
|--------------------|------------------|--|
| 施設・設備等の整備・改善 | 市 | 障害者が、より気軽に、スポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう、スポーツ施設の整備・改善に努めます。 |
| スポーツ・レクリエーション活動の促進 | 市・市社協・各種団体・民間事業所 | 障害のある人もない人もともに参加できるスポーツ・レクリエーションイベントやサークル活動の実施を促進していきます。 |
| 指導者・ボランティアの育成 | 市社協・ボランティア団体 | 障害者のスポーツ・レクリエーション活動を支える指導者・ボランティアの育成に努めます。 |

第3節 障害者団体・家族支援の推進

〔現状と課題〕

本市には、障害者の当事者や家族の団体として、「鴨川市心身障害者（児）福祉会」や、「鴨川精神障害者家族会（オレンジ会）」などがあります。

こうした団体の活動は、当事者や家族の悩みの解消や情報交換、交流などのためだけでなく、市民の福祉意識を啓発したり、福祉制度・サービスの改革を要望し、実現につなげたりといった役割もあり、一層の活性化が求められます。

一方では、団体のメンバー人数が減少しているという声もあります。障害のある人の家族が孤立することなく暮らせる環境づくりが求められます。

〔施策展開の方向〕

各障害者団体の一層の活性化を図ります。団体に参加、活動するメリットや精神的な支えになる事例等を伝える機会や場の提供を支援していきます。

〔具体的な施策〕

| 施策項目 | 主な実施主体 | 施策内容 |
|-----------|--------|--|
| 障害者団体の活性化 | 障害者団体 | 障害者や家族の加入を促進するとともに、団体の自主的な活動を支援していきます。 |

第4節 地域活動・まちづくり活動への参画の促進

〔現状と課題〕

地域に暮らす人が「支え手」、「受け手」に分かれるのではなく、お互いに支え合う、「地域共生社会」の実現のためには、障害者の声を地域づくりや市政に反映することが重要です。また、普段から障害者が地域活動に参画することが、病気、災害など緊急時の災害時の迅速な対応にもつながります。

障害者一人ひとりが、自身の経験や能力を生かして地域の様々な活動に参画し、障害のある人とない人が協働で地域づくり、まちづくりを進めていくことが重要です。

〔施策展開の方向〕

地域活動・まちづくり活動への障害者の参画の推進に努めます。また、障害者自身が他の障害者を支援する「ピアサポート」活動など、障害者が経験や能力を生かして行う社会貢献活動の振興を図ります。

〔具体的な施策〕

| 施策項目 | 主な実施主体 | 施策内容 |
|---------------|--------|--|
| 地域活動への参加の促進 | 障害当事者 | 祭礼など地域行事や自治会活動、サロン活動、自主防災活動など、地域活動への障害者の参加を促進していきます。 |
| 市政への参画の促進 | 障害当事者 | 今後、市で実施される各種施策・事業について、可能な限り、障害者の参画を促進します。特に、各種審議会や委員会等に対し当事者として、政策検討の場への積極的な参画を図ります。 |
| 障害者の社会貢献活動の振興 | 障害当事者 | 障害者自身が他の障害者を支援する「ピアサポート」活動など、障害者が経験や能力を生かして行う社会貢献活動の振興を図ります。 |

第3編 障害福祉計画

第1章 基本目標

第7期障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき策定するもので、障害福祉サービス等の確保に関する計画となります。

障害者総合支援法における基本的理念、並びに鴨川市障害者基本計画における基本理念である「手をとりあって ともに暮らし つながるかもがわ」を踏まえ、この計画においては次の4項目を基本目標として掲げ、その推進を図ります。

第1節 地域共生社会の実現に向けた取組

地域に暮らしすすべての住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、“地域”“暮らし”“生きがい”をともに創り、お互いがつながりを感じることができる地域共生社会の実現に向けて、地域住民による主体性をもった地域づくりへの取組や、地域の実情に応じた柔軟なサービスの確保への取組、医療を要する状態にある障害児への保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を各関連分野が共通の理解に基づいて協働する包括的な支援体制の構築について、計画的に推進します。

第2節 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

「障害のある人もない人も、共に普通に暮らせる地域をつくる」という考え方のもとに、障害の種別や程度を問わず、障害のある人が自分の住みたい場所に住み、必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けながら、自立と社会参加が実現できるよう、自己決定と自己選択を尊重するとともに、意思決定の支援に努めます。

第3節 市を主体とした障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの充実

障害に関わる制度の一元化への対応として、障害のある人がその種別にかかわらず、必要な障害福祉サービスを利用することができるよう、サービスの提供基盤の充実を図ります。

第4節 地域生活移行、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人の自立と社会参加を支援する観点から、入院や入所からの地域生活への移行、地域生活の継続支援や就労支援といった重要な課題に対応するため、地域の社会資源を最大限に活用しながら、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を進めます。

第2章 成果目標

本計画の基本目標を踏まえ、国の「基本指針」に即して、本計画の計画期間（令和6～8年度）における成果目標を設定し、その成果目標を達成するための活動指標（個別サービスの見込量等）を定めます。

第1節 「福祉施設入所者の地域生活移行」の目標

福祉施設に入所している障害者は、地域生活への移行を進める国の基本的な考え方に基づき、グループホームや一般住宅などへ移行する方の数を見込みます。

【国の基本的な考え方】

- ①令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行。
- ②令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点から5%以上削減。

地域生活移行の目標値

| 項目 | | 目標値 | 備考 |
|-----------|------|-----|---|
| ①地域生活移行者数 | 移行人数 | 3人 | 施設入所からグループホームなどへの移行する者の数 (令和6年度～令和8年度累計) |
| | 移行割合 | 6% | ・移行割合6%以上が国の目標 ・移行割合 = (令和8年度までの移行者数 / 令和4年度末福祉施設入所者数) = 3/50 = 6% |

福祉施設入所者の目標値

| 項目 | | 数値 | 備考 |
|-----------|-----------------|-----|--|
| ②福祉施設入所者数 | 【基準値】 令和4年度末 | 50人 | 令和4年度末福祉施設入所者数 |
| | 【目標値】 令和8年度末 | 47人 | 令和4年度末から3人削減 |
| | 削減割合 | 6% | ・削減割合5%以上が国の目標 ・削減割合 = (福祉施設入所者数削減数 / 令和4年度末福祉施設入所者数) = 3/50 = 6% |

第2節 「地域生活支援の充実」の目標

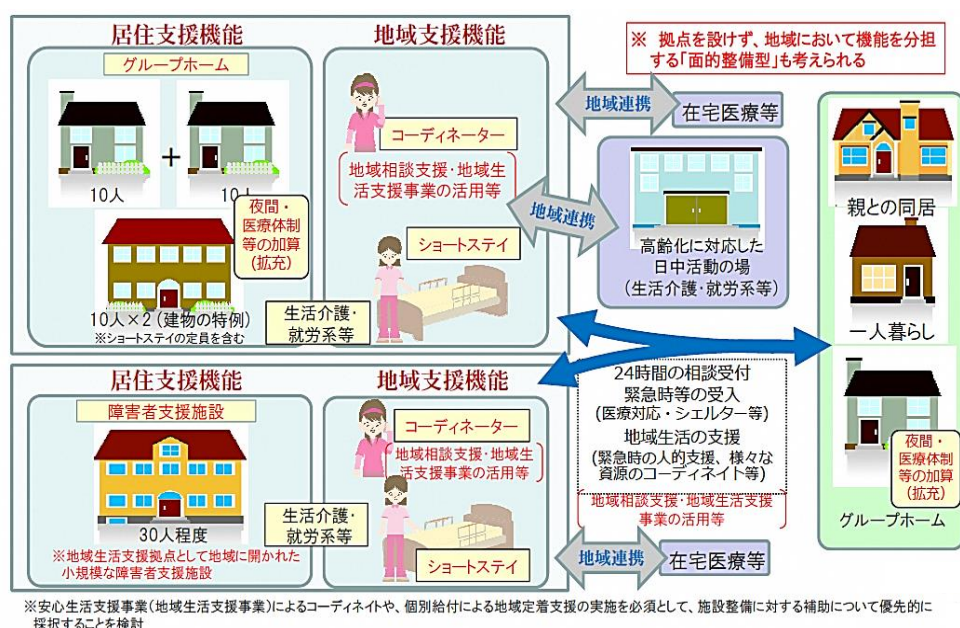
障害者が地域で安心感をもって暮らすことができ、親元からの自立を希望する人を支援するための拠点整備を目指し、令和8年度における成果目標を設定します。

【国の基本的な考え方】

地域移行を進めるための地域生活支援拠点等の整備については、「各市町村において整備（複数市町村による共同整備含む）、年1回以上運用状況を検証・検討すること」及び「各市町村において、コーディネーターの配置等による支援体制及び緊急時の連絡体制を構築すること」、「各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者の状況や支援ニーズを把握し、支援体制を整備すること。」

本市では、安房圏域（鴨川市・館山市・南房総市・鋸南町）内の官民の障害者施設等の連携強化により、地域生活を支援する体制を整備していきます。地域生活支援拠点等の運用状況の検証・確保の実施及び、コーディネーターの配置等による支援体制及び緊急時の連絡体制の構築についても地域生活支援拠点等の整備と並行し進めていきます。さらに、強度行動障害を有する障害者の状況等を把握し、支援体制の整備についても検討を進めます。

〔参考〕地域生活支援拠点のイメージ（厚生労働省）



第3節 福祉施設から一般就労への移行等の目標

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。前期計画から継続する「福祉施設から一般就労への移行割合」、「就労定着支援事業を利用する者の割合」と「就労定着支援事業所の就労定着率」に加え、第7期計画から新たに「就労移行支援事業の終了者に占める一般就労者の割合」に対する成果目標が設定されました。

【国の基本的な考え方】

①福祉施設から一般就労への移行割合

福祉施設から一般就労への移行について、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする。

※上記成果目標に対し、各事業に設定される成果目標は下記の通りとする。

- 就労移行支援事業：令和3年度実績の1.31倍以上
- 就労継続支援 A 型事業：令和3年度実績の1.29倍以上
- 就労移行支援 B 型事業：令和3年度実績の1.28倍以上

②就労移行支援事業所のうち、一般就労の割合が5割以上の事業所の割合【新規】

令和8年度末までに、就労移行支援事業所のうち利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合を全体の5割以上とすること。

③就労定着支援事業を利用する者の割合

令和8年度における就労定着支援事業所を利用する者が令和3年度の実績の1.41倍以上とすること。

④就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合

就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、令和8年度の就労定着率が7割以上の事業所を全体の2.5割以上とすること。

本市における福祉施設から一般就労への移行者数の成果目標については、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて、下記のとおり設定します。

一般就労への目標値

| 項 目 | | 数 値 | 備 考 |
|---|-----------------------|------|--|
| ①福祉施設から一般就労への移行者数 (福祉施設:就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、生活介護) | 【基準値】 令和3年度 | 0人 | 令和3年度実績 |
| | | 0人 | うち就労移行支援事業 |
| | | 0人 | うち就労継続支援 A 型 |
| | | 0人 | うち就労継続支援 B 型 |
| | 【目標値】 令和8年度 | 2人 | 令和3年度実績の1.28倍以上 ※〔 〕は、国の目標値 |
| | | 0人 | うち就労移行支援事業〔1.31 倍〕 |
| | | 0人 | うち就労継続支援 A 型〔1.29 倍〕 |
| | | 2人 | うち就労継続支援 B 型〔1.28 倍〕 |
| ②一般就労の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合 | 〔就労移行支援事業所数〕 令和8年度 | 1事業所 | 就労移行支援事業所の数 (令和5年12月現在市内に事業所はありません) |

| 項 目 | | 数 値 | 備 考 |
|----------------------------|-----------------------|----------------|--|
| ②一般就労の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合 | 【目標値】 令和8年度 | 1事業所 割合:10割 | 上記のうち就労移行事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合 ・5割以上が国の目標 ・割合＝（就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所数）／（就労移行支援事業所数）＝1／1＝10割 |
| ③就労定着支援事業の利用率 | 【基準値】 令和3年度 | 1人 | 令和3年度の就労定着支援事業の利用実績 |
| | 【目標値】 令和8年度 | 2人 | 令和8年度の就労定着支援事業を利用する人数 ・1.41倍以上が国の目標 ・割合＝（令和8年度の就労定着支援事業を利用する人数）／（令和3年度の就労定着支援事業を利用する人数）＝2／1＝2倍 |
| ④就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合 | [就労定着支援事業所数] 令和5年度 | 1事業所 | 就労定着支援事業所の数 （令和5年12月現在市内に事業所はありません） |
| | 【目標値】 令和8年度 | 1事業所 割合:10割 | 上記のうち就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の数 ・2.5割以上が国の目標 ・割合＝（就労定着率7割以上の就労定着支援事業所数）／（就労定着支援事業所数）＝1／1＝10割 |

第4節 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の目標

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」について、国は「保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催」「保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数」「保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数」を活動指標として設定することを掲げています。

精神障害者の地域生活への支援について、精神保健福祉士（精神科ソーシャルワーカー）や相談支援、障害福祉サービス事業所等の担当者による協議の場として安房圏域の3市1町で「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築会議」を設置しており、さらに機能の強化を図ります。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の目標

| 種類 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------------------------------------|-------|-------|-------|
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 | 2回 | 2回 | 2回 |
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 | 36人 | 36人 | 36人 |
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 | 1回 | 1回 | 1回 |

第5節 相談支援体制の充実・強化等の目標

相談支援体制については、国は令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することとしています。

また、協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することとしています。

本計画では国の方針を踏まえ、令和8年度末までに、相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを目指します。

| 項目 | 目標 |
|---------------------------------------|-----|
| 基幹相談支援センターの設置 | 設置済 |
| 基幹相談支援センターの設置による地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保 | 確保 |
| 個別事例の検討を行うための協議会の体制確保【新規】 | 確保 |
| 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】 | 実施 |

上記成果目標に対する活動指標として、地域の相談支援体制の強化を目指し、地域の相談支援事業者等に対する指導・助言等支援に関わる取組を設定しています。本市では、令和6年度以降、相談支援の実施及び地域の相談支援体制を強化するための体制を確保することを目指します。体制の確保については、安房圏域での確保について検討・調整を進めます。

相談支援体制の充実・強化等への活動指標

| 種類 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------------|---------------------------------|-------|-------|-------|
| 地域の相談支援体制の強化 | 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 | 1件 | 2件 | 3件 |
| | 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 | — | 1件 | 1件 |
| | 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 | — | — | 1回 |
| | 個別事例の支援内容の検証の実施回数 | — | — | 1回 |

第6節 障害福祉サービス等の質向上に係る目標

本市職員が障害者総合支援法の具体的内容を理解し、障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証を行うとともに、「請求の過誤をなくすための取組」や適正な運営を行っている事業所を確保していくことにより、利用者が真に必要とするサービス等を提供していくため、千葉県が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有に取り組みます。

障害福祉サービスの質を向上させるための目標

| 種類 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--|-------|-------|-------|
| 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 (県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他研修への市職員の参加人数) | 2人 | 2人 | 2人 |
| 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 (審査結果を分析・活用し、事業所や関連自治体等と共有する体制の有無及び実施回数) | — | — | 1回 |

第7節 発達障害者等に対する支援の目標

発達障害者等の早期発見・早期支援には発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保することが必要になっています。

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講及び実施

については、対象となる講義等の選定等の検討を進め、令和8年度に2人の受講及び1人の実施者を目標とします。

ペアレントメンターは、発達障害のある子の子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のことを言います。ペアレントメンター養成講座の受講等の検討を進め、令和8年度に1人の確保を目標とします。

ピアサポート活動とは、同じ発達障害者等による仲間同士の支え合いの活動です。事業所や関連団体における活動状況を把握し市からの活動支援の検討を進め、令和8年度には参加人数2人を目標とします。

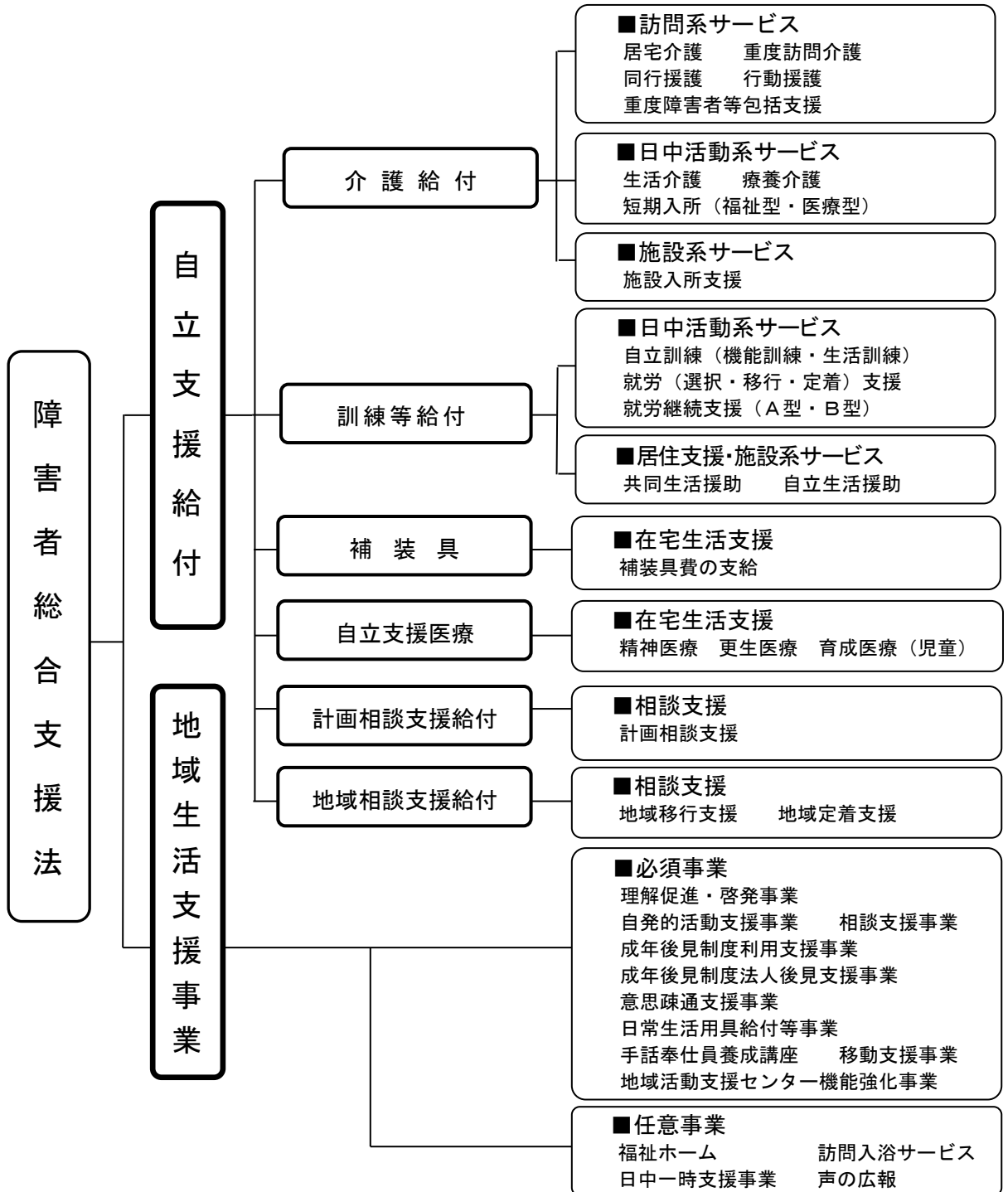
発達障害者等に対する支援の目標

| 種類 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------------------------------------|-------|-------|-------|
| ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数 | — | — | 2人 |
| ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数 | — | — | 1人 |
| ペアレントメンターの人数 | — | — | 1人 |
| ピアサポートの活動への参加人数 | — | — | 2人 |

第3章 サービス事業量の見込みと提供体制の確保策

第1節 サービス事業量の見込みの全体像

障害者総合支援法では、障害者が自らサービスを選択する自立支援給付と地域特性に応じて実施する地域生活支援事業があります。



障害者総合支援法に基づく下記の障害福祉サービス等について、令和6年度から8年度の計画期間中の福祉サービス量の見込みと確保策などを定めます。

| 障害福祉サービス | |
|----------------|--|
| 1)訪問系サービス | ①居宅介護 ②重度訪問介護 ③同行援護 ④行動援護 ⑤重度障害者等包括支援 |
| 2)日中活動系サービス | ①生活介護 ②自立訓練(機能訓練) ③自立訓練(生活訓練) ④就労選択支援 ⑤就労移行支援 ⑥就労継続支援(A型) ⑦就労継続支援(B型) ⑧就労定着支援 ⑨療養介護 ⑩短期入所(福祉型) ⑪短期入所(医療型) |
| 3)居住支援・施設系サービス | ①自立生活援助 ②共同生活援助 ③施設入所支援 |
| 4)在宅生活支援 | ①補装具費の支給 ②自立支援医療 |
| 相談支援 | |
| 1)相談支援 | ①計画相談支援 ②地域移行支援 ③地域定着支援 |
| 地域生活支援事業 | |
| 1)必須事業 | ①理解促進・啓発事業 ②自発的活動支援事業 ③相談支援事業 ④成年後見制度利用支援事業 ⑤成年後見制度法人後見支援事業 ⑥意思疎通支援事業 ⑦日常生活用具給付等事業 ⑧手話奉仕員養成講座 ⑨移動支援事業 ⑩地域活動支援センター機能強化事業 |
| 2)任意事業 | ①福祉ホーム ②訪問入浴サービス ③日中一時支援事業 ④声の広報 |

1 障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

①居宅介護

障害者（児）を対象に、自宅等にヘルパーを派遣して入浴、排せつ、食事等の身体介護や洗濯、掃除等の家事援助を行うサービスです。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者、重度の知的障害、精神障害により行動上著しい困難を有する方で常時介護を必要とする方を対象に、自宅等にヘルパーを派遣して食事や排せつの身体介護や洗濯、掃除等の家事援助、コミュニケーション支援のほか、外出時における移動介護等も含めて総合的に提供するサービスです（日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む）。

③同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者に対し、外出時等において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の支援を行います。

④行動援護

知的障害や精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって、常時介護を要する方に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出における移動中の介護等を行うサービスです。

⑤重度障害者等包括支援

障害支援区分6に該当する方（児童については区分6相当）のうち、意思の疎通が困難な重度の障害者を対象に、複数のサービスを包括的に提供するサービスです。

【サービス見込みの定め方】

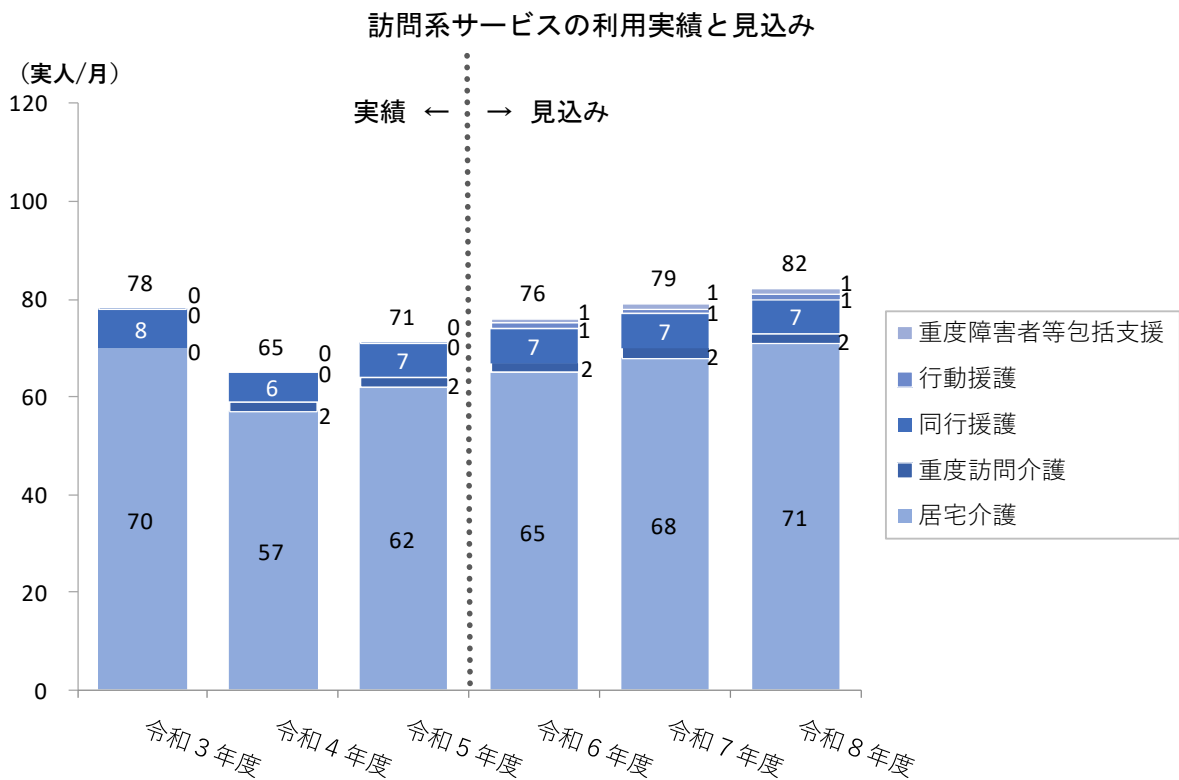
訪問系サービスの利用実績は令和4年度に減少した後、令和5年度にかけて増加傾向に転じており、今後も地域移行を進める基本方針を継続するため、居宅介護の利用は増える見込みです。サービスの提供体制とニーズの適切なバランスを考慮し、利用増加を見込みます。

行動援護、重度障害者等包括支援は実績がありませんが、最低限の体制を整備する方向で1人／月を見込み、サービス提供体制の確保を図ります。

訪問系サービスの利用実績と見込み

| 障害福祉サービス 訪問系サービス | 実績値 | | | 第7期計画見込み | | | 単位 |
|---------------------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|--------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 居宅介護 | 70 | 57 | 62 | 65 | 68 | 71 | 実人/月 |
| | 893 | 797 | 849 | 749 | 786 | 825 | 時間/月 |
| 重度訪問介護 | 0 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 実人/月 |
| | 0 | 169 | 169 | 169 | 169 | 169 | 時間/月 |
| 同行援護 | 8 | 6 | 7 | 7 | 7 | 7 | 実人/月 |
| | 35 | 34 | 37 | 37 | 37 | 37 | 時間/月 |
| 行動援護 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 実人/月 |
| | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 時間/月 |
| 重度障害者等 包括支援 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 実人/月 |
| | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 時間/月 |
| 訪問系サービス 計 | 78 | 65 | 71 | 76 | 79 | 82 | 実人/月 |
| | 928 | 1,000 | 1,055 | 957 | 994 | 1,033 | 時間/月 |
| | 11.9 | 15.4 | 14.9 | 12.6 | 12.6 | 12.6 | 平均利用時間 |

注:各年度末3月現在。令和5年度は9月現在。



注:各年度末3月現在。令和5年度は9月現在。

【提供体制の確保策】

訪問系サービスは、令和3年度から令和4年度にかけて減少傾向となっていました、令和5年度にかけて増加傾向となっています。令和5年度は新型コロナウイルス感染症対策の緩和があり、利用が増加していると考えられます。令和6年度以降の利用見込み

については、令和3年度のサービス提供実績が例年通りであるとの想定に基づき設定し、増加傾向で見込んでいます。一方で、事業所ヒアリング調査から課題として挙げられていたように、障害福祉サービス事業所における職員の確保・定着が難しくなっていることから、千葉県との連携により研修等の人材育成や資格取得支援の検討を進め、ヘルパーの質・量の向上を図ります。これにより、既存の事業所のヘルパー人員を確保するほか、福祉・介護事業者の新規参入を促進していきます。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、入浴、排せつ、食事等の介護等を行うとともに、日常生活上の支援、創作的活動及び生産活動の機会を提供します。

②自立訓練（機能訓練）

身体障害のある方が自立した日常生活や社会生活を営めるように、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

③自立訓練（生活訓練）

知的障害のある方または精神障害のある方が自立した日常生活または社会生活が営めるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

④就労選択支援

就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している方が、就労系サービス開始前に利用し、就労したい障害者の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との調整を行います。

⑤就労移行支援

65歳未満の障害のある方で一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。

⑥就労継続支援（A型）

一般企業での就労が困難な方に、雇用契約に基づいて働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

⑦就労継続支援（B型）

一般企業での就労が困難な方に働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。このサービスにより就労に必要な知識や能力が向上した方は、就労継続支援（A型）や一般就労への移行を目指します。

⑧就労定着支援

一般就労に移行した障害者について、就労に伴う生活面での様々な課題が発生し、就労定着に繋がらないといった課題に対応するため、企業・自宅への訪問などにより、対象者の課題状況を把握し、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行うことで、企業への就労の定着につなげるサービスです。

⑨療養介護

長期の医療的ケアと常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の世話をを行います。

⑩⑪短期入所（ショートステイ）〔福祉型・医療型〕

自宅で介護する人が病気等の理由により介護を行うことができない場合に、障害者（児）に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所していただき、短期間で夜間も含め、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

短期入所には、福祉型と医療型があります。福祉型は、障害者支援施設などで実施され、医療型は、筋委縮性側索硬化症（ALS）などの重症心身障害者・児が利用対象であり、病院、診療所等で実施されます。

【サービス見込みの定め方】

日中活動系サービスのうち、自立訓練（生活訓練）は地域移行を進める基本方針があり、生活介護は利用実績も増加傾向にあるため、令和6年度以降も継続して利用増加を見込みます。

就労移行支援は、福祉施設から一般就労への移行が成果目標に設定されていることを踏まえ利用増加を見込みます。

就労継続支援（B型）は、利用実績も増加傾向にあるため、令和3年度以降も継続して利用増加を見込みます。

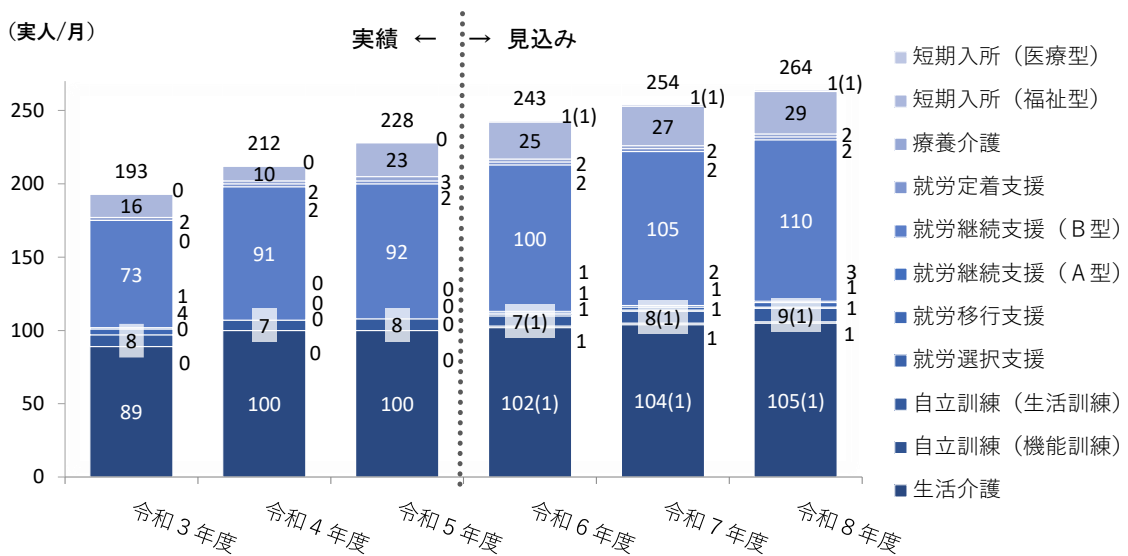
短期入所（ショートステイ）は、アンケート調査及び事業所ヒアリングからもニーズが多い状況であるため、利用増加を見込みます。

日中活動系サービスの利用実績と見込み

| 障害福祉サービス 日中活動系サービス | 実績値 | | | 第7期計画見込み | | | 単位 |
|-----------------------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 生活介護 | 89 | 100 | 100 | 102 | 104 | 105 | 実人/月 |
| | 1,790 | 1,907 | 1658 | 1,773 | 1,861 | 1,954 | 延人日/月 |
| うち重度障害者 | | | | 1 | 1 | 1 | 実人/月 |
| 自立訓練(機能訓練) | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 実人/月 |
| | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 延人日/月 |
| 自立訓練(生活訓練) | 8 | 7 | 8 | 7 | 8 | 9 | 実人/月 |
| | 111 | 104 | 112 | 104 | 118 | 132 | 延人日/月 |
| うち精神障害者 | | | | 1 | 1 | 1 | 実人/月 |
| 就労選択支援 | | | | 1 | 1 | 1 | 実人/月 |
| 就労移行支援 | 4 | 0 | 0 | 1 | 2 | 3 | 実人/月 |
| | 19 | 0 | 0 | 1 | 5 | 9 | 延人日/月 |
| 就労継続支援(A型) | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 実人/月 |
| | 21 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 延人日/月 |
| 就労継続支援(B型) | 73 | 91 | 92 | 100 | 105 | 110 | 実人/月 |
| | 1,318 | 1,699 | 1540 | 1,868 | 1,961 | 2,059 | 延人日/月 |
| 就労定着支援 | 0 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 実人/月 |
| 療養介護 | 2 | 2 | 3 | 2 | 2 | 2 | 実人/月 |
| 短期入所(福祉型) | 16 | 10 | 23 | 25 | 27 | 29 | 実人/月 |
| | 377 | 80 | 163 | 170 | 176 | 182 | 延人日/月 |
| うち重度障害者 | | | | 1 | 1 | 1 | 実人/月 |
| 短期入所(医療型) | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 実人/月 |
| | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 延人日/月 |
| うち重度障害者 | | | | 1 | 1 | 1 | 実人/月 |
| 日中活動系サービス 計 | 193 | 212 | 228 | 243 | 254 | 264 | 実人/月 |
| | 3,636 | 3,790 | 3,473 | 3,919 | 4,124 | 4,339 | 延人日/月 |

注:各年度末3月現在。令和5年度は9月現在。

日中活動系サービスの利用実績と見込み



注:各年度末3月現在。令和5年度は9月現在。

【提供体制の確保策】

各事業所での安定した事業展開に加えて、定員増や施設の新設・増設を働きかけていきます。事業者の新規参入を促進するため、福祉・介護事業者に幅広く情報を提供していきます。

就労移行支援では、各事業所や県、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター中里などと連携しながら、当該サービスを充実させていきます。また、就労定着支援においては、企業に向け、事業所とともに対象者の障害特性の理解を促す等、差別につながることはないよう支援していきます。また、新たに創設された就労選択支援については、参入に対する情報提供等や開設に向けた支援を行います。他に、市内事業所の工賃改善を目指し、地場企業等への積極的な啓発活動と併せ農福連携への取組に努めるとともに、公共施設でも授産製品販売、市からの業務委託の拡大、アドバイザーの派遣事業等の周知に努めます。ふるさと納税の返礼品としての採用実績もあるため、今後の対象拡充も検討していきます。

短期入所（ショートステイ）については現状では、空きが少ない状況であるため、既存事業所の拡充及び入所施設の空床利用等を促進するほか、福祉・介護事業者の新規参入も探っていきます。

（3）居住支援・施設系サービス

①自立生活援助

自立生活援助は、共同生活援助または施設入所支援を受けていた障害者が安心して自立生活ができるよう、生活の悩みなどについて、定期的な巡回訪問や電話やメールなどで随時相談し、必要な情報の提供などの援助を受けるサービスです。

②共同生活援助

共同生活を行う住居（グループホーム）で、夜間や休日に、相談を受けるほか、入浴、排せつ、食事の介護等、日常生活上の援助を行います。日中サービス支援型共同生活援助では、常時の介助サービス等が提供できる体制が確保されています。

③施設入所支援

施設に入所する障害のある方に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護のほか、生活等に関する相談・助言、日常生活上の支援を行います。

【サービス見込みの定め方】

共同生活援助は、令和6年度以降も微増傾向にあると想定し、若干の利用増加を見込みます。施設入所支援は令和8年度に47人／月とする目標に合わせて各年度の見込みを設定します。自立生活援助と共同生活援助については、全体の約30%が精神障害者

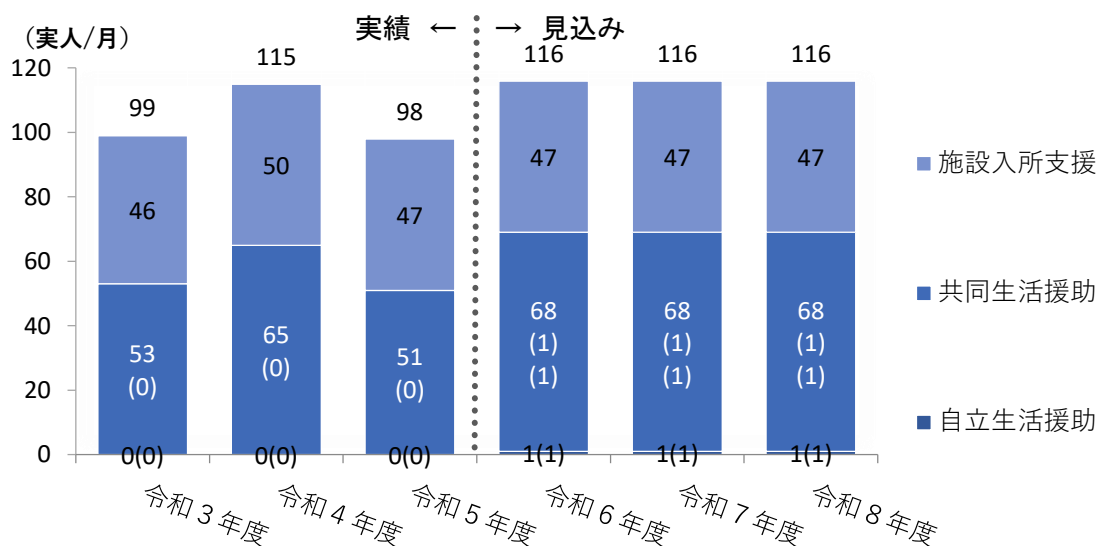
と想定しています。

居住支援・施設系サービスの利用実績と見込み

| 障害福祉サービス 居住支援・施設系サービス | 実績値 | | | 第7期計画見込み | | | 単位 |
|--------------------------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 自立生活援助 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 実人/月 |
| うち精神障害者の 自立生活援助 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 実人/月 |
| 共同生活援助 | 53 | 65 | 51 | 68 | 68 | 68 | 実人/月 |
| うち精神障害者の 共同生活援助 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 実人/月 |
| うち重度障害者の 共同生活援助 | | | | 1 | 1 | 1 | 実人/月 |
| 施設入所支援 | 46 | 50 | 47 | 47 | 47 | 47 | 実人/月 |
| 居住支援・施設系サービス 計 | 99 | 115 | 98 | 116 | 116 | 116 | 実人/月 |

注：各年度末3月現在。令和5年度は9月現在。

居住支援・施設系サービスの利用実績と見込み



注：各年度末3月現在。令和5年度は9月現在。

【提供体制の確保策】

施設入所支援利用者や長期入院者は地域生活への移行が促進されるため、国・県とともに施設の整備や運営費用を補助し、安房圏域の共同生活援助等を拡充するほか、新規参入を積極的に促進していきます。地域生活移行にあたっては、施設入所支援利用者の高齢化や重度化が進行していることから、日中サービス支援型共同生活援助の拡充についても促進していきます。

(4) 在宅生活支援

①補装具費の支給

補装具とは「身体に装着（装用）することで、身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就業に、長期間にわたって継続して使用される装具のこと」で、義肢や車いす等があります。「補装具費の支給」では、補装具を必要とする身体障害者に購入費や修理費を支給します。補装具のうち、成長に伴って短期間での交換が必要になる障害児など、「購入」より「貸与」の方が利用者の便宜が図れるものについては、補装具費の支給対象になっています。

【提供体制の確保策】

障害者一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、需要動向をみながら、財源確保を図ります。

②自立支援医療

自立支援医療は、障害者医療に関する経済的支援制度で、「更生医療」、「育成医療」、「精神通院医療」があります。

「更生医療」は、「18歳以上の身体障害者の障害の軽減・機能改善（人工透析、人工股関節手術、心臓手術など）のための医療費支給」「育成医療」は、「18歳未満の身体障害児の手術等の医療（斜視、股関節、奇形、心臓等の手術、人工透析など）のための医療費支給」「精神通院医療」は「精神障害など心の病気による通院医療費の支給」です。なお、「更生医療」「育成医療」は市が「精神通院医療」は県が実施主体となります。

【提供体制の確保策】

障害者一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、需要動向をみながら、財源確保を図ります

2 相談支援

(1) 相談支援

①計画相談支援

障害福祉サービスの利用者に、支給決定に際してサービス利用計画を作成するとともに、一定期間後にサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

②地域移行支援

障害者施設の入所者や入院している精神障害者等に、地域生活へ移行するための活動に関する相談、障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。

③地域定着支援

障害のある方の地域生活の継続を目的として、単身等で生活する障害のある方と常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際には、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

【サービス見込みの定め方】

計画相談支援は、地域共生社会の実現に向けた施策のポイントでもある重層的支援整備の重要な窓口でもあります。計画相談支援は障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障害者に対してサービス利用計画を作成し、一定期間後に見直し（モニタリング）を行うため、障害福祉サービスの利用増に伴いサービス利用回数が増えます。令和4年度は、障害福祉サービスの利用減少に伴い、計画相談支援の利用者も減少しました。令和5年度は、新型コロナウイルス感染症対策の緩和を受けて、障害福祉サービスの利用増加により、計画相談支援の利用者も増加すると見込まれます。

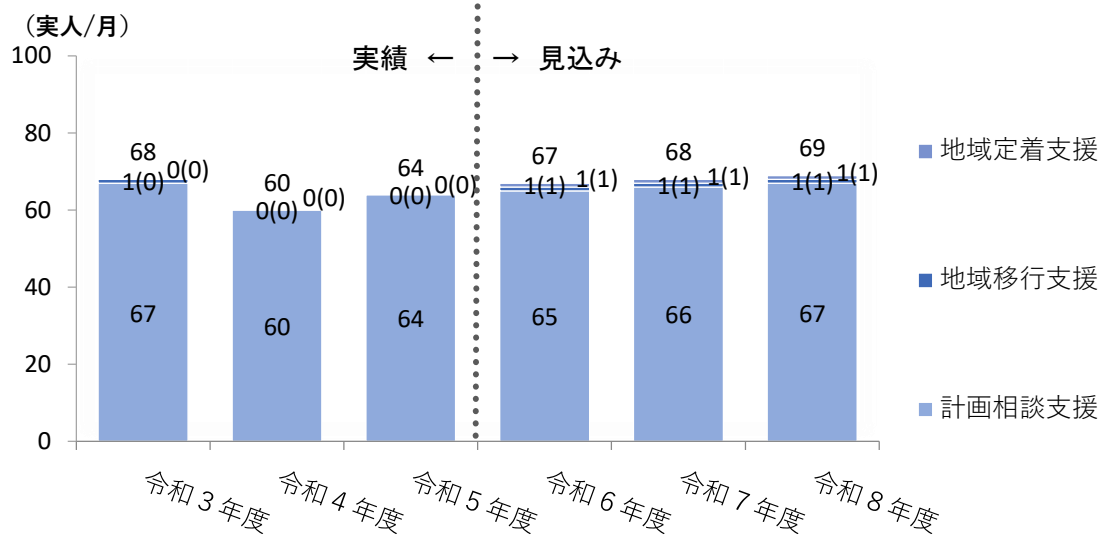
地域移行支援と地域定着支援では、相談機能の拡充と地域移行を促進する基本方針であるため利用を見込みます。

相談支援の利用実績と見込み

| 相談支援 | 実績値 | | | 第7期計画見込み | | | 単位 |
|--------------------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 計画相談支援 | 67 | 60 | 64 | 65 | 66 | 67 | 実人/月 |
| 地域移行支援 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 実人/月 |
| うち精神障害者の 地域移行支援 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 実人/月 |
| 地域定着支援 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 実人/月 |
| うち精神障害者の 地域定着支援 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 実人/月 |
| 相談支援 計 | 68 | 60 | 64 | 67 | 68 | 69 | 実人/月 |

注:各年度末3月現在。令和5年度は9月現在。

相談支援の利用実績と見込み



注:各年度末3月現在。令和5年度は9月現在。

【提供体制の確保策】

既存の相談機関の連携により、迅速かつ的確な相談体制を整備します。計画においては、「相談支援体制の充実・強化等」の成果目標も設定されているため、千葉県等と連携しながら、相談支援専門員の養成・育成に努め、相談受付の拡大を図ります。

3 地域生活支援事業

(1) 必須事業

①理解促進・啓発事業

障害に対する理解を深めるための研修及びイベントや広報を実施します。

理解促進・啓発事業の実施内容

| 年度 | 実施内容 |
|-------|--|
| 令和3年度 | 1) 障害者虐待防止キャンペーン【新型コロナウイルス感染症の影響により中止】 2) 鴨川市職員向け合理的配慮に関する研修 3) 市の広報紙に「進めよう『心』のバリアフリー」シリーズ掲載 4) 「障害者福祉週間」について市の広報紙に掲載 |
| 令和4年度 | 1) 障害者虐待防止キャンペーン【小・中学校の児童・生徒へ啓発用品を配布】 2) 鴨川市職員向け合理的配慮に関する研修 3) 市の広報紙に「進めよう『心』のバリアフリー」シリーズ掲載 4) 「障害者福祉週間」について市の広報紙に掲載 |
| 令和5年度 | 1) 障害者虐待防止キャンペーン【市施設へ啓発用品を配架】 2) 鴨川市職員向け合理的配慮に関する研修 3) 市の広報紙に「進めよう『心』のバリアフリー」シリーズ掲載 4) 「障害者福祉週間」について市の広報紙に掲載 |

【事業見込みの定め方】

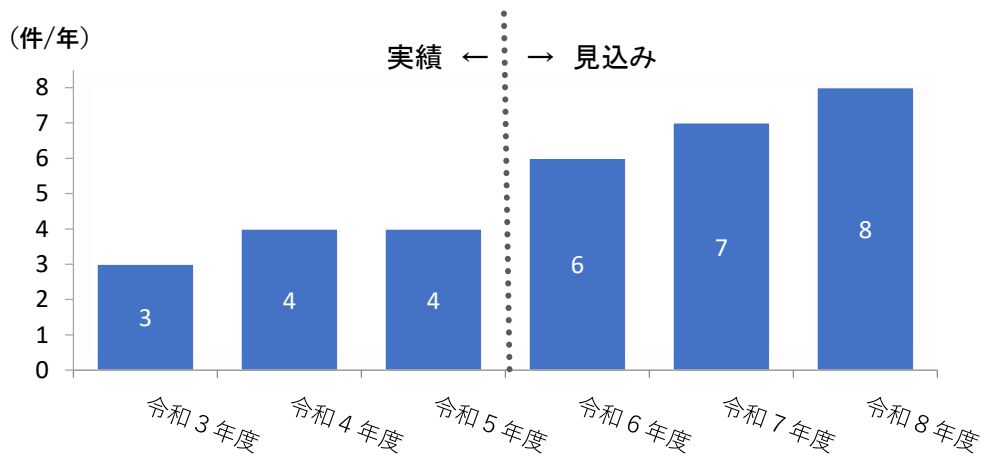
理解促進・啓発の機会の増加を進めてきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施できない行事もありました。令和6年度以降は、新型コロナウイルス感染症対策の緩和を受けて、すべての行事の実施と件数の増加を見込みます。

理解促進・啓発事業の利用実績と見込み

| 地域生活支援事業 必須事業 | 実績値 | | | 第7期計画見込み | | | 単位 |
|-----------------------------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 理解促進・啓発事業 (研修・イベント開催等件数) | 3 | 4 | 4 | 6 | 7 | 8 | 延件数/年 |

注:各年度末3月現在。令和5年度は9月現在。

理解促進・啓発事業の利用実績と見込み



注:各年度末3月現在。令和5年度は9月現在

【提供体制の確保策】

現状実施しているすべての研修、イベント等に加えさらに実施内容の充実を図ります。
また、市のホームページ等のネットを通じた理解促進・啓発の検討も進めていきます。

②自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な活動を支援する事業で、ピアサポート活動支援、災害対策活動支援、孤立防止活動支援、社会活動支援、ボランティア活動支援等が支援対象の事業となっています。

【サービス見込みの定め方】

国が定める支援対象は、障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を行う事業となっていますが、これまで該当する事業や団体等の活動実績がありませんでした。令和6年度以降は、関連する団体等への支援を見込みます。

自発的活動支援事業の実績と見込み

| 地域生活支援事業 必須事業 | 実績値 | | | 第7期計画見込み | | | 単位 |
|------------------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 自発的活動支援事業 | - | - | - | 有 | 有 | 有 | 実施有無 |

注：各年度末3月現在。令和5年度は9月現在。

【提供体制の確保策】

ピアサポート活動支援、災害対策活動支援、孤立防止活動支援、社会活動支援、ボランティア活動支援等と関連のある団体等への活動の促進に取り組みます。

③相談支援事業

障害者、その保護者または介護者などからの相談に応じ、関係機関に必要な情報提供を行うなど、虐待防止、権利擁護のために必要な援助を行います。

【サービス見込みの定め方】

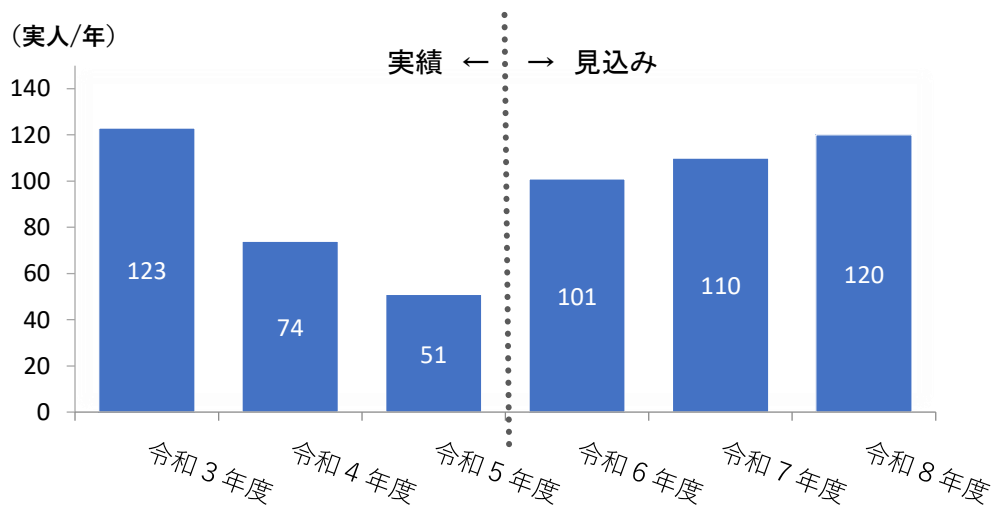
相談支援事業の利用実績は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和4年度は減少となっていましたが令和6年度以降は、令和3年度の利用実績同等まで利用が回復するものとして、利用増加を見込みます。

相談支援事業の利用実績と見込み

| 地域生活支援事業 必須事業 | 実績値 | | | 第7期計画見込み | | | 単位 |
|------------------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 相談支援事業 | 123 | 74 | 51 | 101 | 110 | 120 | 実人／年 |
| | 195 | 351 | 247 | 350 | 355 | 340 | 延人／年 |

注:各年度末3月現在。令和5年度は9月現在

相談支援事業の利用実績と見込み



注:各年度末3月現在。令和5年度は9月現在

【提供体制の確保策】

相談事業は、地域共生社会の実現に向けた、重層的支援整備の重要な事業の位置づけになります。相談事業のサービス内容などを広報し、相談する機会の拡充を図ります。

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用が有用な知的障害者・精神障害者の利用を支援し、権利擁護を図ります。

【サービス見込みの定め方】

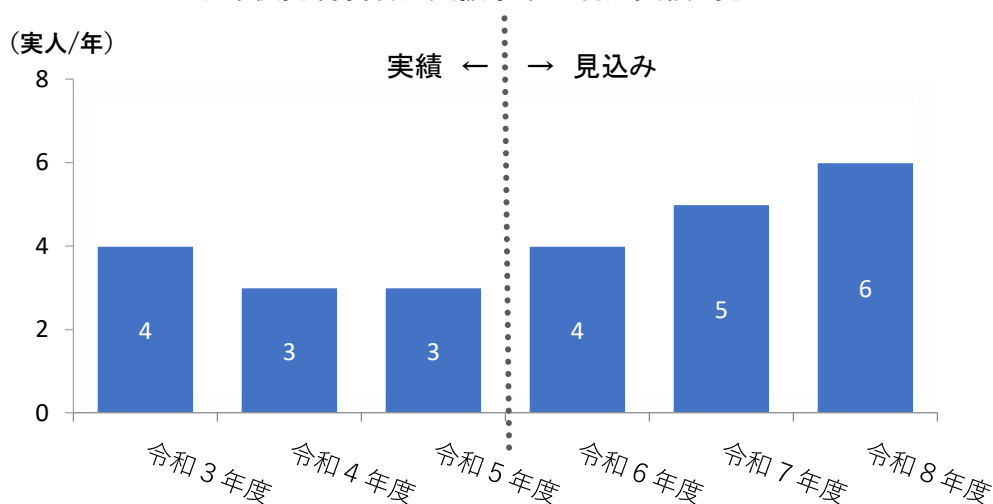
成年後見制度は「成年後見制度利用促進基本計画」が実施され、利用実績は増加傾向にあります。今後も増加すると考えられるため、令和6年度以降も1人/年の増加を見込みます。

成年後見制度利用支援事業の利用実績と見込み

| 地域生活支援事業 必須事業 | 実績値 | | | 第7期計画見込み | | | 単位 |
|------------------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 成年後見制度 利用支援事業 | 4 | 3 | 3 | 4 | 5 | 6 | 実人/年 |

注:各年度末3月現在。令和5年度は9月現在

成年後見制度利用支援事業の利用実績と見込み



注:各年度末3月現在。令和5年度は9月現在

【提供体制の確保策】

「成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、相談支援事業等の福祉サービスと連携し、成年後見制度の利用が望まれる障害者に対して、本制度の周知を図るとともに、利用を働きかけます。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図るための事業です。

対象となる事業内容は、法人後見実施のための研修、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、法人後見の適正な活動のための支援、その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業です。

【サービス見込みの定め方】

安房圏域では、3市1町により「安房地域権利擁護推進センター」を共同設置し、成年後見制度利用促進業務及び市民後見推進業務を行っています。

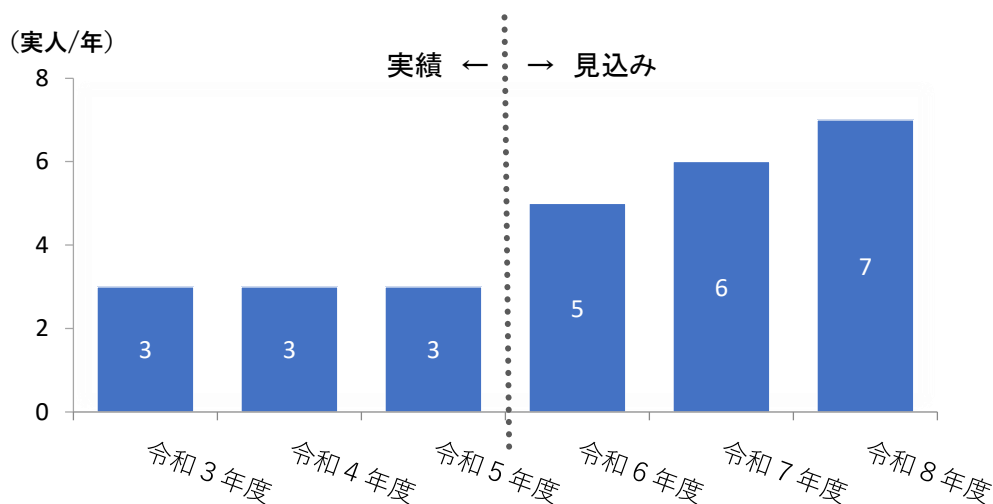
法人後見業務は、鴨川市社会福祉協議会で実施しています。

令和6年度以降も、成年後見制度法人後見人支援事業の継続実施を見込みます。

成年後見制度法人後見受任の実績と見込み

| 地域生活支援事業 必須事業 | 実績値 | | | 第7期計画見込み | | | 単位 |
|------------------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|-----|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 成年後見制度 法人後見 | 3 | 3 | 3 | 5 | 6 | 7 | 件/年 |

注：各年度末3月現在。令和5年度は9月現在



注：各年度末3月現在。令和5年度は9月現在

【提供体制の確保策】

成年後見制度法人後見の利用対象者の増加のための制度の周知と共に、担い手となる権利擁護支援員（市民後見人）の養成と質の向上に向けた取組を促進していきます。

⑥意思疎通支援事業

聴覚障害、言語障害、音声機能その他の障害のため、意思の疎通が困難な障害者に対して手話通訳者、要約筆記者を派遣し、障害者とその周りの方のコミュニケーションを円滑にします。

【サービス見込みの定め方】

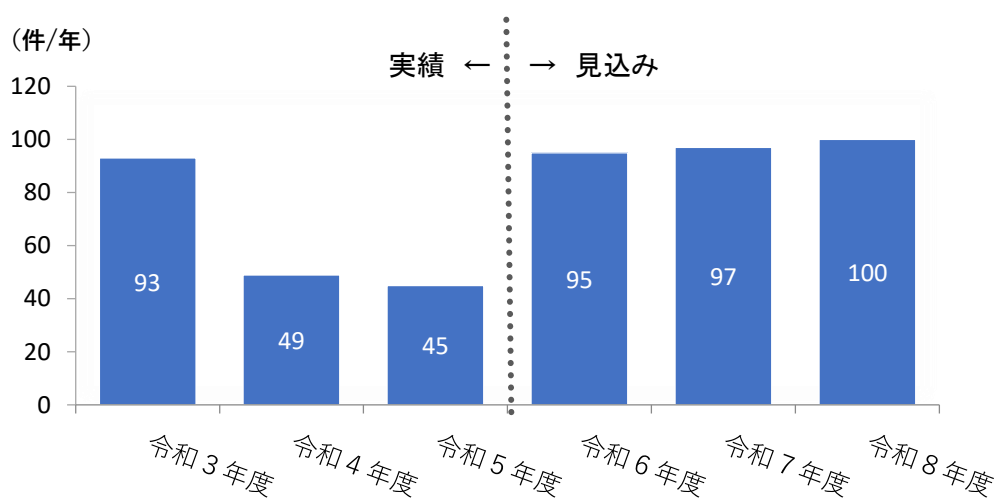
意思疎通支援事業は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和4年度は減少となりましたが、令和5年度の感染防止対策緩和を受け、増加傾向に転じています。令和6年度は、令和3年度実績よりも多く見込み、以降利用増加を見込みます。

意思疎通支援事業の利用実績と見込み

| 地域生活支援事業 必須事業 | 実績値 | | | 第7期計画見込み | | | 単位 |
|------------------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|-----|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 意思疎通支援事業 | 93 | 49 | 45 | 95 | 97 | 100 | 件/年 |

注：各年度末3月現在。令和5年度は9月現在

意思疎通支援事業の利用実績と見込み



注：各年度末3月現在。令和5年度は9月現在

【提供体制の確保策】

手話通訳者、要約筆記者等の派遣を担当する社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会と連携しながら、安房地域での専門職の育成・登録を促進していきます。

⑦日常生活用具給付等事業

障害の状況に応じて、日常生活用具を給付または貸与し、日常生活の向上と自立した生活を支援します。

日常生活用具給付等事業の内容

| 事業区分 | 内容例 |
|-------------|---|
| 介護訓練支援用具 | 特殊寝台や特殊マットなどの、身体介護を支援する用具や、障害児が訓練に用いる椅子等。 |
| 自立生活支援用具 | 入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置等、障害者の入浴、食事、移動などを支援する用具。 |
| 在宅療養等支援用具 | 電気式たん吸引機や盲人用体温計等、在宅療養等を支援する用具。 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 点字器や人工喉頭など、情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具。 |
| 排泄管理支援用具 | ストマ用装具など、排泄管理を支援する衛生用品。 |
| 住宅改修費 | 小規模な住宅改修を行う際の費用の一部助成。 |

【サービス見込みの定め方】

排泄管理支援用具の利用実績は1,000件／年を超えています。令和6年度は1,050件／年と想定し、以降も同数の利用を見込みます。また、情報・意思疎通支援用具は、7期障害福祉計画の基本指針にも示されている「情報の取得利用・意思疎通の推進」を受け、増加を見込みます。

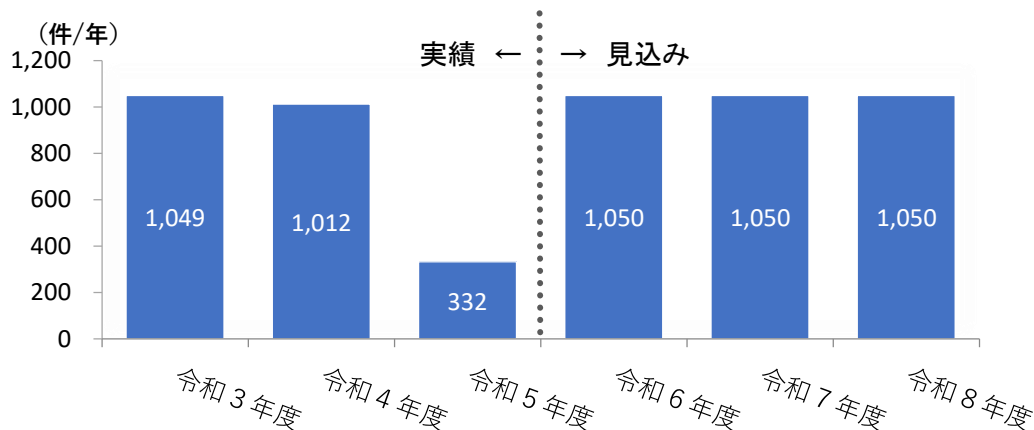
その他の支援用具は年度によって利用実績にばらつきがありますが、平均的な値を設定します。

日常生活用具給付等事業の利用実績と見込み（排泄管理支援用具）

| 地域生活支援事業・必須事業 日常生活用具給付等事業 | 実績値 | | | 第7期計画見込み | | | 単位 |
|------------------------------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|-----|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 排泄管理支援用具 | 1,049 | 1,012 | 332 | 1,050 | 1,050 | 1,050 | 件／年 |

注：各年度末3月現在。令和5年度は9月現在

日常生活用具給付等事業の利用実績と見込み（排泄管理支援用具）



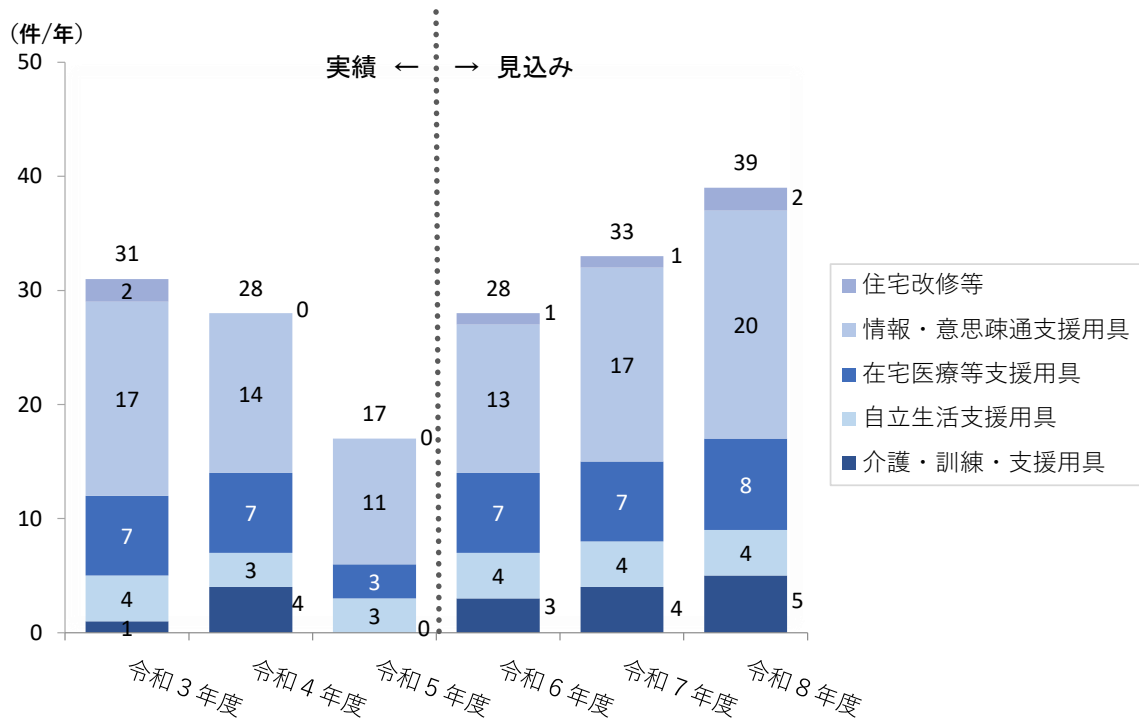
注：各年度末3月現在。令和5年度は9月現在

日常生活用具給付等事業の利用実績と見込み（その他）

| 地域生活支援事業・必須事業 日常生活用具給付等事業 | 実績値 | | | 第7期計画見込み | | | 単位 |
|------------------------------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|-----|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 介護・訓練・支援用具 | 1 | 4 | 0 | 3 | 4 | 5 | 件／年 |
| 自立生活支援用具 | 4 | 3 | 3 | 4 | 4 | 4 | 件／年 |
| 在宅医療等支援用具 | 7 | 7 | 3 | 7 | 7 | 8 | 件／年 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 17 | 14 | 11 | 13 | 17 | 20 | 件／年 |
| 住宅改修等 | 2 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 | 件／年 |
| 合計 | 31 | 28 | 17 | 28 | 33 | 39 | 件／年 |

注：各年度末3月現在。令和5年度は9月現在

日常生活用具給付等事業の利用実績と見込み（その他）



注：各年度末3月現在。令和5年度は9月現在

【提供体制の確保策】

障害者一人ひとりの状況を把握し、的確な支援用具の支給に努めるとともに、需要動向をみながら、財源確保を図ります。また、情報・意思疎通支援用具については、新しい機器に関する情報収集・提供にも取り組みます。

⑧手話奉仕員養成講座

手話奉仕員養成講座では、手話表現技術を習得した者を養成します。

【サービス見込みの定め方】

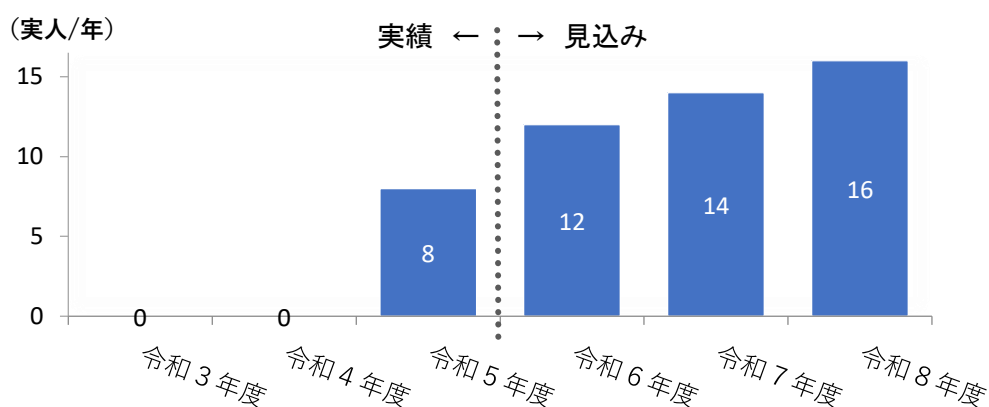
手話奉仕員の希望者は、令和5年度の実績が伸びており、令和8年度にかけて増加傾向で見込みます。

手話奉仕員養成講座の利用実績と見込み

| 地域生活支援事業 必須事業 | 実績値 | | | 第7期計画見込み | | | 単位 |
|------------------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 手話奉仕員養成講座 | 0 | 0 | 8 | 12 | 14 | 16 | 実人/年 |

注:各年度末3月現在。令和5年度は9月現在

手話奉仕員養成講座の利用実績と見込み



注:各年度末3月現在。令和5年度は9月現在

【提供体制の確保策】

障害についての啓発活動により、手話に興味があり奉仕員を希望する方を募集し、講座を開きます。また、講座受講者の活動を支援できるようなしくみづくりについても検討を進めます。

◎移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者の外出を支援し、地域における自立した生活及び社会参加を促します。

【サービス見込みの定め方】

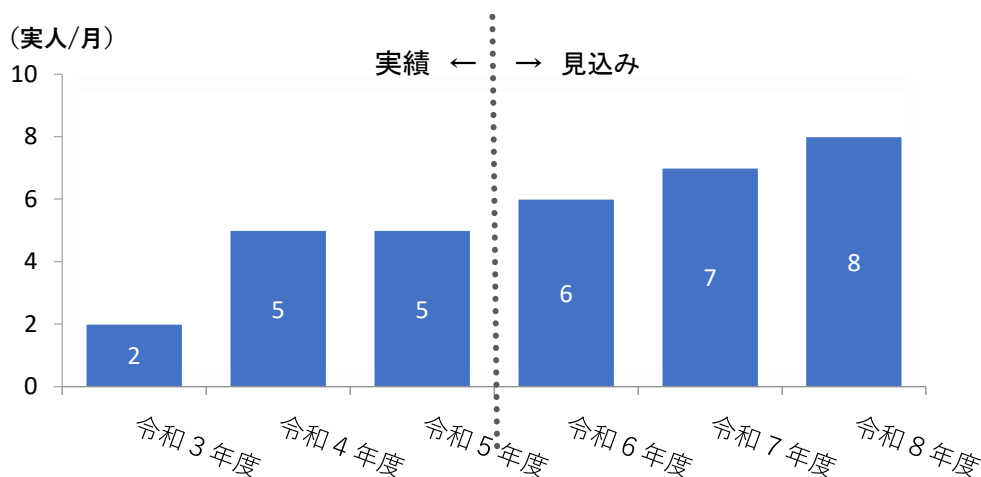
移動支援の利用は令和3年度以降、増加しており、令和6年度以降も利用増加を見込みます。

移動支援の利用実績と見込み

| 地域生活支援事業 必須事業 | 実績値 | | | 第7期計画見込み | | | 単位 |
|------------------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 移動支援事業 | 2 | 5 | 5 | 6 | 7 | 8 | 実人/月 |
| | 2 | 4 | 4 | 6 | 7 | 8 | 時間/月 |

注:各年度末3月現在。令和5年度は9月現在

移動支援の利用実績と見込み



注:各年度末3月現在。令和5年度は9月現在

【提供体制の確保策】

実施事業所の提供体制の拡充を促進するほか、千葉県等との連携、助成により事業体制の整備を図ります。

⑩地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターは一般就労が難しい障害者に、創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流などを行う施設で、福祉的就労や生きがい活動の場と位置づけられます。鴨川市では、相談支援事業も実施するⅠ型を南房総市の安房地域生活支援センターに、またⅢ型を市内の地域活動支援センターオレンジハウス鴨川に運営を委託しています。

【サービス見込みの定め方】

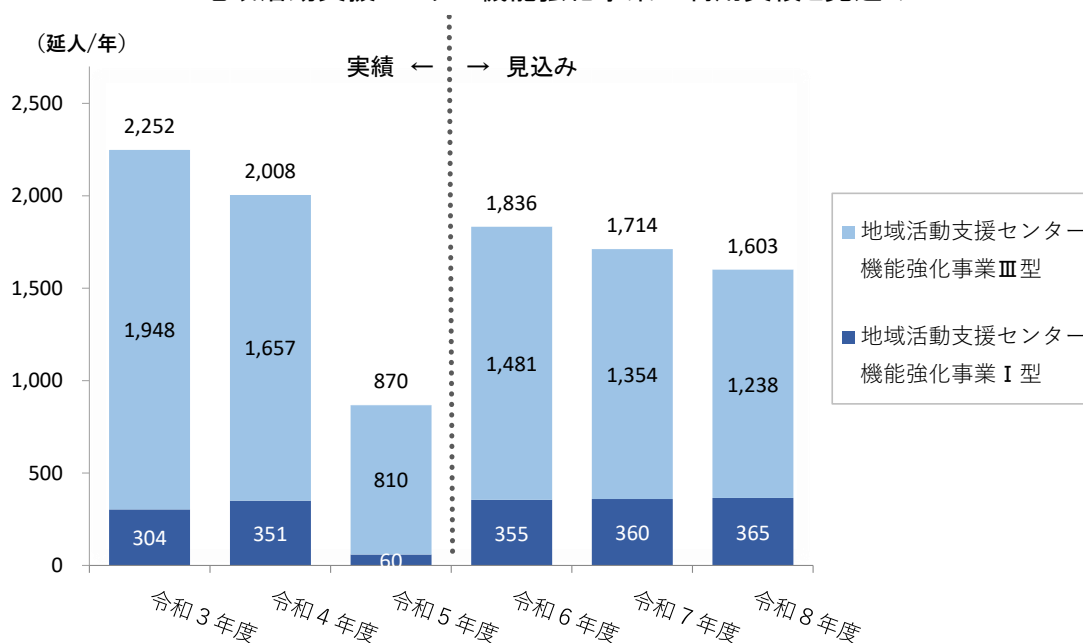
地域活動支援センター機能強化事業の利用は、令和3年度以降Ⅰ型、Ⅲ型とも減少傾向にあるため、令和6年度以降も継続して減少傾向で利用を見込みます。

地域活動支援センター機能強化事業の利用実績と見込み

| 地域生活支援事業 必須事業 | 実績値 | | | 第7期計画見込み | | | 単位 |
|------------------------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 地域活動支援センター 機能強化事業Ⅰ型 | 304 | 351 | 60 | 355 | 360 | 365 | 延人／年 |
| 地域活動支援センター 機能強化事業Ⅲ型 | 1,948 | 1,657 | 810 | 1,481 | 1,354 | 1,238 | 延人／年 |
| 合計 | 2,252 | 2,008 | 870 | 1,836 | 1,714 | 1,603 | 延人／年 |

注：各年度末3月現在。令和5年度は9月現在

地域活動支援センター機能強化事業の利用実績と見込み



注：各年度末3月現在。令和5年度は9月現在

【提供体制の確保策】

安定的なサービス提供ができるよう、継続して情報・課題の共有等を行います。

(2) 任意事業

①福祉ホーム

家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障害者（常時の介護、医療を必要とする状態にある者を除く）につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、施設の管理、利用者の日常に関する相談、助言、福祉事務所等関係機関との連絡、調整等を行います。

【サービス見込みの定め方】

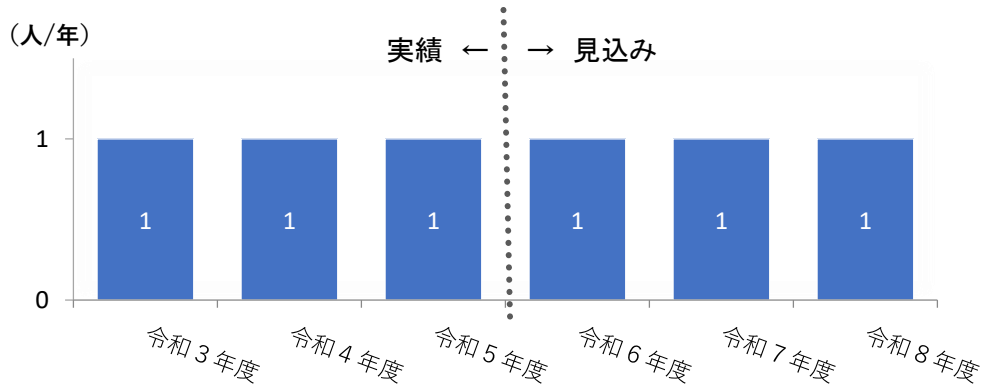
福祉ホームの利用実績は、令和3年度以降1人／年で維持しており、令和6年度以降も現状維持で見込みます。

福祉ホーム利用実績と見込み

| 地域生活支援事業 任意事業 | 実績値 | | | 第7期計画見込み | | | 単位 |
|------------------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 福祉ホーム | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 実人／年 |

注:各年度末3月現在。令和5年度は9月現在

福祉ホーム利用実績と見込み



注:各年度末3月現在。令和5年度は9月現在

【提供体制の確保策】

見込みを上回るニーズ等の需要動向の変化にも、柔軟に対応できるよう、サービス提供の確保に努めます。

②訪問入浴サービス

居宅において常に臥床し入浴することが困難な障害者に対し、入浴設備を備えた専用車が自宅を訪問して入浴介護を行うサービスです。

【サービス見込みの定め方】

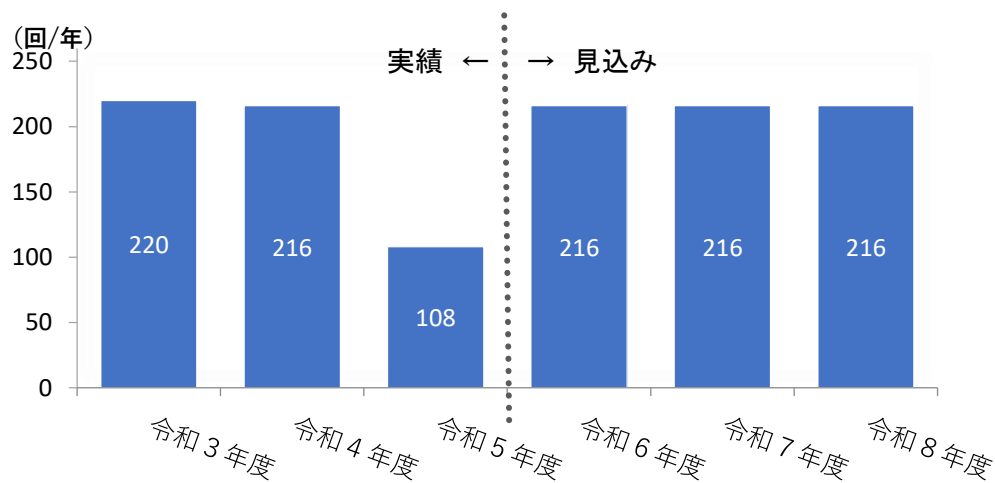
訪問入浴サービスの利用実績は令和3年度以降利用者数が一定であるため、令和6年度以降も同程度の利用を見込みます。

訪問入浴サービスの利用実績と見込み

| 地域生活支援事業 任意事業 | 実績値 | | | 第7期計画見込み | | | 単位 |
|------------------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 訪問入浴サービス | 220 | 216 | 108 | 216 | 216 | 216 | 回/年 |
| | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 実人/年 |

注:各年度末3月現在。令和5年度は9月現在

訪問入浴サービスの利用実績と見込み



注:各年度末3月現在。令和5年度は9月現在

【提供体制の確保策】

既存の実施事業所によるサービス提供が継続できるよう事業所の運営状況等も確認し、サービスの質向上等についても促進していきます。

③日中一時支援事業

介助者の就労や一時的な休息のため、一時的に見守りなどの支援が必要な障害者(児)を、日中における活動の場を確保し、日常的な訓練などの支援を行う事業です。これにより、日常的に介護している家族等の負担を一時的に軽減します。

【サービス見込みの定め方】

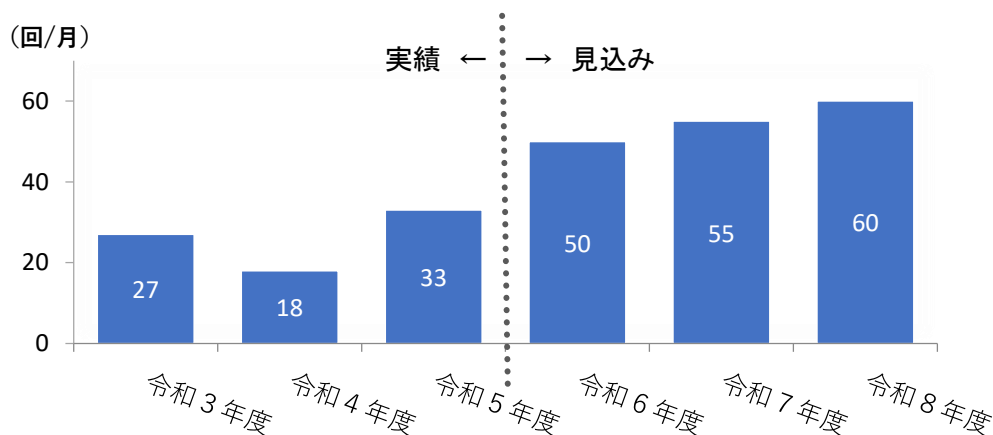
日中一時支援事業の利用実績は回数で見ると年によって増減はありますが、利用者数は増加傾向となっています。この傾向が継続するとみなし、令和6年度以降も増加傾向を見込みます。令和6年度は50回/月と想定し、毎年2人の利用者の増加を見込みます。

日中一時支援事業の利用実績と見込み

| 地域生活支援事業 任意事業 | 実績値 | | | 第7期計画見込み | | | 単位 |
|------------------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 日中一時支援事業 | 27 | 18 | 33 | 50 | 55 | 60 | 回/月 |
| | 11 | 14 | 17 | 20 | 22 | 24 | 実人/年 |

注:各年度末3月現在。令和5年度は9月現在

日中一時支援事業の利用実績と見込み



注:各年度末3月現在。令和5年度は9月現在

【提供体制の確保策】

日中一時支援事業は、児童発達支援や放課後等デイサービスが利用できない場合の受け皿としても機能しており、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用が増加している状況を受けて、今後も既存の実施事業所によるサービス提供の拡充を図るとともに、需要動向をみながら、新規参入を促進していきます。

④声の広報

広報等の内容を語りかける障害者への情報提供事業です。

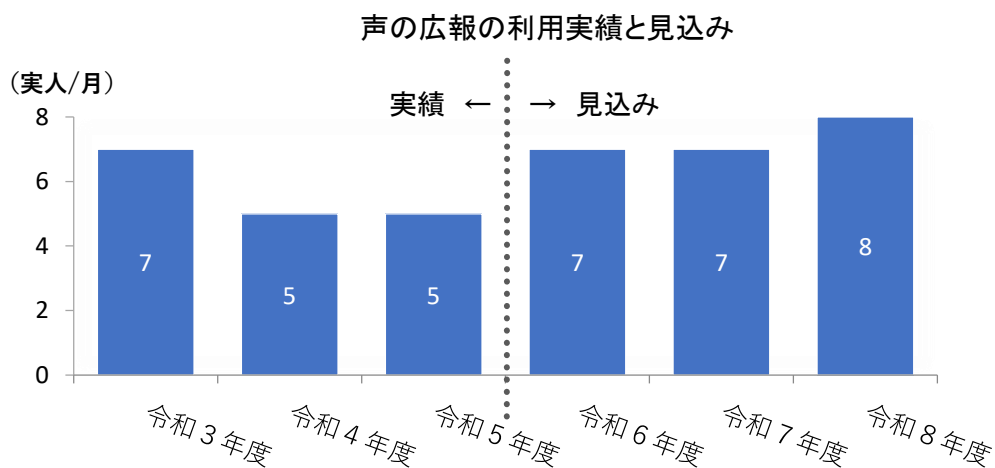
【サービス見込みの定め方】

声の広報の利用実績は、やや減少傾向となっておりますが、視覚障害者が大きく減少している状況ではないため、令和3年度実績同等の7人／年を継続して見込みます。

声の広報の利用実績と見込み

| 地域生活支援事業 任意事業 | 実績値 | | | 第7期計画見込み | | | 単位 |
|------------------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 声の広報 | 7 | 5 | 5 | 7 | 7 | 8 | 実人／年 |

注:各年度末3月現在。令和5年度は9月現在



注:各年度末3月現在。令和5年度は9月現在

【提供体制の確保策】

視覚障害者を中心に利用希望者を募集して、サービスを提供します。

第4章 その他の関連事業等

第1節 成年後見制度利用促進基本計画

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者などの判断能力が不十分な人についても、生命、身体、自由、財産等の権利が守られることが必要です。

国では、平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、平成29年には「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、市町村に対して計画策定の体制の整備に努めることが明示されました。

本市では国の流れを受けて、令和2年3月16日から令和3年3月31日までの1年間の期間とする成年後見制度利用促進基本計画を策定しましたが、計画期間が終了することに伴い、地域福祉計画と一体的に策定することとなりました。計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間です。

基本理念 「自らの意思決定を尊重し、地域での生活を守るまち」

- (1) 医療、介護、福祉、司法等の連携を核として、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、市民の権利及び利益が守られるまちづくりを進めます。
- (2) 地域共生社会の実現に向け住民とともにささえあう地域づくりを進め、高齢者や障害者に関する地域包括ケアの一環として積極的に成年後見制度の利用を促進します。
- (3) 安定的かつ効率的な後見人等の確保のため、市町において市民後見人の育成及び法人後見の積極的な活動支援を行います。
- (4) 安房3市1町（鴨川市、館山市、南房総市及び鋸南町）が協力することで、最大限の効果が得られるように成年後見制度の施策を推進します。

第2節 障害者職員活躍推進計画

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という）第7条の3第1項の規定に基づき、同項に規定する地方公共団体の任命者が当該機関が実施する障害者職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画です。計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間です。

障害者職員の活躍に向けた取組

- (1) 推進体制の整備

推進体制を整備し、計画作成から取組の推進・見直しについてPDCAサイクルを確立する必要があります。また、障害者職員や職場の管理監督者等が相談できる体

制を整えるとともに、すべての職員の障害に対する理解を深めていくことが重要です。

(2) 職務の選定・マッチング等

職員一人ひとりの障害特性や能力、希望等を十分に把握し、総合的に検討して業務との適切なマッチングを図っていくことが重要です。

(3) 職場環境の整備

施設や就労支援機器等の整備のほか、管理監督者による障害特性等の把握を通じた合理的配慮を行う必要があります。

(4) 職員の採用・育成等

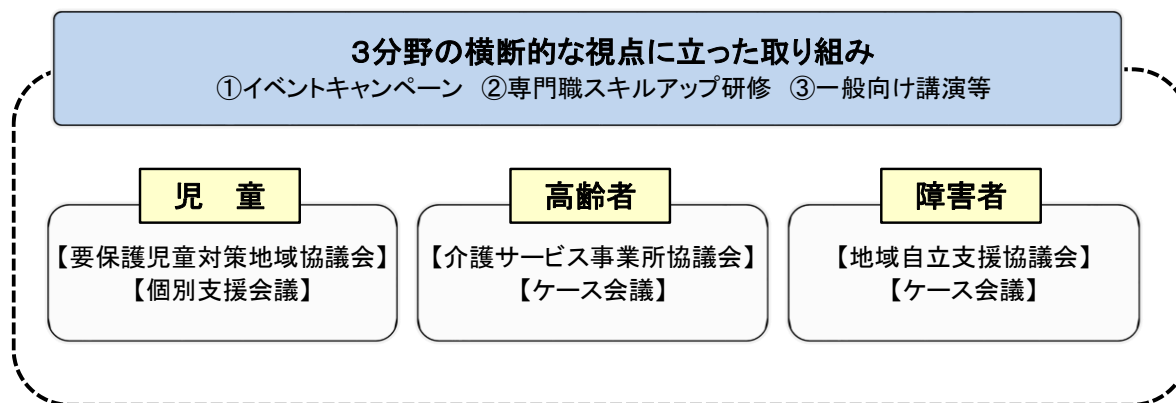
職員の採用等を行うに当たっては、法の規定に基づく「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」等を十分に踏まえて対応します。

また、採用後、計画的にキャリア形成を図っていくことが重要です。

第3節 虐待防止連携協議会

虐待や家庭内での暴力（DV等）をなくすために、障害福祉だけではなく、児童、高齢分野から虐待防止連携協議会を組織し、虐待防止に関する啓発キャンペーンや虐待防止講演会の開催等の虐待防止に向けた普及啓発を行います。また、虐待の早期発見、通報につながるよう、分野横断的な情報共有を図ります。

鴨川市虐待防止連携協議会



第4節 災害等の非常事態に備える体制作り

災害等の非常事態に備える体制作りについては、「第3期鴨川市健康福祉推進計画」にも重点項目として挙げられており、避難行動要支援者情報を収集・共有し避難行動要支援者名簿を更新するとともに、名簿の提供について関係機関・組織と協議及び提供し災害に備えることとしています。

この度のアンケート調査の結果、地震等の災害時に一人で避難できると回答した方は3割程度であり、避難行動要支援者登録制度については、制度を知らない方が6割以上となっていました。さらに、災害時に困ることとして、避難所の設備や生活環境に不安を感じている方も6割以上となっていました。

このようなことから、災害等の非常事態に備える体制として、避難行動要支援者名簿の作成・更新と共に福祉避難所の充実を図り、地域や障害福祉サービス事業者等とも連携を取りながら情報提供のあり方や啓発について検討し、心のケアのしくみ作り等にも努めていきます。

避難行動要支援者：災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの（「災害対策基本法」より）

第4編 障害児福祉計画

第1章 基本目標

障害児福祉計画においては、障害者基本計画の基本理念や基本方針との調和に配慮しつつ、以下の2つの基本目標を掲げ、その実現を目指します。

第1節 専門性の高い療育の促進、支援体制の整備

子どもの障害や発達支援の必要性について保護者の「気づき」の段階から、専門的な支援へつながるよう、保健、医療、保育、教育など関係機関の連携により、一人ひとりの子どものニーズに応じた専門性の高い療育を促進します。

学校教育及び卒業後を見据えた就労関係機関や障害福祉サービス事業所との連携を強化し、障害児とその保護者に対する支援体制の構築を図ります。

さらに、重度の身体障害及び重度の知的障害がある「重症心身障害児」や、酸素吸入やたん吸引、胃ろうによる栄養の注入などの医療的ケアを必要とする「医療的ケア児」など、重度の障害のある児童が地域で健やかに成長できるよう、医療機関からの退院促進や早期療育を促進します。

第2節 家族支援の強化と地域社会への参加、包容（インクルージョン）の推進

障害児及び保護者が家庭や地域で安心して生活を送ることができるよう、情報提供及び相談支援の充実、保護者の介護負担の軽減を通して家族支援の強化を図ります。

また、障害児が保育所等訪問支援をはじめとする障害児支援を利用しながら、地域の保育や教育を受けることができ、障害の有無にかかわらず共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。さらに、地域住民に対しては、地域共生社会を目指すステップとして、障害児および保護者に対する理解や配慮が広がるような取組を推進します。

第2章 成果目標

第3期障害児福祉計画の計画終了年度である令和8年度に向けて、以下の成果目標を掲げその達成に向けた施策を推進します。

第1節 児童発達支援センターの設置

「児童発達支援センター」は、障害児が日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応できるように支援する施設であり、あわせて地域の障害児やその家族への相談及び、障害児を預かる施設への援助・助言などを行う障害児支援の拠点施設です。

国は、令和8年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上設置すること、市町村単独での確保が困難な場合には圏域で確保することを目標に掲げています。

第2節 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築

「保育所等訪問支援」は、障害児が利用している認定こども園、学校などへ療育支援者が訪問し、障害特性に応じた環境調整や関わり方、集団へのはたらきかけなど集団生活適応のための専門的支援を行う事業です。

国は、令和8年度末までに保育所等訪問支援等を活用し、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することとしています。

本市では、「こども発達支援センター鴨川そらいろ」においてすでに実施しており、令和8年度に向けて、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築を推進します。

第3節 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保

「主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所」について、国は、令和8年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上確保すること、市町村単独での確保が困難な場合には圏域で確保することを目標に掲げています。

重症心身障害児への支援は専門性を必要とし、市内では少人数の利用が想定されるため、安定的、継続的にサービスを利用できる環境整備を優先し、市単独設置は本計画では見込まないものとしますが、県や圏域で連携して、サービスが提供できる体制が構築できるよう、既存事業所の機能拡充や新規事業所の参入促進を目指します。

第4節 医療的ケア児支援の協議の場の設置

医療的ケア児については、出生体重1,000g未満の超低出生体重児や先天性疾患のある場合、NICU（新生児集中治療室）などで医療が提供されますが、医療機関からの退院には保護者の負担軽減及び後方支援を担う地域医療の課題があり、地域生活を見据えた関係機関による協議が必要となります。

国は、令和8年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村に保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための「医療的ケア児支援の協議の場」を設置するとともに「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター」を配置することを目標に掲げています。また、市町村単独での設置が困難な場合には県が関与した上で、圏域で設置することも差し支えないとされています。

本市では、「医療的ケア児支援の協議の場」について、令和元年度に安房3市1町合同で設置をしました。「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター」の配置については、令和6年度以降2人を目標とし、市単独もしくは圏域での配置とするかの検討を進めます。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

| 項目 | 第3期計画見込み | | | 単位 |
|-------------------------------------|----------|-------|-------|------|
| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数 | 2 | 2 | 2 | 実人/月 |

第3章 サービス事業量の見込みと提供体制の確保策

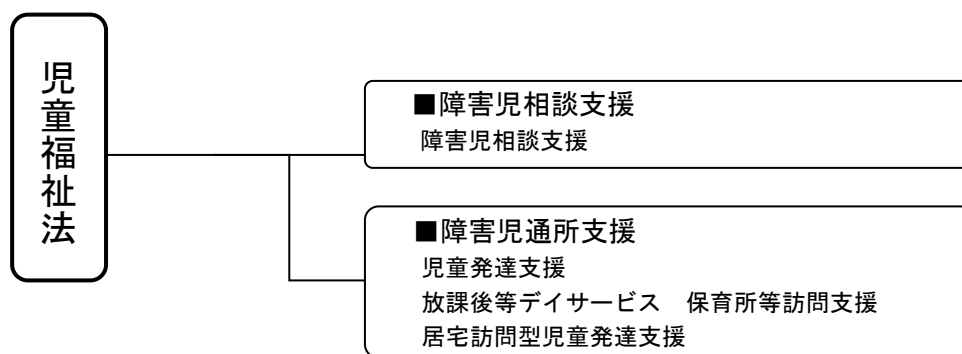
第1節 サービス事業量の見込みの全体像

児童福祉法に基づく障害児福祉サービスは、障害児相談支援と障害児通所支援の2つに分類されます。

障害児相談支援は、児童の心身や生活の状況、保護者の意向などを考慮して障害児支援利用計画を作成し、関係者との連絡調整を行いながら障害児通所支援の利用への援助を行います。障害の疑いのある段階から継続的な支援を行い、関係者をつなぐ中心的な役割を担っています。

障害児通所支援は、大きくは、就学前児童を対象とした「児童発達支援」と就学児童を対象とした「放課後等デイサービス」に区分されます。児童発達支援には、「児童発達支援」と、外出することが困難な重症心身障害児などを対象とした「居宅訪問型児童発達支援」があります。「児童発達支援」は、令和6年4月から障害種別にかかわらず障害児を支援することを目的に、福祉型と医療型の類型が「児童発達支援」に一元化されます。

また、地域や教育施設での保育・教育を進めるため、療育の支援者が認定こども園などの施設に訪問し支援する「保育所等訪問支援」があります。



児童福祉法に基づく下記の障害福祉サービス等について、令和6年度から8年度の計画期間中の福祉サービス量の見込みと確保策などを定めます。

| 障害児支援 | |
|-----------|---|
| 1)相談支援 | ①障害児相談支援 |
| 2)障害児通所支援 | ①児童発達支援 ②放課後等デイサービス ③保育所等訪問支援 ④居宅訪問型児童発達支援 |

(1) 障害児相談支援

① 障害児相談支援

障害児通所支援の利用に際して、障害児支援利用計画を作成します。通所支援開始後、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

【サービス見込みの定め方】

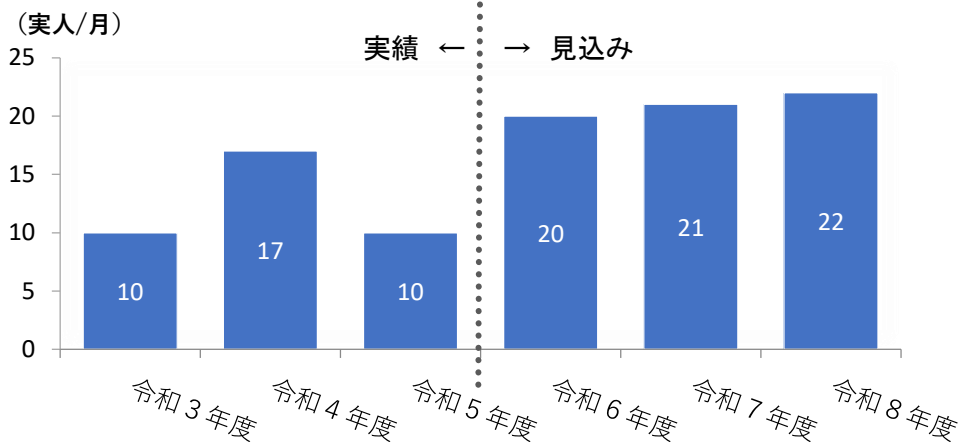
障害児相談支援は平成30年度以降、放課後等デイサービス等の利用増加を受けて、年々利用件数が増加しています。アンケート調査及び事業所ヒアリング調査結果からも、今後の障害児通所支援サービスの利用が見込まれるため、障害児相談支援事業は6年度以降も利用者が増加すると見込んで設定します。

障害児相談支援の利用実績と見込み

| 障害児相談支援 | 実績値 | | | 第3期計画見込み | | | 単位 |
|---------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 障害児相談支援 | 10 | 17 | 10 | 20 | 21 | 22 | 実人/月 |

注:各年度末3月現在。令和5年度は9月現在

障害児相談支援の利用実績と見込み



注:各年度末3月現在。令和5年度は9月現在

【提供体制の確保策】

鴨川市外にある安房圏域の障害児通所支援サービスを利用する場合もあるため、圏域における関係機関との連携強化を進め、相談支援専門員の育成、相談体制の充実をはかります。

(2) 障害児通所支援

① 児童発達支援

未就学の身体、知的、精神、発達、その他障害のある児童に、日常生活に必要な基本的な知識・技能の付与や集団生活への適応訓練を行います。これまで、上肢、下肢または体幹の機能に障害があり、理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援が必要な児童を対象とした「医療型児童発達支援」については、令和6年4月から「児童発達支援」に一元化されます。

② 放課後等デイサービス

就学中の障害児に、放課後や夏休み等の長期休暇を利用して、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することで障害児の自立を促進します。

③ 保育所等訪問支援

障害のある児童が在籍している保育所等を児童指導員や保育士等療育の支援者が訪問し、障害のある児童や保育所等のスタッフに対して、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

④ 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障害児などの重度の障害児で、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。

【サービス見込みの定め方】

児童発達支援、放課後等デイサービス、は、増加傾向がみられ、今後もその傾向が継続することが想定されるため、継続して増加傾向を見込みます。

保育所等訪問支援は、件数は少ないながらも利用実績があります。令和6年度以降も継続して同程度の利用を見込みます。

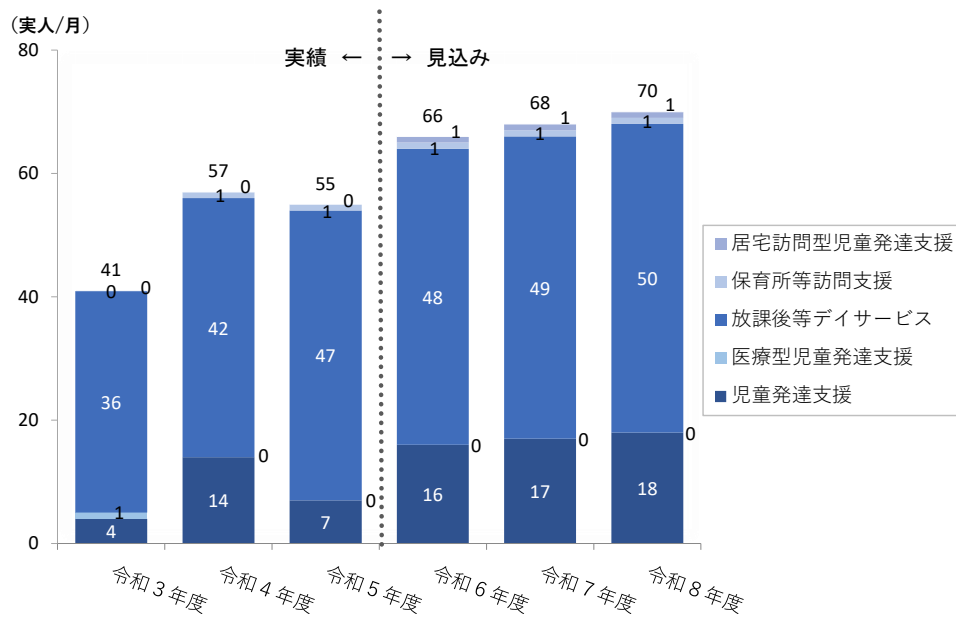
居宅訪問型児童発達支援は、令和3年度以降の利用実績がありませんが、令和6年度以降は、最低限の受け入れ体制の確保を目指し、1人/月を見込みます。

障害児通所支援の利用実績と見込み

| 障害児通所支援 | 実績値 | | | 第3期計画見込み | | | 実績値 |
|-------------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 児童発達支援 | 4 | 14 | 7 | 16 | 17 | 18 | 実人/月 |
| | 42 | 89 | 43 | 102 | 108 | 114 | 延人日/月 |
| 医療型児童発達支援 | 1 | 0 | 0 | | | | 実人/月 |
| | 5 | 0 | 0 | | | | 延人日/月 |
| 放課後等デイサービス | 36 | 42 | 47 | 48 | 49 | 50 | 実人/月 |
| | 255 | 324 | 353 | 360 | 368 | 375 | 延人日/月 |
| 保育所等訪問支援 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 実人/月 |
| | 0 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 延人日/月 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 実人/月 |
| | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 延人日/月 |
| 障害児通所支援 計 | 41 | 57 | 55 | 66 | 68 | 70 | 実人/月 |
| | 302 | 414 | 398 | 464 | 478 | 491 | 延人日/月 |

注:各年度末3月現在。令和5年度は9月現在

障害児通所支援の利用実績と見込み



注:各年度末3月現在。令和5年度は9月現在

【提供体制の確保策】

鴨川市では、放課後等デイサービスの事業所が少ない一方、利用希望は多くなっています。また、アンケート調査結果でも、現在利用状況を上回る割合の利用希望状況となっており、令和6年度以降は、さらに増加傾向を見込みます。

児童発達支援、放課後等デイサービスの利用見込みの増加にあたっては、既存事業所の定員増や拡充等また、新規事業所の開設の促進等により、サービス提供量の確保を推進します。障害児通所支援は、子どもの療育・リハビリテーション、保護者の学びや育児・介護の休息のために重要であり、個々の発達状況や障害特性に応じたきめ細やかな支援を必要とすることから、さらなる専門性の向上に関する研修会の開催などに取り組みます。

また、教育委員会による認定こども園や小中学校への巡回相談により、早期発見・早期相談への効果につながっていると同時に、保育教諭等はこの機会を通じて観察の視点や接し方等を学ぶ機会となっており、園や学校全体のスキルアップにもつながっています。

保育所等訪問支援も併せ、これらの実績をもとに療育と保育・教育の一層の連携を図り、それぞれの育ちの場で障害のある子もない子も共に育つ地域社会への参加・包容の推進に努めます。

第5編 計画の推進体制

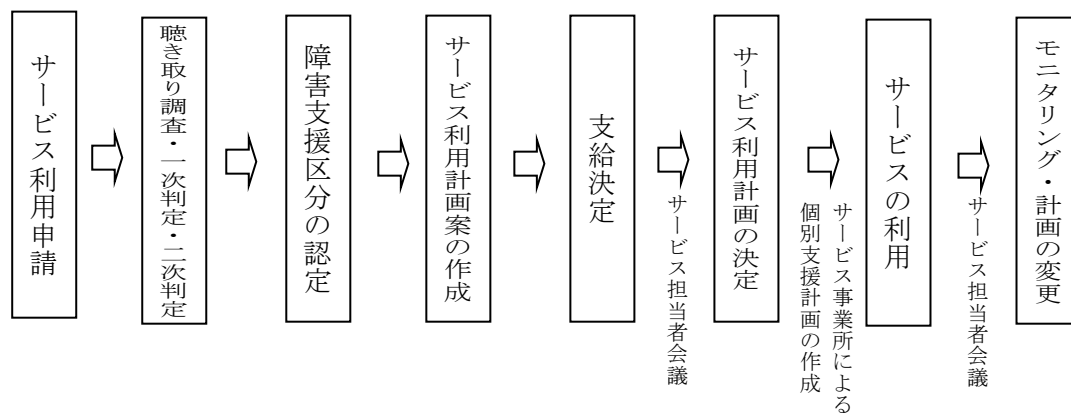
第1章 円滑な推進に向けた方策

第1節 適切なケアマネジメントの実施

障害者総合支援法に基づく自立支援給付と児童福祉法に基づく障害児通所支援（児童発達支援事業等）の利用にあたっては、「支給決定」の前段階で、指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所が一人ひとりの「サービス利用計画」（ケアプラン）を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行います。各サービス提供事業所は、この「サービス利用計画」（ケアプラン）をもとに、一人ひとりの「個別支援計画」を作成し、こちらも一定期間ごとにモニタリングを行っていきます。

この制度改正を踏まえ、正確・公平な障害支援区分の認定と支給決定、障害者一人ひとりのニーズに基づく適切なケアマネジメントが展開できるよう、認定調査員や審査会委員、相談支援専門員などの知識・技術の向上を図るとともに、きめ細かなサービス担当者会議の実施を働きかけていきます。また、こうしたしくみについて、市内の障害者や家族などへの周知に努めていきます。

サービスの利用申請から利用・モニタリングまでの概略



第2節 地域自立支援協議会の円滑な運営

障害者の生活支援ニーズと実際のサービスを適切に結びつけるには、指定相談支援などを通じた効果的なケアマネジメントの推進が欠かせません。そのためには、市、指定相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野などの関係者が支援ネットワークを構築していくことが重要です。

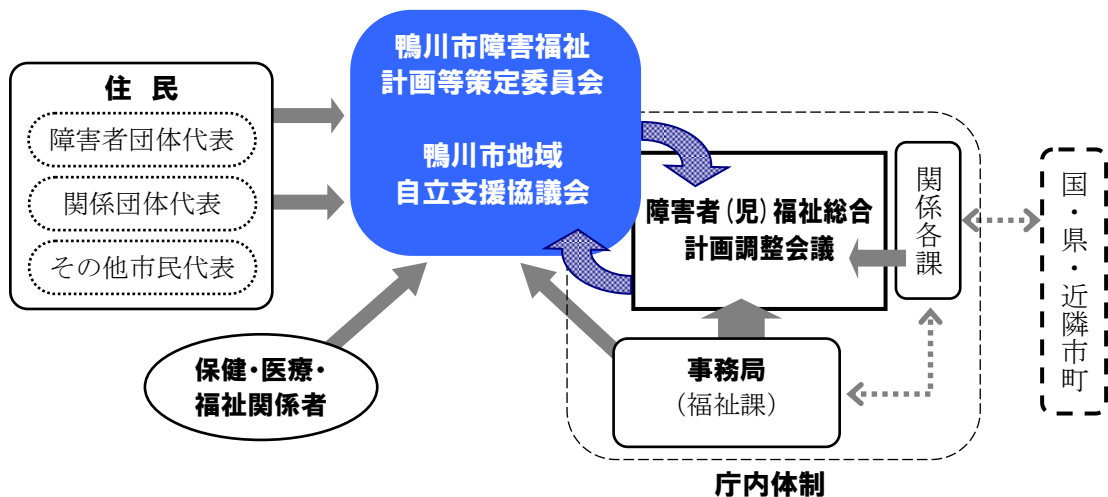
障害者自立支援サービスに関するこうした支援ネットワーク構築の中核的役割を果たす機関として「地域自立支援協議会」を設置し、随時、必要なケース検討や連絡・調整を行っていきます。

第2章 計画の進行管理

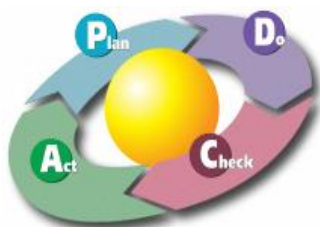
障害者(児)福祉総合計画を推進するため、障害者代表や各種関係団体の代表、保健・医療・福祉関係者、学識経験者、行政関係者等で構成される「鴨川市障害福祉計画等策定委員会」(障害者基本法第36条第4項に規定する審議会その他の合議制の機関に相当)を設置し、計画の進行管理を行っていきます。

また、障害者代表や、指定相談支援事業者、サービス事業所などの保健・医療・福祉関係者、関係各課の担当者などで構成される「地域自立支援協議会」を広域で運営し、相談支援・権利擁護、就労支援、地域生活支援等の方策について幅広い意見交換を図り、計画の推進につなげます。

計画の推進体制



また、本計画はPDCAサイクルに基づき進行管理に努め、障害福祉計画等策定委員会等で、計画の進捗状況の報告及び評価を行い、随時、施策の見直しに努めていきます。



PDCAサイクル

| | |
|------------|-------------------------|
| 計画 (Plan) | 目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する |
| 実行 (Do) | 計画に基づき活動を実行する |
| 評価 (Check) | 活動を実施した結果を把握・分析し、考察する |
| 改善 (Act) | 考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする |

第3章 専門従事者の育成・確保

県や近隣市町、関係機関等との連携を通じて、障害者福祉施策を推進していくうえで不可欠な保健・医療・福祉に関わる各種資格者、専門従事者等の計画的養成と確保に努めます。とりわけ、障害者の健康維持、機能回復、生活支援に従事する理学療法士(PT)、作業療法士(OT)、言語聴覚士(ST)、医療ソーシャルワーカー(MSW)、公認心理士(CPP)、相談支援専門員、社会福祉士(SW)、精神保健福祉士(PSW)、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)、介護福祉士(CCW)、ホームヘルパー等の専門職を広域的な連携のもとに確保し、資質の向上に努めていきます。

また、分野・組織を超えた合同研修会・交流会の開催などを通じて、障害者に関わる専門従事者間の連携の強化を図ります。

第4章 行政職員の資質向上

複雑・多様化しつつある施策ニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、各種研修の充実、ボランティア体験の実施などを通じ、行政職員の障害者への理解と人権意識・福祉意識の向上に努めます。

第5章 財源の確保

障害福祉サービスをはじめとする公的福祉サービスの充実や、地域での支え合いのネットワークの強化を図るために、安定的な地域の自主財源の確保に努めるとともに、国や県に対し各種財政的措置を講じるよう要請していきます。

參考資料

鴨川市障害福祉計画等策定委員会設置要領

(設置)

第1条 本市の障害福祉計画等の策定に当たり、障害者その他の関係者の意見を広く聴くため、鴨川市障害福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要領において「障害福祉計画等」とは、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づく市町村障害福祉計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20の規定に基づく市町村障害児福祉計画をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、本市の障害福祉計画等の策定について必要な事項を協議する。

(組織)

第4条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 障害者団体関係者
- (2) 福祉関連団体関係者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 障害福祉事業関係者
- (5) 識見を有する者

3 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、選任の日から第3条に規定する協議が終了するまでの間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

1 この要領は、令和2年7月21日から施行する。

2 委員の互選により委員長が定められていない場合の会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、健康福祉部福祉課が招集するものとする。

附則

この要領は、令和5年7月26日から施行する。

鴨川市障害福祉計画等策定委員会委員名簿

| 区 分 | 氏 名 | 所属団体及び職名 |
|----------|--------|------------------------------------|
| 障害者団体 | 栗原 定雄 | 鴨川市中心身障害者(児)福祉会 会長 |
| 福祉関連団体 | 寺尾 勝彦 | 鴨川市民生委員・児童委員協議会 会長 |
| 福祉関連団体 | 榎本 豊 | 鴨川市社会福祉協議会 会長 |
| 保健医療関係 | 小橋 孝介 | 鴨川市立国保病院 病院長 |
| 保健医療関係 | 野澤 憲子 | 千葉県安房健康福祉センター 鴨川地域保健センター 副センター長 |
| 障害福祉事業関係 | 民内 順子 | 障害者支援施設 しあわせの里 施設長 |
| 障害福祉事業関係 | 中川 正彦 | 障害福祉サービス事業所 鴨川ひかり学園 施設長 |
| 障害福祉事業関係 | 中島 展 | こども未来共生会 理事長・統括施設長 (鴨川そらいろ) |
| 識見を有する者 | 鈴木 希世佳 | 千葉県立安房特別支援学校 鴨川分教室 教頭 |
| 識見を有する者 | 福田 和史 | 鴨川市教育委員会 学校教育課 主任指導主事 |

用語解説

あ

アクセシビリティ

年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

一般就労

労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労。

インクルージョン

全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有し、地域社会に完全に包容され及び参加すること。

インフォーマルサービス

公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援（フォーマルサービス）以外の支援のこと。

NPO

Non Profit Organization の略で、民間非営利団体と訳される。日本においては、市民が自主的に組織し運営する、営利を目的としない市民活動団体という意味で用いられる場合が多い。1998（平成10）年12月に施行された「特定非営利活動促進法（通称：NPO法）」により法人格を取得した団体を特定非営利活動法人（NPO法人）という。

か

学習障害（LD）

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの。

共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。

居宅介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが自宅を訪問し、家事援助や入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

ケアマネジメント

障害者の地域における生活支援をするために、利用者全般にわたるニーズと公私にわたる様々な社会資源との間に立って、複数のサービスを適切に結びつけ、調整を図りつつ、包括的かつ継続

的にサービス提供を確保する援助方法。

計画相談支援

障害福祉サービスの利用に際し、支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行う。

行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。

コミュニケーション支援

音声言語による意思の疎通が難しい障害者や神経難病患者、高齢者に対して、手話通訳・要約筆記、電子機器やその技術を通してコミュニケーションの支援を行う。

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活圏の環境整備や住民のネットワーク化といった地域支援を行う。

さ

施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

児童発達支援事業

身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害児を含む）に対して、日常における基本動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。また、その家族に対しても必要な援助を行う。

自閉症

脳機能障害が原因でコミュニケーションの困難を示す障害。言語能力が低く、対人関係を嫌い、手順などに強いこだわりや固執を示すなどの症状がある発達障害の一種と考えられている。

重度障害者等包括支援

介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。

重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

A型は雇用型、B型は非雇用型を指す。

障害者（地域）自立支援協議会

サービス利用計画の作成などを含む相談支援事業を適切に実施していくために設置される協議会。機能としては、①中立・公平性を確保する観点から、相談支援事業の運営評価、②具体的な困難事例への対応のあり方についての指導・助言、③地域の関係機関によるネットワークの構築があげられる。

障害支援区分

障害福祉サービスの必要性を明らかにするため障害者の心身の状態を総合的に示す区分。障害支援区分は支援の必要度に応じて、区分1（軽度）から区分6（重度）の6段階に分かれている。全国統一の調査項目（一次判定）をもとに、主治医意見書と特記事項を参考資料とし、審査会によって障害支援区分の判定が行われる。

ジョブコーチ

障害者が職場に適応することを容易にするために援助を行う者をいう。ジョブコーチが派遣されることにより、職業習慣の確立や障害特性に関する理解促進などの人的支援等が実施され、障害者の就職及び職場定着の促進が図られる。

自立支援医療

平成18年4月から、従来の精神通院医療費公費負担制度、育成医療及び更生医療が再編されて、障害者自立支援医療となった。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行う。

生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービス。

成年後見制度

判断能力に不安のある成年者（認知症高齢者・知的障害者・精神障害者）を保護するための制度。平成11年12月の法改正により禁治産、準禁治

産制度から、各人の多様な判断能力及び保護の必要性の程度に応じた柔軟かつ弾力的な措置を可能とする補助・保佐・後見の制度に改められた。平成12年4月施行。

相談支援事業

障害者等や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、関係機関との連絡調整など、必要な援助を行う事業。

た

短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気やその他の理由により介護ができない場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

地域移行支援

施設や病院に長期入所（入院）していた障害者が、地域での生活に移行するために必要な住居の確保や新生活の準備等について支援する。

地域活動支援センター

創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設。

地域定着支援

居家で一人暮らししている障害者に対し、夜間等を含む緊急時における連絡、相談等のサポートを行う。

注意欠陥・多動性障害（ADHD）

不注意（集中力がない・気が散りやすい）、多動性（じっとしてられない・落ち着きがない）、衝動性（順番を待てない・考える前に実行してしまう）の3つの要素がみられる発達障害のひとつ。

同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等について、移動時やそれに伴う外出先において、必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）や援護を行う。

特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う。

特別支援教育コーディネーター

保護者や関係機関に対する学校の窓口として、

また、学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整役的な役割を担い、障害のある児童生徒の発達や障害全般に関する一般的な知識及びカウンセリングマインド（相手の人間性を尊重・理解し、心の触れ合いを重視する）を有する者。

トライアル雇用

正式には、トライアル雇用事業という厚生労働省の事業。障害者雇用をためらっている事業所に対して、試行（トライアル）雇用の形での受け入れを要請し、本格的な障害者雇用に取り組みきっかけづくりを進めるもの。

な

日常生活自立支援事業

認知症、知的障害、精神障害等があるため判断能力に不安のある人が、自立した地域生活を送れるように福祉サービスの利用援助を行うことにより権利擁護に資することを目的とした事業。実施主体が利用者の状況を調査し、利用者の参加を得て策定した「支援計画」に基づき、生活や福祉に関する情報提供や助言、手続きの援助、福祉サービスの利用料の支払い、苦情解決制度の利用援助などを実施するほか、日常的な金銭管理等を行うこともできる。

日常生活用具

日常生活上の便宜を図るための用具で、以下の6種類の用具がある。

- ①介護・訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排せつ管理支援用具、⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

は

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現する場合が多い。

バリアフリー

障害者や高齢者などが暮らしやすくなるために、道路の段差など、障壁をなくすことをいう。

福祉的就労

障害のため、働く機会が得られない障害者の「働く権利」を保障する場。授産施設や小規模作業所などを指すことが多い。

福祉避難所

障害者や高齢者、妊産婦などの災害時要援護者

は、一般の避難所の生活では、疲労やストレス、持病の悪化等を原因とする関連死に至る事例が報告されている。このような関連死を防ぐために福祉避難所が制度化された。福祉避難所とは、市が設置する要援護者のために特別の配慮がなされた避難所のこと、災害救助法が適用された場合において、概ね10名の要援護者に1名の生活相談職員（要援護者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う専門職）等を配置することができる。また、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すり等の器物、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、その他の消耗品について、市は国県の補助を受けて確保することができる。

保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士が訪問支援し、保育所等の安定した利用を促進する。

放課後等児童デイサービス

放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進する。

補装具

身体機能を補完し、または代替し、かつ長期間にわたり継続して使用されるもので、義肢、装具、車いす等の器具をいう。

や

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人利用可能なように利用者本位、人間本位の考え方にたって、快適な環境をデザインすることを指す。ユニバーサルデザインを説明するにあたり、下記の7つの原則が用いられる。① だれにも公平に利用できること（公平性の原則）② 利用者に応じた使い方ができること（柔軟性の原則）③ 使い方が簡単ですぐわかること（単純性と直感性の原則）④ 使い方を間違えても、重大な結果にならないこと（安全性の原則）⑤ 必要な情報がすぐ理解できること（認知性の原則）⑥ 無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使えること（効率性の原則）⑦ 利用者に応じたアクセスのしやすさと十分な空間が確保されていること（快適性の原則）。

ら

ライフステージ

人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階をいう。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区分され、誕生・入学・卒業・就職・結婚・子どもの誕生・退職・死などそれぞれの段階に応じた節目となる出来事を経験する。また、それぞれの段階ごとに特徴的な悩みや問題などがある。

リハビリテーション

単に医学的な機能回復訓練にとどまることなく、医学的、教育的、職業的、社会的な幅広い分野で、ライフステージのすべてにわたって、障害者が人間としての尊厳を回復し、生きがいをもって社会に参加できるようにすることを目的とする援助の体系。

療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う。



鴨川市障害者（児）福祉総合計画

令和6年3月

編集・発行 鴨川市市民福祉部福祉課
〒296-0033
千葉県鴨川市八色887-1
鴨川市総合保健福祉会館（ふれあいセンター）
電 話 04-7093-7112
FAX 04-7093-7115
E-mail fukushi@city.kamogawa.lg.jp

